

休眠預金活用事業 事業計画書【2023年度通常枠】

必須入力セル
任意入力セル

基本情報			
申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	地域の中で、不登校の子どもの多様な学びを支えるネットワーク構築事業	
	事業名（副）	公教育とフリースクールの連携を強めるために	
	団体名	特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク・特定非営利活動法人全国	コンソーシアムの有無 あり
事業の種類1	①草の根活動支援事業		
事業の種類2	①-1全国ブロック		
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題
学校教育に合わない児童生徒に、必要な学びと、自ら考える力を育む。こどもの社会参画を支援していく。市	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適	公教育に合わない子どもが社会に出ていくために、公教育以外の学びが必要になっ
10.人や国の不平等をなく	10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切	公教育が合わないというだけで、教育の機会が制限されない。どの子にも学ぶ権利がある
4.質の高い教育をみんなに	4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともい	経済状況や公教育を受けなくとも、社会の一員として活躍できる

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	194/200字
全国のフリースクールがつながり、子どもの育ちは多様にあることが望ましく、子どもに合う学びが選択できる、社会を実現します。私たちは、公教育制度のみにとらわれることなく、子どもの最善の利益と、学び・育つ権利を保障するために活動しています。私たちが考え、目指している社会は、子どもたち一人ひとりが人権を守られ、尊厳ある存在としてあつかわれる社会を実現します。誰もが自分らしく生きられる社会です。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
2009年2月「フリースクールからの政策提言」文科省への政策提言を採択 高校等に在籍しない15歳以上の子どもがフリースクールに通う際にも通学定期取得。フリースクール等への経済的支援や学校復帰のみを目的とした不登校政策の見直し政策提案の実施。フリースクールの設立支援・人材育成。2016年には、「教育機会の確保法」を超党派議員連盟と共に成立。全国の不登校児童生徒の多様な教育機会を増やしている。	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2024年	(終了)	2027年	対象地域	全国	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	不登校の児童生徒（小中学生）、約299,000人（2021年文科省調査）の学校内のうち、どの機関の支援も受けていない学校外の学びを必要としている子ども。					(人数)	114,217人	
最終受益者	本事業を通じて、支援ができる不登校の児童生徒					(人数)	15,000人	

	学校外の学びの場フリースクールと、交流・支援の場としての「こども食堂」と公教育（学校・教育委員会）を結び学校外でも学ぶ機会を創出し、不登校でありながらも教育の支援を受けていない子どもへ教育機会提供する。同時に必要な学びを得ることによって、学習する権利を保障し、学校外の学びを選ぶことにつながる。神戸市で行われているような、官民合同の相談会。千葉県条例として定められた「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を根拠とした、不登校の子どもの学習機会を増やす官民での協力体制づくりの先行事例をもとに具体的には教育委員会、学校、フリースクール、子ども食堂等の事業連携をする。推進する官民包括の見守り体制「（仮称）チームこども」を構築し、現在不登校でありながらもこの支援も受けない子どもへの多様な学びへのアクセスを強化する。「（仮称）チームこども」は、東京都、千葉（千葉市）・宮城県、滋賀県、兵庫県（神戸市）での先行事例からのナレッジを参考にして組成、活動することとなる。フリースクールでの様子等を現籍校の教師に共有する等、個別の生徒に最適な学びの場の提供を検討するケース会議や、学校に戻すことに拘る保護者向けに民間が蓄積してきたナレッジも活用した行政・民間の合同相談会を実施する。その結果、生徒本人にとって最適な学びの場を関係者が連携して追求する枠組みを作る等の活動を実施する。なお、「（仮称）チームこども」でこども食堂では経済的に困難な子どもや時々学校に通う子どもを受け入れる、等も含めて行う。フリースクールでは、子どもミーティングや対話を中心とした学び、教科学習等を望む子どもを受け入れることを想定している。また、相談をすることにも不安を覚える子どもには、受援力を高めるCAP（子どもへの暴力防止）のプログラムや不登校の「親の会」との連携も深め事業成果を高める。
791/800字	

III. 事業の背景・課題

(1)社会課題	959/1000字
毎年増え続ける不登校児童生徒（今年度：小・中学生 約30万人、前年比24％増）の学校外の学びの場があまりにも少ない。学校外の学びの場が足りないので不登校児童生徒全体の38％114,217人は、どこでも学ぶ機会がない。学校の支援を受けることで、学校復帰を促されるのではないかと不安を覚える子ども。いじめ等で人間関係を壊しているので、いままら元の学校に戻れない子ども。これらのこどもたちは現在、社会制度が整備されないがゆえに、本人たちで自分の学び場を探す以外に、教育機会を受けることができない。 現在、文科省はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの導入により、学校中心の不登校対策を行う結果（文科省）、学校につながることで自分が、自分の精神的な苦痛になる子どもにとっては、選択の余地がない。学校外の居場所、フリースクールは、その利用費用が受益者負担であるので、経済的な困難を抱えている子どもには、通うことができない。また、多くのフリースクールは都市に集中しているので、地方の子どもにとっては利用したくともできない。また多くのフリースクールは経営基盤が脆弱であるがゆえに、人材育成が追いつかず、不登校の子どもを受け入れたくとも受け入れられない状況にある。 現状では民間のフリースクールと行政と連携ができていないので、学校にしか関わっていない不登校児童生徒が、学校外の学びにつながれていない。これは、社会の仕組みが増え続ける不当児童生徒にとって必要な支援の形がつけられていないからだ。これまで、本人の意思、意見表明を尊重するフリースクールと学校復帰を原則にする教育委員会・学校には、目的が異なるがゆえに連携できない課題が横たわってきた。この発想は大人の都合であり、本人中心の学びを支援する立場には立っていない。子どもには、自分にとって必要な学びを選択する権利があるにもかかわらず、多くの場合、必ずしもその意見は尊重されず、結果引きこもる子どもや、学びの機会を手に入れない子どもを増やしてきた。また、不登校では保護者の意識変容が大きな本人支援の要素になるにもかかわらず、学校は個別対応をしてさまた民間で蓄積された知見を活用しなかった。その結果、保護者が無用の圧力やストレスを本人に加えることにつながった。	
(2)課題に対する行政等の既存の取り組み	187/200字
これまで、教育委員会・学校は、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを導入し、学校復帰を前提とする支援に終始し、本人が学習の場所や機会を選択することができなかった。また、不登校を怠け、学校不適応という言葉で判断し養育等の問題を指摘し、多くの当事者や保護者を精神的に苦しめることもあった。また、フリースクール等で学ぶことの意義は評価しつつも、積極的に応援することもなかった。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	117/200字
フリースクール全国ネットワークは、政策提言により2016年に「教育機会の確保法」を議員立法により成立させ、不登校になったこどもの権利等をしっかり認め、休息することの必要性も法的に認めさせながら、こども中心の学校外の学びを実践してきた。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	191/200字
1人でも多くの不登校児童生徒が、学びの機会を得るには、行政と民間。それぞれの資源を有効に活用していくことが全体とされるが、それぞれに文化が違うことから、これまで相談やノウハウの共有さえも行われなかった。本事業を通じてのノウハウの蓄積を行うことで、現状よりも多くの学習の機会を提供できる。またこの実績は、全国の自治体に展開できるモデルケースとなり、有効な事例を多く提供できることになる。	

IV. 事業設計

(1)中長期アウトカム 事業終了から●年後（各団体が想定する時期）に事業実施によって事業対象グループがどのような状態になり、どのような社会になることを目指しているかを記述してください。＜記入例＞事業終了後●年後に（対象地域）において○○することにより、（対象グループ）が○○された地域や社会になる

「チームこども」の公教育と民間の連携事例が全国20都市に波及している。官民包括の見守り体制「（仮称）チームこども」事業終了3年後、COCOLOプラン（文科省が2023年3月に出した、不登校児童生徒の多様な学びの機会を増やしていくための政策）の政策や自治体ごとに行われているフリースクール通所助成とも連携し、学校内、教室外の学び場、フリースクール等で学ぶこどもたちが3年間で現在全国で15,000人まで増えてゆく。114,217人のどこにも支援を受けていない不登校児童生徒が全体で12,000人減少する。学校に行かないこどもたちが、多様な学びの選択の機会を手に入れるようになる。保護者や関係者の学習機会を増やし、こども中心の学びを支援できるようにする。結果、不登校児童生徒が、必要以上に悩み混乱する状況の改善につなげる。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
文科省のcocoloプラン「チーム学校」（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等）に加えフリースクール、子ども食堂が連携する「チーム子ども」（仮称）を組成		〈市区町村で5－10エリア） 具体的な連携の事例の創出		0エリア		〈市区町村で5－10エリア）

COCOLOプランで定義するチームこどもと当
事業で定義する（仮称）チームこども は構成
メンバーが違うのではないかと思います
が、そのあたりも解説して頂いた方が
良いと思います。

実行団体がこども家庭庁とも連携しつつ、市の（福祉部局と教育委員会の連携を強化）にこわえ、民間主導のフリースクールやこども食堂をはじめとする地域の様々な学びの場所や、こどもの居場所が連携した官民包括的見守り体制「チームこども」（仮称）の先行事例が組成されている状態（東京、千葉、宮城で先行事例あり）	(市区町村で5-10エリア)	0 エリア	(市区町村で5-10エリア)
実行団体は、「チームこども」（仮称）による、学びにアクセスできない子ども達について検討する「ケース会議」の実施、合同相談会の実施といった、具体的な施策の先行事例が実施されている状態（市区町村で5-10エリア）	(市区町村で5-10エリア)	0 エリア	(市区町村で5-10エリア)
実行団体において、不登校により学びにアクセスできない子ども達（人）が、包括的見守り体制「チームこども」（仮称）ができることで、地域の中で多様な学びの場、居場所にアクセスができる状態。	(市区町村で5-10エリア)	114,217人	114,217人のどこにも支援受けていない不登校児童生徒が全体で6,000人減少する。

↓事業終了時に資金分配団体の実行団体への組織基盤強化により実行団体がどのような状態になるのか、また環境整備支援により社会課題を自律的・持続的に解決する仕組みがどのように構築されるのか等、目指すことを記載

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
各実行団体が連携に必要なコーディネイトスキル、行政文化への知識、連携にノウハウ等を得る		各団体の中で緩やかな連絡会議、学習会等が行われる		現在は、ほとんど理解がない		事業に関わる人の70%以上が、それぞれの役割を理解する
実行団体が、学校やフリースクール、子ども食堂などのステークホルダー間の情報共有、関係構築により、効果的な役割分担を行うことができるようになる		各団体の役割や、目的を理解できている。その上で、不登校の子どもに対して関わり役割分担が理解できている		現在は情報の共有は限定的にしか行われていない		事業に関わる人の70%以上が、目的を共有した上で役割分担をする
資金分配団体は、「チームこども」（仮称）のモデルとなる事例の創出できるようにコンテンツをわかりやすくモデル化する。		それぞれが、抱える不登校児童生徒のうちで、自団体だけでは支援できない事例のうち、他団体との連携を求める子どもを支援する事例		現在はほとんど事例共有されていない		この事業を通じて、どこにもつながれない子どもを地域の不登校全体から1割減らす
「チームこども」が他エリアで横展開。学校、教育委員会、フリースクール、不登校の親な親の会との連携を他地域でも展開できるように、枠組みづくりや相互の関係づくりのノウハウを提供する		事業連携に必要なノウハウや、各団体の役割をまとめた上で行政の枠を超えて学び合う機会の提供		現在ほとんどノウハウ提供がされていない		各地域の学習会を増やしていく、年間3回以上の行政の枠を超えた学習会の実施
これまで、学校や教育センターしか行き場がなかった不登校の児童生徒の学びの場の選択肢が増える。多様な学びの機会を得ることができる。		不登校により学びにアクセスできない子どもが「チームこども」（仮称）ができることで、地域の中で多様な学びの場につながる		現在ほとんど不登校の子どもが、他の学びの場につながった事例がない		事業終了までに、相互の支援関係の中での連携事例増やしていく。
実行団体は、学校やフリースクール、子ども食堂などから連携によって、教育センターやフリースクール等につながっていない子どもの事例を減らす		子どもたちの主体的な学びの判断ができるように、実行団体は、子ども中心の学びを支援できるようにする		現在は、不登校の子どもたちの主体的な判断を応援するしくみがない。		チーム子どものしくみを活用する人が地域の不登校児童生徒の10%を超えるようにする。

こども家庭庁と福祉部局と教育委員会と実行団体が連携できる理由（連携することにより、それぞれの組織がどんなリターンを得られるか）をどこかで示してもらとうと良いと思います。なぜ連携できるか？その実現可能性がこの事業の肝なので。 | 渋谷

市町村で5-10エリアとありますが、実行団体の採択予定が5-10団体ですか？

学びの場の確保をアウトカムとしている中で、居場所と学びの場との関連性・因果関係について記載してもらうとう良いと思います。 | 渋谷

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期	
実行団体事務局を整備することで活動の組織基盤をつくる		1年目	0/200字
実行団体の連携会議等を行う		1年目	26/
資金分配団体を經由して全国の先行事例（宮城県、千葉県）の学習検討会を行う		1～3年目	13/
実行団体が地域の中でフリースクール、子ども食堂の実態を調査する		1年目	36/
実行団体は、地域のステークホルダーである学校、教育委員会、子ども食堂、フリースクール全体が学び合う学習会を実施する		1～3年目	31/
実行団体は、オンラインでの学習等を通じて、資金分配団体が主催する学習会で、全国での連携ノウハウを共有する		1～2年目	57/
実行団体同士は、事業期間を通じて、成功事例の事例を発表しノウハウの共有を定期的に行う		1～3年目	52/
実行団体は、事業を実施を通じて、活動のコンテンツをわかりやすく整理、編集する		1～3年目	42/
実行団体は、必要に応じた、活動ノウハウの情報の発信、広告を行う		1～3年目	38/
実行団体は、成果を出している団体へ研修に行き、連携に必要なスキルを学びにくい		1～3年目	31/
実行団体は、事業を効果的に進めるために、行政への政策提案や、活動の啓発に必要な媒体を作成する		1～3年目	38/
実行団体は、学校の教職員や子ども食堂関係者が不登校児童生徒の自律の構造を学ぶ学習媒体の作成を行う		1～3年目	46/
実行団体は官民協働での不登校の相談会・学習会の実施し、不登校児童生徒の学びの場の子どもたちの主体的選択を促進させる		1～3年目	48/
実行団体は、不登校の親の会の実施等実施し、保護者を通じた子どもの個性に合わせた学び場に届くようにする		1～3年目	55/
実行団体は、構成する各団体のスタッフの日常的なスキル向上ができるように、学習会等を行う		1～3年目	50/
実行団体は、不登校への学びが加速するように、学校長や各団体のリーダーを対象としたマネジメント研修を行う		1～3年目	43/
実行団体は「チームこども」と呼ばれる不登校児童生徒が必要な学びができるような、関係者のケース会議等を実施する		1～3年目	51/
			54/

実行団体は、不登校児童生徒の学びを支援する地域ボランティア等の連携会議を組織し、学習活動を促進する	1～3年目	49/
実行団体は、自治体等と連携し、学校外の学びを経済的に支援する教育バウチャー等の民間団体への通所助成実施を行う	1～3年目	54/
実行団体は、関係機関と連携し経済困難家庭の不登校児童生徒の学習支援を検討する	1～3年目	38/
実行団体は、行政とも連携し、地域の不登校児童生徒の子どもの声を聞き、事業に反映させるアンケート等調査事業を行う	1～3年目	55/
実行団体は、地域の不登校児童生徒の保護者の声を聞き、事業に反映させるアンケート等調査を行う	1～3年目	45/
実行団体は、教育委員会、学校と連携し学校関係者の声を聞き、事業に反映させるアンケート等調査を行う	1～3年目	48/
実行団体は「チームこども」のをつつした学校と学校外の学びとの障壁を超えていくために、官民ともにケースワークの実践研修を増やす	1～3年目	62/
実行団体は、他地域とのノウハウの共有や、原籍校（こどもの在籍校）との連携を強化するためのケース記録の共有の仕方等の学習を行う	1～3年目	62/
実行団体は、こども食堂では経済的に困難な子どもや時々学校に通う子どもを受け入れる、冒険あそび場等では、小学生の不登校を受け入れる。フリースクールでは、子どもミートングや対話を中心とした学び、教科学習等を望む子どもを受け入れる	1～3年目	113/200
実行団体は、相談をする子どもにも不安を覚える子どもには、受援力を高めるCAP（子どもへの暴力防止）のプログラムや不登校の「親の会」との連携も深め事業成果を高める	1～3年目	79/200

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	200字	時期	
資金分配団体は、行政と民間が事業連携をする際の行政とのコミュニケーションの仕方や連携のつくりかたへのノウハウを提供する	1～3年目	0/200字	
資金分配団体は、実行団体と行政関係者に対して、文科省政策COCOLOプランの説明や全国の成功事例の共有、学習の機会を提供する	1～3年目	59/200字	
資金分配団体は、むすびえによる支援によって、実行地域内の子ども食堂を紹介し、連携のためのコーディネートを行う	1～3年目	62/200字	
資金分配団体は、地域の課題の調査を行う。また、これまでの実行地域の、関係団体や行政等の調査を行う	1～3年目	54/200字	
資金分配団体は、全国での先行事例（千葉県、宮城県）の事例の状況を学習すると同時に、現場で、事業を支える関係者の取り組みの構造等を学習する	1～3年目	48/200字	
資金分配団体は、実行団体の中で地域コーディネーター人材育成に関わる研修等を行う	1～3年目	68/200字	
資金分配団体は、定期的に実行団体のグループコーチングによる伴走支援（月2～3回程度）を行う	1～3年目	40/200字	
資金分配団体は、現場担当者向けケースワークの研修を行い、「チームこども」が動きを加速するように支援する	1～3年目	45/200字	
資金分配団体は、実行団体の事業実施地域の啓発を行うために、個人情報管理に配慮した情報の発信のスキルアップを図り、地域の理解を促進する	1～3年目	51/200字	
資金分配団体は、助成事業終了を事業を持続するために、クラウドファンディング等自己資金確保に関するスキルアップを行う	1～3年目	66/200字	
資金分配団体は、地域の実情に合わせて千葉県で行われているような官民相互の学習会を通じてコーディネーション、行政との調整、民間団体同士の連携強化のための研修を行う	1～3年目	57/200字	
資金分配団体は、事業終了後のために、民間財団と実行団体との連携をつくりだすようにする	1～3年目	80/200	
資金分配団体は、本事業の成果を都道府県の教育委員会に伝えていながら、実行団体の活動が行政の理解を深めるようにする	1～3年目	42/200字	
資金分配団体は、実行団体の中で1名以上、准認定ファンドレイザーの講習を受けることを資金集めへのノウハウの蓄積を促進させていき、事業終了後の活動の継続につなげるようにする（3）-1に准認定ファンドレイザーの講習を受講し資金調達に関する基礎知識を得るを記載されると良いかと。 渋谷	1～3年目	57/200字	
資金分配団体は、学校の教師、スクールソーシャルワーカーなどの現場担当者がより積極的に事業を促進させるように、事業成果とその目的を共有する	1～3年目	140/20	
資金分配団体は、実行団体の中で、こども親（不登校の子どもが社会参画するプロセス）を共有できるような学習会を行う	1～3年目	68/200字	
資金分配団体は、教育バウチャーの発行を行う民間団体の事例を学び、共有することで事業終了後のフリースクール通所助成の仕組みづくりへの参考にする	1～3年目	56/200字	
資金分配団体は、全国の行政が行うフリースクール通所助成を調査し、実行団体自治体担当者とともに不登校の子どもの学びを財政的支援することで参加者が増える実例を学ぶ	1～3年目	70/200字	
資金分配団体は、2023年度青森県教育再生会議で行われているような、教育行政の変化を促す、NPOやフリースクールの活用事例を提供し、学校のマネジメントの参考にする	1～3年目	79/200	
資金分配団体は、全国で実行団体が行う学習会の記録をオンラインで配信し、他の実行団体での参考にする。同時に実行団体同士が知見を蓄積して、変化を作り出す参考にする	1～3年目	81/200	

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	フリースクール全国ネットワーク加盟団体を中心に、オンラインでの説明会を実施。むすびえ等と一緒に告知の実施。動画配信行政、社協等に向けた説明会も併せて実施。民間と行政の垣根を下げていく効果について、広く理解を高めていく。本事業を通じて変化は作り出す事が可能であるという実践事例をメディア等にも共有、広報につなげていく。	169/200字
連携・対話戦略	こども食堂やフリースクールの地域ワークと県域ネットワークとの連携を行い事業を実施。教育委員会や学校等の行政との連携もつくりだす。よって、民間と連携することで、不登校の子どもたちの学習機会を確保できるという結果。及び教育機会を増やすという成果のための連携効果を出していく。メディア等でも相互の協働事業であることを強調していく。	162/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	自治体独自のフリースクール等に対する通所の資金助成が個人に対して行われている。本事業を経験することで、フリースクール通所助成と地域ネットワーク形成の結果できたケース会議が連動することで、行政のみの資金援助を依存しない、地域の実情に合わせた不登校支援策ができる全国的で自治体独自のフリースクール等に対する通所の資金助成が個人に対して行われている。この助成と地域ネットワーク形成の結果できたケース会議が連動することで、より広範囲に国にのみ資金援助を依存しない、地域の実情に合わせた不登校支援策ができる。また、多様な財源（寄付や助成）を積極的に活用することで、官民の支援のもとに事業が継続できるようにしていく。その際に、受益者負担に頼らない事業運営をしている子ども食堂のノウハウを積極的に活用していく。文科省の地域連携事例に紹介することで、国、自治体と連携した不登校児童生徒の学びづくりを加速していく。	398/400字
実行団体	2023年3月に文科省は新しい不登校対策「COCOLOプラン」を発表。その中で教育委員会、学校と民間の連携を強く打ち出している。これまでのスクールカウンセラーの活用から、NPO民間（フリースクール等）との連携強化に政策変更を行った。全国にこれから300箇所設置しようとする「多様な学び実践校」。また、自治体はフリースクールへの通所助成を全国で18自治体（2023年10月現在）で行なっている。本事業を通じて自治体の通所助成金等の政策提案を行うことで、通所助成等の予算づけが行われるようにしていく。同時に、市レベルでの実績を、県域での実績に上げていくことで、県と市、国の文科省施策と連動した不登校児童生徒の学びのをつくることができる。	317/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	799/800字
2021年緊急コロナ枠での休眠預金事業を実施している。これを行うことを通じて、経済的に困難な不登校児童生徒が、フリースクールに通所する資金助成を行う、約300名（のべ）近い児童生徒の学習機会を創出することができた。また同時に、本人はフリースクールに通えないけれども保護者が支援を必要とする家庭には、相談事業等を無償で行い、親の支援を強化することで、無用な混乱を防ぎながら、本人支援に繋げていった。フリースクールの立ち上げ支援を毎年行い人材育成をするともに、「実例から見るフリースクールのつくりかた」（2021年）。「フリースクール 僕らの居場所はどこにある」（2009年）。「フリースクール白書2022」（2023年）を出版して、全国各地でフリースクールの立ち上げや、不登校相談の実践を重ねてきた。2016年には、超党派の国会議員立法により「教育機会の確保法」を成立させ、不登校の多様な学びの制度を確立した。この取り組みは、また子ども中心の教育のあり方は公教育の中でも実践され、子どもミーティング、子ども会議を教育実践の中に取り入れた学校もある。不登校だけの枠を超えて、当団体が呼びかけ団体となり、シュタイナー、モンテッソーリ等のオルタナティブ教育（自ら選択的に学びを選ぶ教育）との連携も深め、これまでに数回の「多様な学びの実践研究」を重ねてきた。フリースクールの事業評価についても東京学芸大学とともに実践を積み重ねてきた。フリースクール同士の相互評価を含めた評価実践が、活動の質を上げていくことについても理解を深めている。また、10代の自殺が9月1日に一番多いことを危惧し、「全国子ども食堂ねとワークセンター・むすびえ」や「多様な学びプロジェクト」「チャイルドライン」と「学校ムリでもここあるよ！」という民間の居場所の提供と相談場所を伝えるキャンペーンを4年連続で実施し参加団体を増やしている。	
(2) これまでの伴走支援等の実績	731/800字
フリースクール全国ネットワークでは、2022年に全国のフリースクールへの調査事業を19年ぶりに実施した。運営者、スタッフ、保護者、子どもそれぞれの視点から不登校の支援に有効な目標や支援方法をデータとして理解している。同時に、本事業を通じて専門家とも意見交換をし、フリースクールの事業評価やオンラインでの学習等への知見の共有等も行っている。フリースクール全国ネットワークでは、2021年セーブ・ザ・チルドレンジャパンを資金分配団体とする緊急コロナ枠での休眠預金事業を実施している。本事業に参加した約35団体との毎月の定例ミーティングの実施や研修等を行い、課題をしっかりと見つめながら団体として目的実現のために何をすべきか？行動方針の立て方や実践を支援してきた。フリースクールの運営者向けに、2021年よりマネジメント研修を行い、持続活動な多様な学びの場の経営を行うには、財源の多様化と人材の育成の双方を行う必要性を学んでいる。これまで、グループコーチングの研修等も組織内で実践。個人が変化するには複数の個人が、一緒に変化を創りだすことの価値を学んでいる。全国に約500あるフリースクールのうちで当団体に加盟するフリースクールは約90団体。当団体の研修等を受けた団体は150団体ある。相談やケースワークについてもノウハウを提供している。また、2015年より文科省の「不登校等の調査協力者会議」の委員を当団体から輩出している。今回の2023年3月に出された「COCO LO」プラン（文科省）には、当団体が提案した不登校の保護者会等の民間との協働の提案が具体的な施策として採用されている。自治体との連携事例のノウハウも団体としては千葉県、宮城県、滋賀県等で蓄積している	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5～10地域（市のエリアでイメージしている）	
(2)実行団体のイメージ	実行団体は、地域の不登校支援ネットワークを想定している。フリースクールが事業の中核を担う。（事務局）そこに子ども食堂や冒険遊び場、放課後等デイサービス、教育委員会、学校などで構成された事業連携体を組織する。必ず行政や学校と民間団体が複数で構成されるコンソーシアムを想定している。行政を巻き込むための工夫が事業の成果を左右するので、フリースクール通所助成を実施している団体に積極的に事業を提案する。	198/200字
(3)1実行団体当り助成金額	単年度 700万円 3年間で2,000万円程度 総額170,000,000円助成を想定している。	50/200字
(4)案件発掘の工夫	すでに地域ネットワークが存在するエリアでフリースクールと教育委員会のネットワークを形成し、官民相互の学習会を行なっている団体。神戸市では、不登校の相談会を官民合同で行い、どこにも相談につながらない児童生徒を減らそうと共に行なっているような地域。現在フリースクールへの通所助成を待っている自治体を中心に、案件形成を、フリースクール全国ネットワークと、むすびえの双方から働きかけ、事業形成を促す。	195/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無あり		
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	コンソーシアムの幹事団体フリースクール全国ネットワーク（代表理事江川和弥）と むすびえが連携して行う。 （フリースクール全国ネットワーク）中心にフリースクール全国ネットワークに関係している団体から3名のチーム。会 （フリースクール全国ネットワーク 事務局）むすびえより1名（事業バックアップチーム（リサーチサポート3～5名）。井上会計事務所 会計処理	188/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	これまでの休眠預金事業での実績がある、むすびえから協力していただき、事業の運営に関しては、団体の運営の健全性やそれを担保する規約等の整備を事業終了後まで整備してゆく。（伴走支援）	89/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/09/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	地域の中で、不登校の子どもの多様な学びを支えるネットワーク構築事業	
	団体名	特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク・特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センターむすびえ☒	

	助成金
事業費	117,590,000
実行団体への助成	100,000,000
管理的経費	17,590,000
プログラムオフィサー関連経費	23,670,000
評価関連経費	10,200,000
資金分配団体用	5,400,000
実行団体用	4,800,000
合計	151,460,000

1. 事業費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
事業費 (A)	0	36,190,000	35,700,000	45,700,000	117,590,000
実行団体への助成	0	30,000,000	30,000,000	40,000,000	100,000,000
－					
管理的経費	0	6,190,000	5,700,000	5,700,000	17,590,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,690,000	7,990,000	7,990,000	23,670,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,920,000	4,920,000	4,920,000	14,760,000
その他経費	0	2,770,000	3,070,000	3,070,000	8,910,000

3. 評価関連経費 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,400,000	3,400,000	3,400,000	10,200,000
資金分配団体用	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
実行団体用		1,600,000	1,600,000	1,600,000	4,800,000

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	47,280,000	47,090,000	57,090,000	151,460,000

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

助成申請書

申請日 2023年 12 月 10日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所	申請団体の住所	東京都港区港南1丁目 番36号
申請団体の名称	申請団体の名称	アリス川BF エキパートオフィス 品川801号
代表者の氏名	代表者の氏名	特定非営利活動法人
法人番号	法人番号	アリス川BF エキパートオフィス 品川801号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申請団体の名称： 申請団体の名称
特定非営利活動法人アリス川BF エキパートオフィス 品川801号
2. 申請団体の住所： 申請団体の住所
東京都港区港南1丁目 番36号 アリス川BF エキパートオフィス 品川801号
3. 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地： 965-0042
福島県会津若松市大町1丁目1-51 紀伊屋
4. 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
5. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

1 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

2 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。

3 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。

4 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）第 17 条第 3 項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{*1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去3年分）＊
- 11 決算報告書類（過去3年分）※3・※4
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出された場合のみ）※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

コンソーシアムに関する誓約書

申請日 2023年 12月 8日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

コンソーシアム構成団体

幹事団体: 団体名称 特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク 代表者氏名 江川 和弥

幹事団体以外のコンソーシアム構成団体

構成団体: 団体名称 特定非営利活動法人 法人全国こども食糧支援センター・むすびえ 代表者氏名 湯浅誠

構成団体: 団体名称 代表者氏名

構成団体: 団体名称 代表者氏名 (印)

構成団体: 団体名称 代表者氏名 (印)

我々、コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、下記3に記載した誓約書等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。

2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した別紙(次の(1)～(4))の事項等

- (1) 欠格事由について
- (2) 公正な事業実施について
- (3) 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
- (4) 情報公開について(情報公開同意書)

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。
※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点
印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

コンソーシアム構成団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)」第 17 条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下(5)において同じ。))
 - (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。

2 公正な事業実施について

コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 幹事団体が資金分配団体に選定された後、コンソーシアム構成団体の役員について、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の

総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。

2. コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、コンソーシアムに関する誓約書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

コンソーシアム構成団体は、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

コンソーシアム構成団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、コンソーシアムとしての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIA では、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類(参考資料は除く)の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を」当機構のウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠(「資金計画書等」「事業計画書」) ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類(参考資料を除く)の公開

選定結果公表後、以下「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構のウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体(幹事団体)に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA 事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公表とすべき情報^{※1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構のウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書
- 2 事業計画書
- 3 資金計画書等
- 4 安全管理・危機管理実施体制表 ※2
- 5 団体情報
- 6 役員名簿
- 7 規程類必須項目確認書(規程類確認書)
- 8 定款
- 9 登記事項証明書(全部事項証明書) *
- 10 事業報告書(過去3年分) *
- 11 決算報告書類(過去3年分) ※3・※4
- 12 規程類 *
- 13 コンソーシアムの実施体制表
- 14 コンソーシアムに関する誓約書
- 15 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類(提出があった場合のみ) ※3・※4」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

※3 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類(過去3年分)」は参考資料とし、公開対象外となります。

※4 緊急枠は前年度分のみとなります。

*は通常枠のみが対象となります。

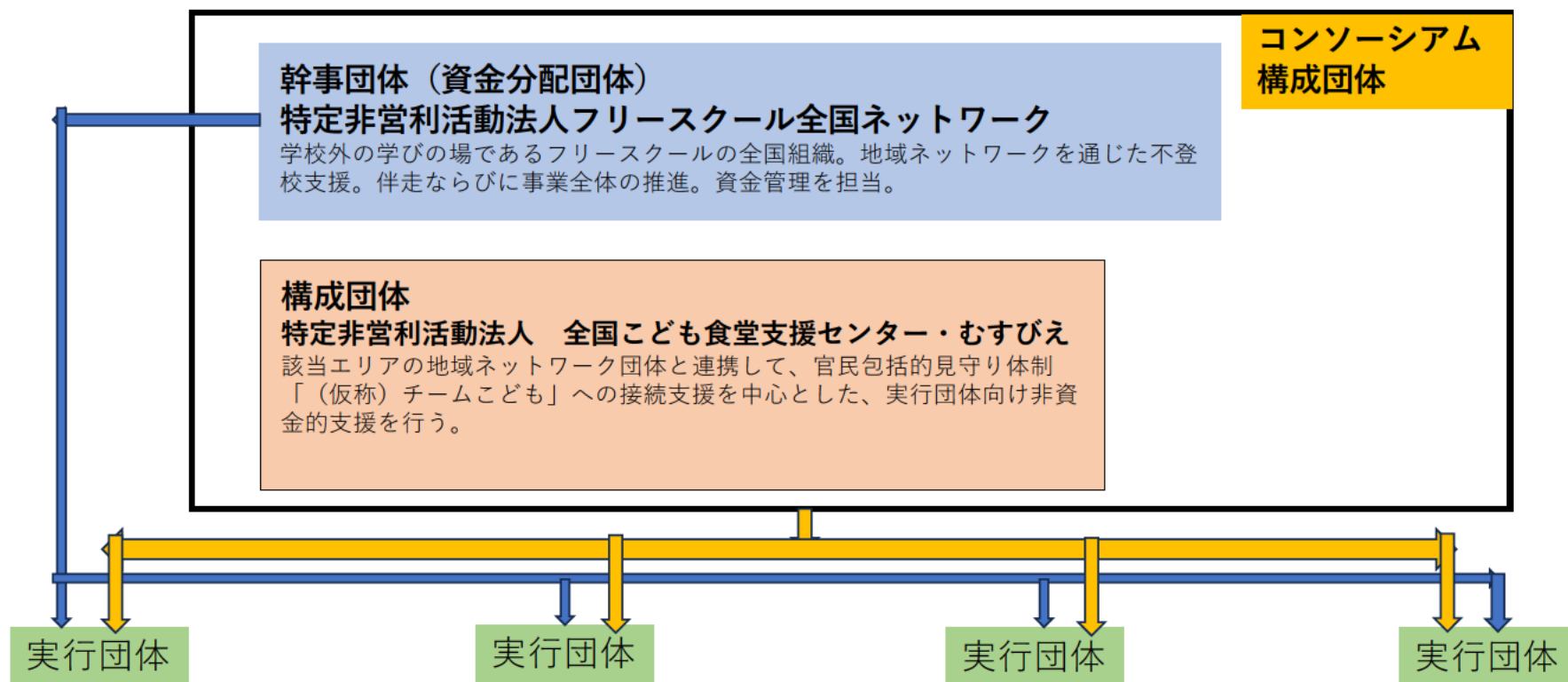
以上

コンソーシアム実施体制図

幹事団体であるフリースクール全国ネットワークは実行団体向けの資金助成と非資金的支援を全般的に実施。当該事業の柱となる官民包括的見守り体制「（仮称）チームこども」を構築する上で、地域に密着して交流・支援の場所として機能する「こども食堂」との連携は必須であり、「こども食堂」とネットワークを形成する地域の中間支援団体とのネットワークを有する「むすびえ」を構成団体とする。むすびえはこれまで資金分配団体として5つの事業を実施してきており、そこで培った伴走支援力を発揮。（予定する実行団体との定例ミーティングにも参加）

← 契約・助成金支払い

← 伴走支援



役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

「各欄の入力方法と注意点」

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	団体名	役職名	郵便番号	住所
4	#REF!	エガワカズヤ	江川和弥		特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク	代表理事		
5	#REF!	キムラキヨミ	木村清美		NPO法人フリースクール全国ネットワーク	理事		
6	#REF!	イマガワマサユキ	今川将征		NPO法人フリースクール全国ネットワーク	理事		
7	#REF!	ナカムラタケル	中村 尊		NPO法人フリースクール全国ネットワーク	代表理事		
8	#REF!	タカハシマサミチ	高橋雅道		NPO法人フリースクール全国ネットワーク	理事		
9	#REF!	カネコユミコ	金子由美子		NPO法人フリースクール全国ネットワーク	監事		
10	#REF!							
11	#REF!							
12	#REF!							
13	#REF!							
14	#REF!							
15	#REF!							
16	#REF!							
17	#REF!							
18	#REF!							
19	#REF!							
20	#REF!							
21	#REF!							
22	#REF!							
23	#REF!							
24	#REF!							
25	#REF!							
26	#REF!							
27	#REF!							
28	#REF!							
29	#REF!							
30	#REF!							
31	#REF!							

32	#REF!							
----	-------	--	--	--	--	--	--	--

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域の中で、不登校の子どもの多様な学びを支えるネットワーク構築事業
団体名:	特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内ににご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)		
			確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)		
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	22条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	26条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないうこととします。		公募申請時に提出	定款	27条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	12条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	12条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	31条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	32条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	32条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	32条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	32条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	35条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	36条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	12条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	11条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	13条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬に関する規定	3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬に関する規定	5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規定	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出	コンプライアンス規定	
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

NPO法人フリースクール全国ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども中心の理念に立って運営するフリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワークなどの団体が連携・協力・交流し、これらの新しい子どもの学び・成長の場の可能性や教育選択の多様化を進める事業を行い、不登校の子どもや若者たちの生き方への支援、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、子どもの社会参画の推進に寄与し、子どもが幸せに生きられる社会づくりに資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの復興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) フリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワーク等のネットワーキングと情報提供事業
- (2) フリースクール等の交流イベント開催等の事業
- (3) フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業
- (4) フリースクール等に関わる人材育成のための研修・講習会等の事業
- (5) フリースクール等の設立・運営支援事業
- (6) 子ども・若者による活動の支援事業
- (7) 子どもや教育に関する調査・研究事業
- (8) 海外のフリースクール等との国際交流及び支援事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同したフリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワーク等の子ども・若者主体の活動を行う団体
- (2)支援会員 この法人の目的に賛同して活動を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする団体は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、その団体の入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項の団体の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもってその団体にその旨を通知しなければならない。
- 4 支援会員として入会しようとする個人及び団体は、代表理事が別に定める方法で、代表理事に申し込むものとする。

(会費)

第8条 正会員及び支援会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第9条 正会員及び支援会員は、退会の届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 正会員及び支援会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 正会員及び支援会員である団体が消滅したとき、又は支援会員である本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
 - (2) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(注意喚起・指示・除名)

第10条 会員及び支援会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の判断により注意喚起および指示を行うことができる。注意喚起および指示を受けた会員および支援会員は、その事項における状況・原因・対応等を理事会に説明し、すみやかに対応すること。必要な場合は他の会員へ説明する機会を設けること。

また、その事項が看過できないものである場合、および注意喚起や指示への対応が誠実に行われない場合、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 子どもの人権を侵害する行為をしたとき。

(4)内部通報相談窓口にて通報を受けたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上

(2) 監事1名

2 理事のうち2人を代表理事とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事務局及び職員)

第18条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から16日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 奥地圭子
同 増田良枝
理事 木村清美
同 栗原純子
同 高橋徹
同 田辺克之
監事 児玉勇二

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2003 年 3 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定める
5. ところによるものとする。
6. この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
7. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

- (1)正会員 入会金 2,000 円
- (2)正会員 年会費 1 口 6,000 円 2 口以上
- (3)支援会員 入会金 なし
- (4)支援会員 年会費 1 口 3,000 円 1 口以上

以上が、特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワークの定款であることを証明いたします。

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

代表理事 中村尊
代表理事 江川和弥

文書管理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク（以下「この法人」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、法人文書とは、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、この法人の役員又は職員（以下「役職員」という）が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）であって、この法人が保有しているものをいう。

（事務処理の原則）

第3条 この法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。

2 前項の規定に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらないで事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

（取扱いの原則）

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取扱いに係る法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（総括文書管理者）

第5条 この団体に総括文書管理者1名を置く。

2 総括文書管理者は、事務局長もしくは担当理事とする。

3 総括文書管理者は、法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

（文書管理担当者）

第6条 この法人の事務局に文書管理担当者を置く。

2 文書管理担当者は、事務局長が任免する。

3 文書管理担当者は総括文書管理者が兼任することもできる。

3 文書管理担当者は、団体文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

（決裁手続き）

第7条 文書の起案は、役職員が行うものとする。

2 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、統括文書管理者及び統括文書管理者が任免する決裁権者の決裁を受けるものとする。

3 起案文書は、作成日時、経過、内容等を示した様式を用いて決裁手続を執るものとする。

4 前項に定めるところにより事務局長以上の者の決裁を経た起案文書については、事務局において保管する。

（受信文書）

第8条 この法人が受信した文書（以下「受信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

2 文書管理担当者は、受信文書のうち必要なものは保存する。

（外部発信文書）

第9条 この団体が外部に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、役員の職務権限規程別表の区分により、これに定める決裁権者の決裁を受けて発信する。

2 発信文書については、発信者により保存する。

（整理及び保管）

第10条 法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該団体文書に係る業務を行う職員が行う。

（保存期間）

第11条 法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（廃棄）

第12条 保存期間を経過した法人文書は廃棄する。ただし、代表理事又は事務局長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する。(2020 年 9 月 16 日理事会役員会決議)

別表 文書保存期間基準表

保存期間 分類 文書の種類

10 年

法人の重要な承認、届出、報告書等に関する文書

行政庁等による検査又は命令に関する文書

理事会等の議事録

登記に関する文書

定款、規程等に関する文書

重要な報告書

財産契約 計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告、監査報告、附属明細書 等）

寄附金に係る情報

効力の永続する契約に関する文書

7 年

法人行政庁等からの重要な文書

理事会等の開催に関する文書

役員の就任等に関する文書

財産契約 会計帳簿、会計伝票

事業計画書、収支予算書

証憑書類

満期又は解約となった契約に関する文書

人事労務 重要な人事に関する文書

職員との協定書

5 年

団体各種会議等に関する文書

財産契約 資金調達、設備投資の見込書

財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準

税務に関する文書

軽微な契約に関する文書

会計事務に関連する軽微の資料類

人事労務 役職員の採用・退職・賞罰に関する文書

職員の任免、報酬等に関する文書

職員名簿、履歴書、住民票記載事項証明

委嘱等による有期契約職員の名簿・履歴書等

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等

雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

賃金台帳

労働者名簿、採用・解雇・退職に関する書類

労災保険に関する書類

労働保険の徴収・納付等の書類

健康保険・厚生年金保険に関する書類

雇用保険に関する書類

1 年

法人業務遂行に必要なその他の軽微な文書

住所・姓名変更届

人事労務 出勤簿、休暇・遅刻・欠勤・早退届け

身分証明書

内部通報(ヘルプライン)規程

(目 的)

第1条 この規程は、フリースクール全国ネットワーク(以下「この法人」という。)が「民

間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づいて実施する民

間公益活動促進業務における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、 自浄作用の向上、

風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」

と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・臨時雇用・契約社員・派遣従業員を含むす

べての従業員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)

が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員(この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する

者を含む。)は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をするこ

とができる。

2 通報等を行った者(以下「通報者」という。)、通報者に協力した役職員及び当該通報等に

基づく調査に積極的に関与した役職員(以下、「通報者等」という。)は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)に

対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各

ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事(以下「コンプライアンス担当理事」という。)

(2) 監事

~~(3) 監査室~~

(4) 事務局長

~~(5) 事務局次長~~

~~(6) 総務部長~~

(7) 外部機関(当法人機構役職員専用ライン)

2 前項各号に掲げるヘルプライン窓口のほか、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体(以下

「資金分配団体等」という。)及び同団体の役職員の不正行為に関し、資金分配団体等の役職員(資金分配団体等が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。)からの通報を受け付けるための外部機関窓口(資金分配団体等役職員専用ライン)を設置する。

- 3 資金分配団体等役職員は、各々の団体が設置するヘルプライン窓口のほか、前項に規定するヘルプライン窓口を利用できるものとする。
- 4 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第4条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第 7 条の規定に従い、その対応を行うものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から 20 日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第5条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容(通報者の氏名その

他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。)を除く。)を、
直ちにコンプライアンス担当理事(ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監
事)に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、総務
部において実施することを原則とする。ただし、総務部が関係する内容の通報等が対象である場合そ
の他総務部において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス担当理事又
は監事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査をさせ、又は法律事務所等、外部の調査
機関に通報等調査を依頼することができる。

3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。

4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものと
する。

5 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等
調査の担当者を含むこの法人の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調
査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内 容を見直すも
のとする。役職員は、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行う
ことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合そ
の他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

6 資金分配団体等役職員からの通報に対する通報等調査は、原則として資金分配団体等のコンプライアンス部門において実施することとしているが、資金分配団体等において通報等調査を実施することが適切でない場合には、この法人自ら実施するものとし、必要に応じて、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができるものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した部署(以下「調査担当部署」という。)は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口、コンプライアンス担当理事及び代表理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当理事又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲

戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。

3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要(ただし、通報者等の氏名を除く。)を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

(情報の記録と管理)

第 9 条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第 6 条第 5 項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されないよう留意するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。第 6 条第 2 項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めてはならない。

(不利益処分等の禁止)

第 10 条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

第 11 条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第 9 条第 2 項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事長が行う。

(内部通報制度に関する教育)

第 12 条 この法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

(改 廃)

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 31 日から施行する。(平成 30 年 8 月 31 日理事会決議)

附則

この規程は、令和元年 11 月 11 日から施行する。(令和元年 11 月 11 日理事会決議)

附則

この規程は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。(令和 2 年 7 月 27 日理事会決議)

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。)
- 4 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク個人情報保護規定

■個人情報保護方針

1. 当法人会は、個人情報管理責任者のもと、個人情報を安全に取り扱うよう努めます。
2. 当法人会は、個人情報の取扱については、収集、利用、提供、及び外部委託のそれぞれにおいて、適切に管理するよう努めます。
3. 当法人会は、個人情報の照会や変更、削除等については、合理的な期間において、妥当な範囲内で適切に対応します。
4. 当法人会は、個人情報に対する不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩の予防、防止に努め、適切な情報セキュリティ対策を講じるよう努めます。
5. 当法人会は、個人情報の取扱規範を運用していく上で、個人情報に関する法令を遵守するよう努め、技術的・社会的対応の必要性が生じた場合は修正を加え、改善してまいります。
6. コンプアイアンスシートに記入し常に個人情報管理の状況を確認・把握しています。

■個人情報の利用目的

当法人会では、取得いたしました個人情報は、あらかじめ本人の同意を得た場合および個人情報の保護に関する法律、その他法令により例外として取り扱うことが認められている場合を除き、以下の利用目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・当法人会の最新情報や活動報告、各種イベントのご案内のため
- ・委託先団体との覚え書きに基づく情報提供の規定がある場合
- ・当法人会の活動に関して、ご支援、ご協力等のお願いをするため
- ・その他、当法人会から皆さまへ連絡する必要がある場合のため

■個人情報の取り扱い

当法人会では、ご提供いただいた個人情報を厳重に管理いたします。また、以下の場合を除き個人情報を第三者に開示しません。

- ・あらかじめ本人の同意がある場合

- ・発送業務等のために、当**法人**会が業務委託先に必要な限度で個人情報を預ける場合
- ・個人情報保護法その他の法令で認められた場合

■個人情報の開示について

当**法人**会では、業務の適正な遂行を妨げない限りにおいて、所定の様式にしたがって、ご本人の手紙によるお申し出により、個人情報をご本人に開示します。その場合、当**法人**会が定める方法にしたがって、本人確認を行わせて頂きます。

■法令等の遵守

当**法人**会は、関連する各種法令または規範を遵守し、皆さまの個人情報の管理運営体制を適宜見直し、改善していくよう努めます。その際、この個人情報方針に関して変更が生じた場合には、ホームページに公表いたします。

内部規定により、必要に応じた処分対応をします。

2020 年 9 月 16 日 理事会決定

2020 年 10 月 1 日 施行

履歴事項全部証明書

東京都港区港南一丁目9番36号アレア品川13階エキスパートオフィス品川801号室
特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

会社法人等番号	0115-05-000903
名称	特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
主たる事務所	東京都港区港南一丁目9番36号アレア品川13階エキスパートオフィス品川801号室
法人成立の年月日	平成13年9月17日
目的等	目的及び事業 この法人は、子ども中心の理念に立って運営するフリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワークなどの団体が連携・協力・交流し、これらの新しい子どもの学び・成長の場の可能性や教育選択の多様化を進める事業を行い、不登校の子どもや若者たちの生き方への支援、子どもの権利保障の拡大と福祉の増進、子どもの社会参画の推進に寄与し、子どもが幸せに生きられる社会づくりに資することを目的とし、 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 文化、芸術又はスポーツの復興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (6) 国際協力の活動 (7) 子どもの健全育成を図る活動 (8) 前各号掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 以上に掲げる種類の特定非営利活動を行い、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動法人に係る事業 ①フリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワーク等のネットワークングと情報提供事業 ②フリースクール等の交流イベント開催等の事業 ③フリースクール等の役割・地位向上や社会基盤整備の事業 ④フリースクール等に関わる人材育成のための研修・講習会等の事業 ⑤フリースクール等の設立・運営支援事業 ⑥子ども・若者による活動の支援事業 ⑦子どもや教育に関する調査・研究事業 ⑧海外のフリースクール等との国際交流及び支援事業 ⑨その他目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	令和3年6月29日重任 理事 江川 和 弥
	令和3年6月29日重任 理事 中 村 尊

東京都港区港南一丁目9番36号アレア品川13階エキスパートオフィス品川801号室
特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

登記記録に関する 事項	令和4年11月9日東京都北区岸町一丁目9番19号コーエイビルから主たる 事務所移転
	令和 4年12月 6日登記



品川801

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 5年12月12日
福島地方法務局若松支局
登記官

鈴木 弘之



特定非営利活動法人

フリースクール全国ネットワーク

2020 年度 通常総会

【議案書】

■日時 2020 年 6 月 28 日（日）

ごあいさつ

議長及び書記、議事録署名人の選出

定足数の確認

《審議事項》

【第 1 号議案】 2019 年度事業報告及び決算に関する事項

【第 2 号議案】 2020 年度事業計画及び予算に関する事項

【第 3 号議案】 役員報酬に関する事項

その他

議長の解任

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

〒114 - 0021 東京都北区岸町 1 - 9 - 19 コーエイビル

TEL&FAX : 03 - 5924 - 0525

【第 1 号議案】

2019 年度事業報告及び決算に関する事項

2019 年度のフリースクール全国ネットワークは、2017 年 2 月に完全施行された「普通教育機会確保法」の周知と活用、そして附則に記された「三年以内の見直し」に向けて各地の状況を把握、共有し、それを議員連盟や文科省に伝え、新たな政策提言とすることに注力する一年であった。

また、事業の面ではフリースクールスタッフ養成講座-オンライン版の実施や、地方自治体に向けた政策提言勉強会のオンラインでの実施など、昨年度に引き続き IT の活用による全国の団体との交流、地域を問わず参加のしやすい研修事業の開発に向けて手ごたえを得た一年であった。

また、夏の全国大会(東京)、自殺防止キャンペーンや地域子ども関係 NPO の交流研修事業など、各地での事業実施についても昨年同様加盟団体の協力を得ながら行うことができた。

※上記四角の中にも、確保法の 3 年以内の実施状況の検証まとめに、代表理事奥地が提案した確保法の周知、子どもの最善の利益、子どもや保護者の意思の尊重、学校復帰ではない法基本指針に基づく通知を出すこと、家庭への経済支援などが盛り込まれたことは大きな成果であった。

※上記四角の中に、JDEC において、確保法、地域の実践、子どもの権利擁護に重点を置いて開催した。

※上記四角の中に、子ども交流大会、フリースクールフェスティバルで、子ども同士の交流と子供中心の取り組みが推進された。

A. 運営に関する事項

(Ⅰ) 主な会議の開催

①総会の開催 : 2019 年 6 月 23 日 於・東京シェーレ王子

②理事会の開催 : 2019 年 4 月 6 日, 6 月 23 日, 8 月 5 日, 9 月 23 日, 11 月 23 日
2020 年 2 月 12 日, 3 月 2 日

③事務局会議 : 毎月 1 回定例開催

④その他 : 多様な学び保障法を実現する会運営会議を月 1 回開催、役員会、各種実行委員会を適宜開催。

(Ⅱ) 会員状況 (2020 年 3 月 31 日現在)

①正会員 : 81 団体

②支援会員 : 92 団体名 (11 団体、46 名)

③会員状況 : 正会員は 26 団体入会、支援会員は 6 団体 3 名の新規入会。

フリースクール等の団体は合計 92 団体となった。

(Ⅲ)事務局の体制

開室： 毎週平日 9：30～18：00

職員体制：事務局長 1 名 松島裕之（有給・常勤）

事務局員 7 名 加藤敦也（有給・常勤）、大橋史信（有給・非常勤）

石垣慧、朝倉景樹、木村砂織、中村国生、藤田岳幸、適時協力

※事務局会議は、上記のメンバーと奥地圭子、江川和弥両代表理事の出席の下で行った。

※事務局長・松島裕之は 2019 年 9 月をもって退職した。

※事務局員・石垣慧は 2019 年 11 月をもって辞任した。

※事務局員・大橋史信は 2020 年 3 月をもって退職した。

B. 組織体制の整備に関する事項

(Ⅰ) 組織基盤の整備

2019 年度通常総会において可決された新会員制度に基づき、新制度の周知と支援会員として加盟していたフリースクール等団体への移行のお願いを実施したところほとんどの団体が正会員へ移行した。

長年尽力してきた事務局長が退職することとなり、新たな事務局体制の整備を図った。常勤事務局員が週 3 日体制とボランティア事務局員体制になったことで、団体内外にご理解とご協力をいただいた。しかし、事務局長と事務局メンバーの辞任、辞退が生じたうえ、財政悪化の折、月～金フルタイムでの事務局体制の維持は困難となった。そのため、事務局の引継ぎ後「連絡が取りにくい」などのご指摘を受けることもあった。

また、加盟団体へ理事会が十分な説明対応ができず不信感を与え退会した団体もあった。理事会として決議をまとめることができなかったこともあり、理事会の在り方やフリネットの運営に対して検証の必要性を感じた。

(Ⅱ) 中間支援組織としての存在と役割の強化

フリースクール等の中間支援組織としての存在感を高め、ネットワーク内外に定着させるため、以下の 9 項目を各事業を通じて推進した。

- ①不登校支援団体・フリースクール間のネットワーク拡充
- ②フリースクール等の普及・啓発・環境整備
- ③公民連携の推進、行政との対話、連携・環境整備の推進
- ④フリースクール等の質の担保・向上
- ⑤フリースクール等の増設拡充
- ⑥普通教育機会確保法に関する社会発信及び政策提言、議連との橋渡し
- ⑦フリースクールとオルタナティブ教育との橋渡し
- ⑧海外フリースクール等との窓口
- ⑨「フリースクール運営の実務」単行本発行の受諾と準備

個々のフリースクールの持続可能なしくみづくりについては、今だに大きな課題を残している。特に、年度後半におきた新型コロナウイルス感染症の拡大は、受益者負担による事業費で運営しているので、収入減少になった団体も多い。私たちは寄付や受託、助成、受益者負担等の多様な財源による運営のしくみづくりを多くの団体とともに確立してゆくことが必要である。

C. 事業および活動に関する事項

(I) ネットワーキング事業

① 第11回JDEC（日本フリースクール大会）の開催

2019年度のJDECは「フリースクール等について知りたい」という人向けの啓発事業としての色を強くし、また教育機会確保法について知るためのイベントとして開催した。とくに一日目の基調講演「普通教育機会確保法の成立と今」、「各地のフリースクールによる実践紹介」を“聞くだけ”の参加者が多いと見込んで予算を立てたものの、結果としては二日間とも参加し分科会等で議論や話し合いにも参加する人が多い結果となった。

開催日	2019年9月28,29日
参加人数	実数57名、延べ70名
開催場所	東京都葛飾区 東京シューレ葛飾中学校
参加団体	東京シューレ、東京シューレ葛飾中学校、文化学習協同ネット、FS みなも、三重シューレ、リスタ金沢、フリースクールこといろ、フォーライフ、寺子屋方丈舎、ヒューマン・ハーバー、クレイン・ハーバー、ネモネット、漂流教室、ここ、越谷らるご、まきばフリースクール、フリースクールありのまま、子どもサポート上田

② フリースクール等の設立・運営支援と電話相談

フリースクールの設立、運営に関する相談・問い合わせに加え、個人からの相談を事務局にて受け付けた。2019年度は約60件の相談電話があり、フリースクール等の設立に関する問い合わせや、報道機関や行政機関からのフリースクールの数や定義に関する問い合わせが複数あった。保護者からの相談は、年度・学期が変わる1~2か月前に「来年度（来学期）からフリースクールに通うが、学校にどのように連絡したら良いか」という問い合わせが多くあり、「まずは学校に行けるよう努力する、それがダメならフリースクールに」とは違う意識でフリースクール等を選ぶ人が増えていることが見て取れた。

③ フリースクール全国ネットワークメールマガジンの創刊

創刊二年目の2019年度は、これまでのイベント参加者や名刺交換をした子ども関係NPO、企業スタッフなど約400名に向け、毎月一回イベント情報や政策提言の情報を発信した。

④ その他の情報発信

教育機会確保法立法成立後の学習会、公民連携の取り組みの事例を収集、団体ホームページで発信したほか、議員連盟総会や文科省各種会議にも配布資料を持参、参加、傍聴、情報発信を行った。

(II) 交流イベント事業

① 「不登校・登校拒否を考える夏の全国大会 2019/全国子ども交流大会」の開催

毎年恒例となっている「夏の全国交流」を東京都新宿区早稲田大学戸山キャンパスにて開催した。おとな向けのプログラムは奥地圭子による基調講演、テーマ別分科会、子ど

もシンポジウム、若者シンポジウム、保護者シンポジウムなどを実施した。記念講演には汐見稔幸さん、子どもプログラムではゲーム大会、都内観光なども実施。他にもフリースクールのスタッフやボランティアによるものづくり体験を多数用意し、好評となった。(決算書における事業別損益の内訳には、損益差額のみを計上した)

開催日	2019年8月24日(土)～25日(日)
開催場所	東京都 早稲田大学戸山キャンパス
参加人数	延べ約 700 名
共 催	NPO 法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク

② フリースクール全国フェスティバル 2019 の開催

フリースクール全国フェスティバルは、東京シューレ葛飾中学校(東京都)で開催しました。文化祭は子ども実行委員会を中心に活発に準備、当日は 400 人超が参加しました。今回は事業開催のための助成金が取れず、寄付金収入に頼ることになり、集金方法など今後のフェスティバルの在り方については検討が必要ではないかとの意見も出ました。

開催日	【文化祭】2019年11月23日(金・祝)
開催場所	【文化祭】東京都葛飾区 東京シューレ葛飾中学校
参加人数	【文化祭】不登校・フリースクール関係者約 400 名
参加団体	【文化祭】東京シューレ、東京シューレ葛飾中、りんごの木、ネモネット
寄付金	キャンプファイヤー(クラウドファンディング)、一般寄付 28 万 1552 円

(Ⅲ) 研修事業

① フリースクールスタッフ「研修・養成」連続講座の開催

11 月から 2 月にかけて、月末の土、日を使い、合計 8 日間の連続講座を実施した。広報の体制を 2018 年度のように作ることができず参加人数は大幅に減った。事業内容のコンテンツ作り等はまだまだ課題も多く、今後ふりかえりを重ねてコンテンツのさらなる充実を図りたい。不登校の子どもを持つ保護者であり、自身でフリースクールを立ち上げた(立ち上げを検討中)という参加者が複数おり、同様の講座の必要性を強く感じさせる結果となった。

開催日	2019年11月8日～2月9日
開催場所	東京シューレ葛飾中学校
参加人数	実数 18 名、延べ 80 名
講座内容	①基礎講座1「フリースクールとは何か」 ②フリースクールの作り方とその運営★その1 ③基礎講座2「不登校とは何か」 ④子ども中心の学びとフリースクール★その1 ⑤フリースクール・不登校にかかわる制度と仕組み ⑥フリースクールの作り方とその運営★その2 ⑦世界のフリースクールとホームエデュケーション ⑧子ども中心の学びとフリースクール★その2 ⑨困難を抱える子どもへの対応 ⑩親・スタッフ・子どもシンポ ⑪フリースクールのこれから、課題と展望 ※随時グループディスカッションをはさんだ。

② 正会員・支援会員団体が開催する研修等への協力・共催

通常のスタッフ研修への協力依頼はなかったが、加盟団体等の行う教育機会確保法や文科省施策の勉強会での制度説明、資料提供を行った。

③ フリースクールスタッフ養成連続講座ーオンライン版

オンライン版の養成講座を2回実施した。フリースクールスタッフ養成・連続講座の講義の部分をビデオカメラにて撮影、参加者は自身のスマートフォンやパソコンで動画を視聴した後、全国ネットワークスタッフとZOOMを使い反転学習を行った。

事業としてのニーズ、関心の高さはあった。広報の行きわたらない等の課題を残している。またオンライン講座のファシリテーター養成、コンテンツづくりについては依然として課題を残している。

今後フリースクール全国ネットワーク全体、以前の受講者に呼びかけてファシリテーターを増やしてゆきたい。

開催日	第1クール 2019年7月27日～2019年9月7日、 第2クール 2020年2月15日～2020年3月21日
参加人数	33名

(Ⅳ) 国際交流事業

① IDEC・APDEC 参加

IDECはフリースクールやホームエデュケーションで育っている子ども・若者、親、スタッフ、関心を持つ学生・市民が集まる大会だ。APDECはそのアジア・太平洋地域の大会となる。前年度はIDECとAPDECが同時にインドで開催されていたが、2019年度はAPDECが7月にオーストラリアで、IDECが8月にウクライナでそれぞれ開催された。

APDECはシドニーの国立公園にある宿泊・研修施設で開催された。開催の中心は2019年に50周年を迎えたカランベナ・スクールがなった。特徴としては、2つのフリースクールの日を一日ずつ取り、それぞれのフリースクールに大会がそれぞれのフリースクールに引っ越すように移動して、その場とそこに通っている人々と交流したことだ。この大会では、子ども・若者の声を聴くということに重点を置き、二つのフリースクールの子どもの声をそのキャンパスで聴くということを大切にただけでなく、大会会場でも、オーストラリアのフリースクールのOBOGの声を聴く、台湾、日本のOBOGの声を聴く時間も企画された。香港のフリースクール関係者からは、フリースクールを運営することが民主化運動の弾圧との関係で困難を抱えていることに関心を持ってほしい、知ってほしいというアピールもあった。ホストのカランベナ・スクールの子どもの声を聴くという文化、特に、「アクティブ・リスニング」という聴く側も主体的に子どもを尊重して関わるということを核にした大会になった。

ウクライナで開かれた IDEC は前半が首都キエフで設立されて間もないオルタナティブスクールを会場にした。基調講演をベースに、多くの企画された分科会、キエフのフリースクールの展示ブースなどがたくさん並んだ。後半はウクライナで最も古いフリースクール(ストーク・ファミリースクール)のあるヴィニツァ近郊の森にある研修施設で開かれた。従来の IDEC のように、参加者が思い思いにワークショップを企画し、音楽、ダンスなども含め様々な交流が行われた。ウクライナではキエフを中心に急速にフリースクールが生まれてきており、その中心を担っている子どもを持つ女性たちの参加、発言が積極的な大会になった。後半の大会は衣食住を共にし、自然豊かな環境で交流を楽しんだが、ホストのストークファミリースクールの子どもたち、OBOG たちが積極的に伝統的な踊りを見せてくれたり、アニメーションなどの表現作品を見せてくれたりしてストークファミリースクールの文化も感じられる大会となった。

2020 年の IDEC と APDEC は合同の大会としてネパールの首都カトマンズでの 10 月の開催が決まっている。しかし、世界的な COVID-19 のパンデミックにより開催するかどうかを現在討議している状況となっている。

（Ⅴ）調査研究・政策提言事業

- ① 多様な学び保障法を実現する会との連携による取り組み
2019 年度も継続して実現する会の運営委託を引き受け、教育機会確保法の周知と活用、3 年以内の見直しへの取り組みや研究、自己評価・相互評価の在り方研究等のために以下のことに取り組んだ。
 - ・ 毎月の運営会議（毎月第四月曜日 19 時～21 時）
 - ・ 実現する会総会の開催（7 月 6 日・東京：確保法 3 年以内の政府検証における成果報告、確保法施行後の各地の変化リレートーク、経産省未来の教室浅野大介課長講演他）
 - ・ 公民連携や学習会その他情報の発信
 - ・ 他
- ② 普通教育機会確保法の見直しに向けた取り組み
附則に記された「3 年以内の見直し」にもとづき、文科省有識者会議で法の施行状況の検証が行われ、委員を窓口意見反映を進めていった。
 - ・ 議連へ確保法施行後の変化や公民連携の成果報告、「学校復帰」政策文書削除の要望等を積極的に行った。
 - ・ 確保法施行 3 年以内の政府検証に、代表理事奥地（東京シューレ）、フリネット加盟団体フリースペースたまりば西野理事長、楠の木学園武藤理事長が文科省合同会議メンバーとして出席。具体的な提案を行い、検証（議論のまとめ）に多く採用された。
 - ・ 上記をもとに、さらに議連に対し具体的な働きかけを強め、選択の理念に一步近づけるよう努力すると同時に、文科省は 10 月 25 日通知を発出し、「学校復帰」文言の入った 4 通知を廃止することに大きな成果となった。
 - ・ 学校以外を選択できる法・制度改変を目指して、「個別学習計画」の提案を再び提案した。これについては、フリネット間には異論もでて議論を重ねていくこととした。
- ③ 休眠預金の活用についての検討
NPO・フリースクール関係者間では様々な意見や疑問も多い状況であるが、フリネットとしては資金分配団体が選定され公募が始まった時点で情報提供を行うに留まった。加盟団体における応募状況などの把握はできていない。
- ④ 保護者負担の軽減とフリースクール等に対する公的支援実現に向けた取り組み
 - ・ 実習用通学定期がよりスムーズに取得できるよう各地からの問い合わせに応じた。
 - ・ 自治体独自での就学援助のフリースクール等への適用、福岡県、京都府、鳥取県、札幌市の各モデルを他自治体でも導入すること、「不登校等支援交付金」の創設について、議連、文科省に要望事項に入れ提案した。
- ⑤ 地方自治体に向けた政策提言活動
政府、国会に向けた政策提言に加え、各都道府県に向けた働きかけをしていくことを目指し、オンラインによる会員情報交換会を行った。今後も各都道府県で活動するフリースクール等団体とタイミングを合わせて提言を行う事による相乗効果でわずかずつでも課題を解決していくことにつなげたい。

⑥ フリースクール等基本調査の実施

2019 年度もひきつづき「フリースクール等基本調査」を実施した。普通教育機会確保法が成立し、フリースクール等や不登校に関する報道も活発な今日、フリースクール等の活動・運営状況の変化をとらえる本調査の意義はますます高まっているほか、会員制度変更における会費額の算定のためにも実施。41 団体の協力を得たが、より一層の調査協力を求めたい。

⑦ 文科省-東京学芸大学の間支援組織・相互評価研究への協力と活用

東京学芸大学（加瀬進研究室）が受託して 3 年目の最終年度であり、ひきつづき事務局メンバーに研究チーム加入の依頼があり協力を行い、『フリースクール等の支援の在り方に関する調査研究—自己評価と相互評価／第三者評価』がまとまった。ヒアリングにはフリネット加盟団体から 10 校・ネットワークが協力した。フリースクールの量的・地域偏在の課題、質の担保・向上といった課題に取り組むためのいくつかの評価システムの提案が研究成果として提示され、実証段階の取組が期待されてる。研究成果は、2020 年の JDEC・実践研究フォーラムにおいて報告が予定されている。

<http://www.we-collaboration.com/mt/20200330freeschool.PDF.pdf>

（Ⅵ）自殺対策事業：子どもの命を守る事業

- ① 「学校ムリならここあるよ！」キャンペーン（2019 年 8 月 19 日～9 月 13 日）を、NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会、多様な学び場プロジェクト、フリースクール全国ネットワークで共催。HP サイトに 150 余りの団体が登録してもらった。

- ② 2019 年 8 月 19 日には、オープニングキャンペーンを開催（御茶ノ水エデュケーションプラザ）。登壇者・発言者は

石井志昂（NPO 法人不登校新聞編集長）、小畑和輝（＃不登校は不幸じゃない発起人）、松江比佐子（認定 NPO 法人チャイルドライン支援センター代表理事）、関戸博樹（NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会代表）、生駒知里（多様な学び場プロジェクト代表）、江川和弥（当団体）。

80 名余りが参加。メディア等にも取り上げられた。

【第 2 号議案】

2020 年度事業計画及び予算(案)に関する事項

【今年度の基本方針と重点課題】

1, 新型コロナ状況は、多くのフリースクールに大きな影響を与えた。フリースクール活動をどのように支えるか、様々な面で検討し、実際の支援が考えられる必要がある。

- ① 経済的な打撃を受け、経営が困難になっているフリースクールには、経営相談、協力金、助成金の情報提供、フリースクール支援のクラウドファンディングの呼びかけ、その他の様々な支援を考える。
- ② コロナウイルスはゼロにはならず、又、第2波、第3波も考えられ、コロナとつきあいつつ暮らし、子どもの成長を支える活動のあり方が必要とされる。感染拡大に最大限注意する環境を整え、オンラインでつながる家庭の環境作りにも力を入れていく。助成金や支援活動への情報提供もしていく。
- ③ これまで、子どもの居場所として活動してきたフリースクールを広報し、無理な登校や押しつけ学習ではなく、子どもがやりたいことを大事に、学校以外の多様な場があり、育っていけることを広く知ってもらう。

2, 引き続き、確保法の周知に取り組み、理解者を増やし、フリースクールの地位向上と、多様な学びが広がるように活動していく。

- ① 学校復帰のみを目指す時代は終わり、10月25日通知とともに旧通知は廃止され、社会的自立を目指す時代になったことを周知し、安心して、フリースクールを活用してもらう。
- ② 法にある「公民連携」ができる形を各地域で探ってもらい可能なことを交流していく。
- ③ コロナ禍で、新しい状況が生まれている。必要な時にオンラインがどの子にもできる環境を法の精神に基づいて整えていく交渉を国や議員と進める。

3, フリースクールの基盤強化とフリネットの基盤強化

近年小中学生のフリースクールへのニーズは高まっていることが感じられる。実際にニーズに応えられるように、しっかりした基盤を整えていきたい。

また、フリネットそのものへの基盤強化にも取り組む必要がある。

- ① フリネット会費の仕組みについて周知と理解を求め、定着させていく。
- ② 公費が出ている自治体の例から学び、各自治体の公的支援が開けないか工夫したり、交渉したりする。
- ③ 地域ごとに、可能な活動に応募したり、教育委員会や他団体と意見交換できるようにする。
- ④ 日本法令社の出版に取り組み、フリースクールを周知するとともに実際の収入増に取り組む。

4, 人材育成の養成研修

フリースクールは社会的にもっと存在することを望まれており、そこで働く人材養成が必要である。研修がオンラインで実施されるように整えていく。

- ① オンラインによる対応を元に例年に引き続き、フリースクールスタッフ養成研修を実施する。また、今後オンライン講座の実施が増えてゆくことを想定して、オンラインファシリテータ養成も強化してゆく。
- ② 多様な学び実践研究フォーラム、JDEC、未来の先生展など対外的な交流機会を生かし、学ぶ機会を広げる。
- ③ 安心、安全なフリースクールのためにスタッフの人権研修を行い、フリネットとしても、相談体制を整えていく。

A. 運営に関する事項

(Ⅰ) 各種会議の開催（総会、理事会、事務局会議）

通常総会 : 2020 年 6 月 28 日

理事会 : 2020 年 4 月、6 月、9 月、11 月予定

事務局会議 : 毎月 1 回（定例）

(Ⅱ) 事務局の体制

開 室 : 毎週平日 10 : 00～18 : 00

職員体制 : 事務局員 1 名 加藤敦也（有給・常勤）

事務局員 4 名

朝倉景樹、中村国生、藤田岳幸、木村砂織（ボランティア）

※事務局会議は、上記のメンバーと代表理事の出席の下で行う。

B. 組織体制の整備に関する事項

(Ⅰ) 基本方針

教育機会の確保法の成立以降、フリースクールの設立支援や、行政との連携した不登校問題の課題解決を行ってゆく。フリースクール全国ネットワークとして、新型コロナウイルス感染症対策として、各地域のフリースクールの運営相談等に積極的に対応してゆく。

休眠預金等外部の助成、内部の資金調達を積極的に行う。

また、フリースクールの運営について新型コロナウイルス対策のリスクマネジメント対策を積極的に行う。ガイドライン等必要に応じて、作成して各団体に活用を促す

(Ⅱ) 組織基盤の整備

① 会員増を目指す

フリースクールの正会員比率を高めてゆく。前年度は、正会員の目標を 100 団体に設定して実質 80 団体にとどまった。今後、地域ネットワークの形成、人材の育成、運営課題解決等を積極的に行い年度中に 100 団体を目標にする。

また、経営課題を抱えた団体も多いので、オンラインでの会議等を行い。課題の整理を進め、外部資源を活用しながら課題解決を行う。

② 団体支援会員の増加

これまで企業等の会員を増やすことをあまり行わなかったが、団体会員を増やすことをここで呼びかけたい。

③ 事務局体制の整備

全体の事務局の組織基盤整備。事業の運営をテーマごとの参加団体、理事等とも協力しながら効率的に進めてゆく。

(Ⅲ) 中間支援組織としての存在と役割の強化

フリースクール全国ネットワーク＝フリースクール等の中間支援組織という認知をネットワーク内外に定着させていきたい。特に、文科省・学芸大学等の中間支援組織の在り方の研究およびフリースクール等の質の確保としての相互評価研究と連携は4年目になり、しっかりと推進していく年度となる。

- ① 不登校支援団体・フリースクール間のネットワーク拡充（メーリングリスト・メールマガジン・HPでの情報提供、総会学習会など）
- ② フリースクール事業等の普及・啓発・環境整備（JDEC、実践研究フォーラム等）
- ③ 公民連携の推進、行政との対話、連携・環境整備の推進（各地の状況の把握や共有、地方行政・教育委員会への発信・情報提供等）
- ④ フリースクール等の質の担保・向上（研修・経年調査・実践研究フォーラム、事業評価・相互評価・相互認証のしくみづくり）
- ⑤ フリースクール等の新規設立（スタートアップ）支援。事業の拡充（新部門の増設）、（既存スタッフの人材養成・経営支援）
- ⑥ 普通教育機会確保法の周知、フリースクール議連との橋渡し（制度基盤の整備拡充）
- ⑦ フリースクールとオルタナティブ教育との連携（実践研究フォーラム、実現する会、（仮称）多様な学び推進機構構想）
- ⑧ 海外フリースクールとの交流、学習連携（APDEC・IDECへの関わり）
- ⑨ 「フリースクール運営の実務」単行本発行の受諾と準備

C. 事業および活動に関する事項

(Ⅰ) ネットワーキング事業

① JDECと多様な学び実践研究フォーラムの開催へ向けた取り組み

2013年度より、スタートしたフォーラムは、たびたびJDECと同時開催で開催してきました。フォーラムが9月5日・6日に延期となり、オンライン開催となったことから、9月JDECの同時共同開催の提案を受けました。新型コロナの影響で、フリースクールやオルタナティブ教育はもちろん、教育・学びそのものが変化していくであろうことも含め、全国の仲間と考えあいたいと思います。

開催日	2020年9月5日～6日
開催場所	オンライン開催
主催	NPO法人フリースクール全国ネットワーク 多様な学び保障法を実現する会

② フリースクール設立・運営支援と電話相談

フリースクールの設立、運営に関する相談・問い合わせに加え、個人からの相談を事務局にて受け付ける。相談・問い合わせの内容は記録として集積し、ネットワークとして取り組むべき課題の把握、政策提言等に活かしていく。

- ③ フリースクール全国ネットワークメールマガジンの発行
 会員専用メールマガジンとは別に、情報発信専用のメールマガジンを毎月 1 回発行する。主催、関連行事の紹介や政策情報、今も相談の多い「出席扱い」「通学定期」「就学義務」関連の情報を発信し、不登校・フリースクールに関する相談窓口としての存在感を高めていく。
- ④ その他の情報発信
 上記メールマガジンはバックナンバーをホームページ上で公開するなどして、困りごとのある人がいつでも必要な情報を閲覧できる状態を継続する。同時に、通学定期券や出席扱いに関する事柄は関連事項を整理し、保護者やフリースクール等団体が仕組みを知るための資料、学校長・教育委員会に渡すための資料など、ボランティア希望者に向けた Q&A など用途別にまとめたページの作成も検討する。

(Ⅱ) 交流イベント事業

- ① JDEC（日本フリースクール大会の開催）
 フリネットが共催してきた多様な学び実践研究フォーラムが、9 月 5 日、6 日のオンライン開催となり、例年の J D E C 開催予定時期と隣接するため同時開催の提案を受け、フリネットも了承しました。フリースクールをはじめ多様な学びの実践者、保護者、研究者が集い学びあう機会とし、フォーラムとの同時開催のメリットを生かして参加者が多くなること、J D E C 企画の分科会を増やし、オルタナティブ教育関係者や保護者にフリースクールをしていただく機会とすることを目指します。収益的な面でも、人数メリットを生かせるよう努力します。

開 催 日	2020 年 9 月 5 日～6 日
開催場所	オンライン
プログラム (予定)	・喜多明人さん講演 ・多様な学びのシンポジウム ・分科会 ・台湾のオルタナティブ教育 ・J D E C ミーティングなど

- ② フリースクールフェスティバル 2020 の開催
 フリースクール全国ネットワークが主体となって開催するフリースクールフェスティバルは、2001 年から継続してきました。フリースクールに通う子どもたちが企画&運営を行います。イベントを行い子どもたちが楽しむという事も大きな目的ですが、フリフェスには、それぞれのフリースクールの文化を持ち寄るプラットフォームの役割、社会にフリースクールへの理解を広める役割があります。
- 今年は、新型コロナウイルス感染症の影響で対面でのイベント開催が確実に出来るとい状態ではないので、WEB 開催も視野に入れながら子どもたちの交流の機会を子どもたちと一緒に作っていきます。

開 催 日	【文化祭】2020 年 11 月 3 日（火・祝）
開催場所	【文化祭】東京都葛飾区 東京シュレー葛飾中学校 ※新型コロナウイルス感染症次第では WEB 開催

（Ⅲ）研修事業

研修事業：フリースクールスタッフ養成講座開催

- ① フリースクールや不登校支援、子ども中心の学び、子どもの権利擁護に基づいての理解を広めていくことを目的にフリースクールスタッフ養成講座を実施する。教育関係者・学生・福祉関係者や不登校の保護者、フリースクールに関心のある方など、広く参加を呼び掛ける。

今年はコロナ感染拡大防止の影響により例年のような東京での連続講座形式での開催が難しいこと、および地方にもフリースクールや不登校支援の理解を広めることを目的に、下記のような実施を予定する。

- ・開催日：2020年11月の土曜・日曜の2日間
- ・開催場所：九州もしくは中四国地方
- ・講座案：不登校とフリースクール
不登校の保護者とかかわり「保護者シンポジウム」
フリースクールの実践・子ども中心の学び
フリースクールの子どもたち「子どもシンポジウム」
フリースクール・不登校に関わる制度としくみ
子どもとの関わり方「スタッフシンポジウム」
グループディスカッション・ふりかえり・感想

参加者が自分の意見や考えを出し合えるようにグループディスカッションの時間を設け、参加者の主体性も大切にしつつ進めていく。また、オンライン養成講座への参加につなげることも視野に入れる。

- ② オンライン養成講座の実施

遠隔地、地方、子育て中の方などを対象としてオンラインでのスタッフ養成講座を年3回程度行いたい。参加者は25名まで。ZOOMを使ったオンライン双方向での講座と、スクールタクトによる事前課題やふりかえりの提出。相互の学び合いを通じた一方行からではなく双方向かつ、参加者同士の学び合いを深めていきたい。

- ③ フリースクールスタッフ相互研修の実施

フリースクール運営上の問題、子どもや保護者との関わりにおける悩み、行政や地域との関係構築、社会情勢に対する対応（新型コロナウイルス感染防止対応など）など、フリースクール活動における様々な課題について、フリースクールスタッフで意見を出し合うかたちで相互研修を行う。

- ・開催回数および時間：年4回程度、3時間／回
- ・参加対象者：加盟団体のスタッフ、各回30名まで（申込み先着順）
- ・開催方法：zoomを使ったオンライン双方向での研修
各回の研修テーマや参加者は加盟団体メーリングリストで募集

- ④ 正会員・支援会員団体が開催する研修等への協力・共催

地方におけるフリースクール等への理解・周知、正会員・支援会員団体のスタッフ研修の充実、近隣地域のフリースクール等のネットワーク強化を目的とし、正会員・支援会員団体主催の研修等への協力・共催に取り組むこととする。

(Ⅳ) 調査研究・政策提言事業

- ① 多様な学び保障法を実現する会との連携による取り組み
2020 年度も継続して実現する会の運営委託を引き受け、教育機会確保法の周知と活用、多様な学びが選択できる社会へ向けての取り組みや研究、公的支援に向けての取り組みを目指し下のことに取り組む。
 - ・ 毎月の運営会議（毎月第 4 月曜日 19 時から 21 時）
 - ・ 実現する会総会の開催（7 月 5 日・東京）
 - ・ 多様な学び実践研究フォーラムの開催（9 月 5・6 日）
 - ・ 公民連携や学習会その他情報の発信
 - ・ 他
- ② 普通教育機会確保法の理解と周知
2019 年 10 月 25 日、国の通知文書における「学校復帰を前提とする」の表現がある旧通知が廃止され、「社会的自立」へ向けての支援となった通知委が出されたが、それを周知、理解を広め、多様な学びをやっていきやすくする。
- ③ 休眠預金についての活用の検討
フリネットとして、活用したい加盟団体が活用しやすい環境ができるよう、加盟団体の状況共有の呼びかけ、情報発信、資金分配団体に対するプログラムの提案等を行っていく。資金分配団体には 3 年目募集に向け情報交換を進め、フリースクール等の基盤整備と普及につながるプログラムができていくよう目指したい。
- ④ 保護者負担の軽減とフリースクール等に対する公的支援実現に向けた取り組み
 - ・ 出席扱いや実習用通学定期を希望する人がよりスムーズに取得できるよう、各地や教委への情報発信と要請により推進する。
 - ・ 自治体独自での就学援助のフリースクール等への適用を呼びかける。
 - ・ 福岡県、京都府、鳥取県、札幌市の各モデルを他自治体でも導入できるよう呼びかけ、議連、文科省にも公的支援を要請していく。
 - ・ その他必要な調査研究と政策提言
- ⑤ 地方自治体に向けた政策提言活動
政府、国会に向けた政策提言に加え、各都道府県に向けた政策提言を実施する。各都道府県で活動するフリースクール等団体とつながり合う他公民連携を模索し、わずかずつでも課題を解決していくことにつなげたい。
- ⑥ フリースクール等基本調査の実施
2020 年度も引き続き「フリースクール等基本調査」を実施する。普通教育機会確保法が成立し、フリースクール等や不登校に関する報道も活発な今日、フリースクール等の活動・運営状況の変化をとらえる本調査の意義は高まっており、実施協力を要請する。
- ⑦ 新型コロナ感染拡大防止の状況の中での取り組み
世界的なパンデミックを引き起こしたこのコロナ感染状況は、社会を変えていくと予想される。マイナス面もあるが、プラスにとらえて、新しい学びや成長をひらいていくためのチャンスの面も捉え、今後にいかしていく。経済的に厳しい局面に立つフリースクールに何らかの支え合いを行う。
- ⑧ 文科省-東京学芸大学の間支援組織・相互評価研究への協力と活用
今年度も同調査が継続されることとなり、ひきつづき理事・事務局メンバーに研究チーム加入の依頼があった。この研究成果は、公民連携の観点からも行政は着目しており、

民間主導で情報公開・評価・発信していくことが急務であると捉えている。研究協力を行うとともに、自己評価開示と相互評価のしくみづくりを実践的に取り組んでいく。

（Ⅴ）自殺対策事業：子どもの命を守る事業

「#学校ムリでもココあるよキャンペーン 2020」の実施

夏休みの短縮等が言われているが、新型コロナの影響で3～5月学校が休校になったことは子供達に大きな影響を与えている。学校での人間関係。教科学習時間の増加。教師との理解不足や、保護者の不安等は例年にも増して、不登校が増える要因であると考えている。ネットワークとしては「学校ムリならここあるよ！」キャンペーンを、NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会、多様な学び場プロジェクト、フリースクール全国ネットワークの共催で、今年も実施する。

（Ⅵ）子どもの権利擁護事業

フリースクールが「子どもの安心・安全な居場所」であるために、加盟団体において、子どもが暴力被害・性被害・人権侵害等を受けぬよう、また万が一受けた場合でも子どものSOSに気づき早急かつ適切な対応を行い身体的・精神的被害を最小限にとどめるために、次の取り組みを実践・促進していく。

- ① 性被害も含む子どもの権利侵害について、なんらかの形で子どもが相談できる仕組みを検討する。
- ② 加盟団体において子どもの性被害を含む権利侵害が起きないための指針となるガイドラインの作成に第三者のアドバイス等を受けながら取り組み、加盟団体間で共有していく。
- ③ フリースクールが「子どもの安心・安全な居場所」であるために、加盟団体において、子どもが暴力被害・性被害・人権侵害等を受けぬよう、また万が一受けた場合でも子どものSOSに気づき、早急かつ適切な対応を行い、身体的・精神的被害を最小限にとどめるための取り組みを実践・促進していく。また、不登校の子どもの権利侵害を無くしていくために、「子どもの権利条約」および「不登校の子どもの権利」についての理解促進を図る。
- ④ JDEC やあらゆる研修会等で、「子どもの権利条約」および「不登校の子どもの権利」について理解促進を図る機会を設ける。

【第 3 号議案】

A.役員報酬に関する事項

役員報酬は、全員なしとする。

その他

特定非営利活動法人

フリースクール全国ネットワーク

2021 年度活動報告書

2021 年 4 月 1 日 ～ 2022 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

〒114-0021

東京都北区岸町 1-9-19 コーエイビル

TEL&FAX : 03 - 5924 - 0525

2021 年度事業報告及び決算に関する事項

【2021 年度 事業総括】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、2021 年度は小学校・中学校・高校合わせて 23 万人を超え、子どもの自殺者は 400 人を超えて、ともに過去最高を更新しました。子どもが生きづらさを抱える状況が長期化する中で、著名人の自殺が続いたり、ロシアのウクライナ侵攻など、不安を増幅させることも起きました。このような深刻さが増す社会情勢の中でフリースクールは、「学校以外の子どもの安心・安全な学び・育ちの場」として大きな存在意義・社会的役割を担わなければいけないという思いを強くしました。

しかし、コロナ禍における経済の低迷が進むことで家計の教育費負担も大きくなり、フリースクールに通うこともあきらめなければならない状況の子どももいます。また、フリースクールの運営にも多大な影響を及ぼしています。大きい不安を抱えた子が希望を求めてやっとの思いでたどり着いた場所では人権侵害が起きてても発見しづらいこと、運営が厳しい状況では十分なスタッフを雇えず人権侵害を見逃してしまう恐れが強くなることも危惧されます。不安が大きく息苦しい社会だからこそ、フリースクールは協力しながら子どもたちの安心・安全な育ちの場を保障していかなければなりません。

2021 年度のフリースクール全国ネットワークでは、加盟団体からメンバーを集い「フリースクールガイドライン」の作成に取り組みました。フリースクールが子どもたちからも社会からも信頼を得て活動できるために、今総会にてフリースクールガイドラインについても事業報告の中で承認していただき、加盟団体はじめ全国のフリースクールの活動において指針としていただくことを望みます。また、休眠預金を活用した「コロナ禍で困難さを増した経済的困窮世帯の不登校児の支援事業」にも 2020 年度に引き続き実施しました。この事業も加盟団体から参加者を集った実行委員会形式で実施し、多くの加盟団体に通う子どもたちに利用していただくことができました。国会議員によるフリースクール議員連盟は衆議院選挙の結果、長年議連を引っ張ってくださっていた会長および幹事長が議員でなくなったことをうけ、議連開催には至りませんでした。加盟団体間で政策提言に関する勉強会を定期的に開催しました。これらは、zoom を活用したネット会議で行うことができました。コロナ禍で、実際に対面する機会は減りましたが、ネットを利用して加盟団体と理事会が協力して事業や対話を進めることができたことは、今後のフリネットの事業の進め方や加盟団体間の連携のあり方を前進させるものとなったのではないかと思います。

しかし、2020 年度に退職した事務局からの引継ぎが不十分であったこと、今後の事務局のあり方の模索が続いたことで実施できなかった事業も多くあります。加えて、フリネット理事会の対応の遅さや不手際、フリネットに加盟する意義やメリットを伝えることができずに退会された団体が複数ありました。反省すべき点を見つめなおし、加盟団体との連携の中から全国のフリースクール活動が子どもからも社会からも信頼を得るものになるために 2022 年度以降の展望も示していきたいと思えます。

【2021年度の基本方針と重点課題】

1. 新型コロナウイルスの状況は、多くのフリースクールに大きな影響を与えた。フリースクール活動をどのように支えるか、様々な面で検討し、実際の支援が考えられる必要がある。

① コロナ禍において、不登校の子どもたちが経済的問題を課題にしてフリースクールに通えないということのないように「新型コロナウイルス対応緊急支援助成～社会的脆弱性の高い子どもの支援強化事業～」を10月まで実施する。

② コロナ禍にあって子どもの成長を支える多様な活動が求められている。経済的な支援、フリースクールに通えない場合のオンラインでのサポートなど、多様な選択肢を用意できるように助成金の情報も含めて情報提供を行ってゆく。

③ 不登校が増え続ける中で相談事業等が行いやすいような支援を継続的に行う。

2. 引き続き、確保法の周知に取り組み、理解者を増やし、フリースクールの地位向上と、多様な学びが広がるように活動していく。

① 学校復帰や「校内フリースクール」の取り組みが強化される中で、学校外の学び場への公的な支援はいまだに増えてはいない。文科省と連携するだけではなく、都道府県議会にも働きかけて、支援を引き出してゆくことが必要となっている。

② 法にある「公民連携」ができる形を各地域で探ってもらい可能なことを交流していく。

3. 人材育成の養成研修

フリースクールは社会的にもっと存在することを望まれており、そこで働く人材養成が必要である。研修がオンラインで実施されるように整えていく。

① オンラインによる対応を元に例年に引き続き、フリースクールスタッフ養成研修を実施する。また、今後オンライン講座の実施が増えてゆくことを想定して、オンラインファシリテータ養成も強化してゆく。

② JDEC、未来の先生展など対外的な交流機会を生かし、学ぶ機会を広げる。

③ 安心、安全なフリースクールのためにスタッフの人権研修を行い、フリネットとしても、相談体制を整えていく。

A. 運営に関する事項

(I) 主な会議の開催

- ① 総会の開催 : 2021 年 6 月 27 日 オンラインにて開催
- ② 理事会の開催 : 5 月 10 日、7 月 2 日、8 月 25 日、11 月 10 日、12 月 6 日、
1 月 10 日、2 月 8 日、3 月 7 日
- ③ 事務局会議 : 毎月 1 回定例開催

(II) 会員状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

- ① 正会員 : 83 団体
- ② 支援会員 : 44 団体
- ③ 会員状況 : 正会員 4 団体入会、4 団体退会、支援会員 2 団体入会

(III) 事務局の体制

事務所体制 : 檜山大輔 (有給)、休眠預金事業を寺子屋方丈舎

石黒智絵

※事務局会議は、事務局員および理事でオンラインで開催

B. 組織体制の整備に関する事項

(I) 組織基盤の整備

東京シュレー性加害事件以降、当団体の設置した第 3 者委員会の不適格性や、それに伴う当事者団体東京シュレー、及び東京シュレー学園への当 団体の対応をめぐって会員団体からも厳正なる対応が求められた。

当団体としては、加盟団体には、子どもの権利侵害がおきたことに対して説明責任があると考えた。NPO 法人東京シュレー、学校法人東京シュレー学園に説明を依頼したところ、東京シュレーから加盟団体向けに説明が行われた。学校法人東京シュレー学園は説明をすることなく、退会した。

今後とも、私たちは子どもの人権、権利擁護については団体成立の基礎

をなすものです。今後とも私どもは、再発防止のために力を尽くしてまいります。

中間支援の事業として、個々のコロナ禍における休眠預金事業で、私たちはそれぞれのフリースクールの相談事業、経済的に困難な子どもがフリースクールに通所助成を行いました。

(資金分配団体：公財セーブ・ザ・チルドレンジャパン)

(Ⅱ) 中間支援組織としての存在と役割の強化

フリースクール等の中間支援組織としての存在感を高め、ネットワーク内外に定着させるため、以下の9項目を各事業を通じて推進した。

- ① 不登校支援団体・フリースクール間のネットワーク拡充（メーリングリスト・メールマガジン・HP での情報提供、）
- ② フリースクール事業等の普及・啓発・環境整備（JDEC 等）
- ③ 公民連携の推進、行政との対話、連携・環境整備の推進（各地の状況の把握や共有、地方行政・教育委員会への発信・情報提供等）
- ④ フリースクール等の質の担保・向上（研修・経年調査・実践研究フォーラム、事業評価・相互評価・相互認証のしくみづくり）
調査事業については、進まなかった。
- ⑤ フリースクール等の新規設立支援の実施
- ⑥ 普通教育機会確保法の周知、フリースクール議連との橋渡し（制度基盤の整備拡充）
- ⑦ フリースクールとオルタナティブ教育との連携（実践研究フォーラム、実現する会、(仮称) 多様な学び推進機構構想)
- ⑧ 海外フリースクールとの交流、学習連携（APDEC・IDEC への関わり）
- ⑨ 「フリースクール運営の実務」単行本発行

C. 事業および活動に関する事項

(Ⅰ) ネットワーキング事業

- ① 第13回 JDEC（日本フリースクール大会）・多様な学び実践研究フォーラムの開催

2021年度のJDECは、2020年度に引き続きコロナ禍につきZOOMによるオンラインでの開催となった。B(1)「組織基盤の整備」にもあるように、「全員参加型の事業運営」のコンセプトのもと、今回は初めて実行委員会の形式で、正会員団体より企画から参画する方を募り、皆で作りに上げるJDECとなった。それ自体も初めての試みであり、またZOOMを活用してオンラインでつながる中、不慣れなことも多かったものの、全国をつなぐネットワークとして、オンラインで全国からつながりながらイベントを作り上げていく可能性を示せた。

また会のコンセプトとして「若いスタッフを応援したい」という軸を設けてイベントを作り上げていったことで、開催の目的がより明確に示せたように思う。

開催日	2021年11月28日
参加人数	63名
開催場所	ZOOMによるオンライン開催
プログラム	基調講演「参加型の学びとは？」田原真人 分科会①学校とのつながりについて、考えませんか？ 分科会②ワカった気でいた人権 分科会③オフレコ！こんなことがあって困った～！スタッフ仮面座談会 分科会④フリースクール運営ガイドライン 分科会⑤フリースクールは経済的困窮世帯のこどもになにができるのか？休眠預金事業を通じて考える 分科会⑥トップダウンを超える、粘菌型組織づくり 分科会⑦公民連携～千葉県議会フリースクール等教育機会確保議員連盟会長吉本さんに聞いてみよう！～ 分科会⑧フリースクールにおける「教科学習」をどうとらえるか 分科会⑨フリースクールと経営をガチで考える～自分たちの本気を形にする～へ 全体会 JDEC ミーティング

② コロナ禍で困難が増した不登校の子ども支援（休眠預金事業）

コロナ禍において、緊急事態宣言下や新型コロナウイルスの感染が拡大する中で不登校の子ども達がフリースクールに通いにくい状況が続いた。また、各フリースクールへ通いたくとも通えない子ども達を対象に相談事業と通所助成事業を行なった。休眠預金助成事業を活用してセーブ・ザ・チルドレンジャパンを資金分配団体として「新型コロナウイルス対応緊急支援助成～社会的脆弱性の高い子どもの支援強化事業～」を実施した。

年間200件の相談と55名の子どもの通所費用の助成が2020年11月～2021年12月まで行われた。

③ フリースクール等の設立・運営支援と電話相談

相談体制が整わず、進められなかった

④ フリースクール全国ネットワークメールマガジンの創刊

2021年度は創刊四年目であったが、事務局体制の整備を進める過程であったため、メールマガジンの発行はできなかった。

⑤ その他の情報発信

上記メールマガジンはバックナンバーをホームページ上で公開するなどして、困りごとのある人がいつでも必要な情報を閲覧できる状態を継続。通学定期券や出席扱いに関する事柄は関連事項を整理し、保護者やフリースクール等団体が仕組みを知るための資料、学校長・教育委員会に渡すための資料など、ボランティア希望者に向けたQ&Aなど用途別にまとめたページの作成はできなかった。

（Ⅱ）交流イベント事業

① 第13回JDEC（日本フリースクール大会）

ネットワーキング事業での報告の通り。

② フリースクールフェスティバル 2021 の開催

新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染予防を鑑み、開催を見送った。

(Ⅲ) 研修事業

① フリースクールスタッフ養成連続講座の開催

2021 年 11 月から 12 月にかけて週末土曜日に第 1 期計 6 回連続講座を実施した。

2022 年 2 月から 3 月にかけて週末土曜日に第 2 期計 4 回連続講座を実施した。

第 2 期は 1 回の講座ごとに①②、③④、⑤⑥と 2 人の講師が担当し、最終日は振返り日とした。1 期・2 期とも講師が参加者に教えるというより、参加者同士がお互いに学び合い疑問に感じる点を講師も交えてシェアできて学びが深まったのは大きな成果である。講座に参加して、とても温かい雰囲気でご参加のみなさまがしっかり発言して、フリースクールの未来は明るいと感じた。

リアル養成講座の開催はコロナ禍で困難でしたが、オンラインでの実施のメリットは全国から参加できたことであり、大きな成果が得られた。

開催日：2021 年 11 月～12 月(第 1 期)

2022 年 2 月～3 月(第 2 期)

開催場所：Zoom によるオンライン研修

参加人数：第 1 期 6 名、第 2 期 8 名、延べ 14 名

講座内容：(1)フリースクールとは何か？

(2)不登校の子どもたちの現状、今後必要とされる学び

(3)困難を抱える子どもへの対応

(4)フリースクールでスタッフをどのように育成しているのか

(5)世界のフリースクールは、どのような学びを作っているのか

(6)フリースクールに関わる制度や、他団体と連携した学びの構築

② フリースクールスタッフ相互研修の実施

事業実施ができなかった。

③ 正会員・支援会員団体が開催する研修等への協力・共催

通常のスタッフ研修等への協力依頼はなかったが、加盟団体等の行う教育機会確保法や文科省施策の勉強会での制度説明、資料提供を行った。

(Ⅳ) 国際交流事業

IDEC・APDEC 参加

2021 年度は世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、日本に限らず様々な国際的なあるいはそれぞれの国内の活動も大きな制約を受けた 1 年となった。IDEC(フリースクール全国ネットワークでは日本語で紹介する場合は「世界フリースクール大会」を使用)は現存

する世界最古のフリースクールであるサマーヒルスクール(イギリス)で開かれる予定であった。この IDEC にはアジア・太平洋地域の大会である APDEC も乗り入れる形で予定されていた。しかし、新型コロナ感染はおさまらず対面での開催は断念し、オンラインでの大会として 9 月 30 日から 10 月 5 日まで開催された。日本からは事務局員の朝倉景樹が講演者として時間を割り当てられ日本の様子も含め話した。プログラムは基本的には開催地イギリス時間で組まれていたため日本を含むアジアからの参加は多くなく、イギリスはもちろんヨーロッパからの参加が多かった。今まであまり参加の多くなかったギリシャ、ブルガリアなどからもオンラインでの企画が組まれた。

(V) 調査研究・政策提言事業

- ① 超党派フリースクール等議員連盟総会の開催
議連に対して開催を求めたが、実施できなかった。
- ② 普通教育機会確保法の理解と周知
JDEC、各地で組織されてきている不登校・フリースクール等の地域ネットワークを通じて、法の理解普及に尽力した。
- ③ 多様な学び保障法を実現する会との連携による取り組み
2021 年度も継続して実現する会の事務局を引き受け、運営会議開催、たよまなカフェなどを実施した。
- ④ 地方自治体に向けた政策提言活動
事務局体制の整備を進める過程であったため実施することができなかった。
- ⑤ フリースクール等基本調査の実施
事務局体制の整備を進める過程であったため実施することができなかった。

(VI) 自殺対策事業：子どもの命を守る事業

- ① 「学校ムリでもここあるよ！」キャンペーン(2021 年 8 月 19 日～9 月 30 日)を、多様な学び場プロジェクト、NPO 法人フリースクール全国ネットワーク、NPO 法人全国子ども食堂支援センター「むすびえ」で共催。NPO 法人冒険遊び場づくり協会協力。
- ② 2021 年 8 月 21 日には、オープニングキャンペーンを開催。本事業のためのクラウドファンディングを共同で行うことを通じて、本事業が全国的な取り組みとして社会的にも認知されていった。NHK をはじめとして各メディアに取り上げられた。

(VII) 子どもの権利擁護事業

フリースクールが「子どもの安心・安全な居場所」であるために、加盟団体において、子どもが暴力被害・性被害・人権侵害等を受けぬよう、また万が一受けた場合でも子どもの SOS に気づき早急かつ適切な対応を行い身体的・精神的被害を最小限にとどめるため、フリースクールにおけるガイドラインの作成を進める検討チームを立ち上げ、ガイドライン作成を進めた。

- ① フリースクールにおいて子どもの性被害を含む権利侵害が起きないための指針となるガイドラインを作成するため、加盟団体に検討チームの公募を行い、チームで原案を作成した。検討会議はオンラインで計7回開催。その他、随時メールで意見を出し合い検討を重ねた。
- ② JDECにおいて「フリースクール運営ガイドライン」分科会を持ち、参加者とともにフリースクールのガイドラインについて意見交換した。
- ③ JDECにて人権に関する学びを深めるため「ワかった気でいた人権」分科会を持ち、加盟団体とともに人権侵害や権利擁護についての学びを深めた。

特定非営利活動法人

フリースクール全国ネットワーク

2023 年度 通常総会

【議案書】

■日時 2023 年 7 月 16 日（日） 10:00～
■場所 オンライン（zoom）
ミーティング ID :
パスコード :

開会
ご挨拶
議長及び書記、議事録署名人の選出
定足数の確認

《審議事項》

- 【第 1 号議案】2022 年度事業報告及び決算に関する事項・監査報告
- 【第 2 号議案】2023 年度事業計画及び予算に関する事項
- 【第 3 号議案】2023 年度役員に関する事項
- 【第 4 号議案】内部通報相談窓口設置に関する事項
- 【第 5 号議案】その他

議長の解任
その他
閉会

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
〒108-0075 東京都港区港南 1 丁目 9 番 36 号 801 号室
アレア品川 13 階 エキスパートオフィス品川

【第1号議案】2022年度事業報告及び決算に関する事項

【2022年度 事業総括】

長引くコロナ禍のなかで、多くのフリースクールが不登校児童生徒の支援を柔軟に行ってきた。2021年度の不登校児童生徒は高校生まで合わせれば約30万人という数に増えた。義務教育年齢の不登校児童生徒約24万人のうち、36.3%の88,931人が誰にも相談もできていない、支援も受けていないという状況にある。2022年度は（株）セールスフォースジャパンの寄付により、「フリースクール白書2022」の調査を行った。研究者等で実行委員会を構成し、約20年ぶりにフリースクールへの調査を行った。調査結果からは、限られた中で子どもたちと懸命に向き合うスタッフの現状が浮かび上がる。厳しい財政状況や、スタッフの待遇改善が、フリースクールの持続可能性につながっていることがわかる。学校外において、フリースクールで学ぶ子どもの数が依然として大きく増えていない。私たちは、不登校関係の団体や行政と連携した取り組みの重要性を強く感じた。今年の日本フリースクール大会を大阪での開催ができた事の意味は大きい。また実行委員会は、当団体以外のオルタナティブ教育関係者や保護者を巻き込むことも出来た。

2023年からフリースクール通所助成金が、不登校の子どもたちへ支払われるのを前に、茨城県つくば市を訪問した。学び推進課の皆さんからお話を聞くとともに、民間に委託された教育センターの見学も行った。トライさんとリヴォルヴさんの両方を見学して気がついたのは、不登校の子どもたちに学力だけ補充すれば、本人支援になるという旧来の発想ではもはや不登校支援はできないと言う事であった。本人の立場に寄り添った支援でなければ、子どもたちは通所しない。

2023年1月末日、永岡文科大臣が「不登校支援の総合的な取り組みの見直し」という主旨の発言を行った。それに伴い2月には、「不登校に関する調査協力者会議」が開催された。不登校の子どもへの対応の見直し、ICTを活用した調査等のあり方が協議された。3月に文科省から「COCOLOプラン」が出されるまでの間、私たちは、文科省初中局担当者との話し合いを持つだけではなく、現場のフリースクールの見学も実施した。この計画には、民間フリースクールや親の会の知見を学校内にも持ち込んでいくことを盛り込むことができた。子どもたちが、学校への適応する事を求めるというよりも、学びから離れていく子どもをいかに減らしていくのか？との視点に力が向けられている。

不登校政策は、行政が一方的に決めるものではなく、民間、教育現場とともに作り上げるものだということを明確にした点において、この計画は一定程度評価ができる。私たちは、現場で学び続ける子どもの立場から、不登校児童生徒が本来無償で学ぶ教育のあり方をさらに模索されるべきだと考えている。そのために、休眠預金等資金活用を行いながら、フリースクールと公教育の連携、不登校特例校との連携等を柔軟に行うべきだと考えている。

また、文科省への働きかけを「不登校・登校拒否を考える全国ネットワーク」「多様な学びプロジェクト」とも連携しながら行えたことは、行政に対しても強いインパクトを与えることができた。当団体を中心にして、より多くの不登校児童生徒の声が、反映されるしくみができた。今後とも、私たちは事実や根拠を明確にしながら、行政の政策へのインプットをもっと行う必要がある。

【2022 年度の基本方針と重点課題】

1. フリースクールが安心・安全な学び・育ち場として子どもや社会から信頼を確保しつつ、学校外の学びの場としての存在意義を高めていく。
 - ①フリースクールガイドラインの周知と設置の推奨
 - ②加盟団体を対象とした内部通報相談窓口の設置・運用
 - ③人権に関する研修をあらゆる機会を活用して実施する
 - ④地方行政との連携や地域ネットワークの構築の推奨および支援
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている不登校児童生徒・家庭の支援
 - ①コロナ禍において、子どもの成長を支える多様な活動が求められている。
経済的支援をはじめ、フリースクールに通えない場合のオンラインでのサポートなど多様な選択肢を用意できるように助成金の情報も含めて情報提供を行う。
 - ②不登校が増え続ける中で相談事業等が行いやすいような支援を継続的に行う。
3. 教育機会確保法の周知を通し、不登校への理解者を増やし、フリースクールの社会的認知度を高めるために中間支援を積極的に行っていく。
 - ①学校復帰や「校内フリースクール」の取り組みが強化される中で、学校外の学び場への公的な支援はいまだに増えてはいない。議連や文科省と連携するだけでなく、都道府県議会にも働きかけて、公的支援の獲得を目指していく。
 - ②休眠預金の助成事業を積極的に活用し、『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』（以下：教育機会確保法）にある「公民連携」ができる形を各地域で探ることを進め、休眠預金事業等の助成事業を積極的に活用して人材を育成し、フリースクールの組織基盤を強化し、全国で数カ所の行政とフリースクールの地域連携モデルの構築を進める。不登校特例校とフリースクールの連携、教育支援センターの民間受託。公教育と連携した相談事業や人材育成のための研修事業を行う。3 年後この地域モデルが全国的に展開できる仕組みづくりを行う。
 - ③教育機会確保法成立以降、日本全体でフリースクールは増えている。その数は 500 以上あると想定されている。私たちは前年度 2 月に調査のための実行委員会を組織した。20 年前に、フリースクール全国ネットワークで行った調査結果をふまえて過去と比較対象し、フリースクールはこれまで何を達成してきたのか？また現状の課題を明らかにし次年度以降課題解決へ向けての取り組みに活かしていく。
4. フリースクールの人材育成・養成研修
フリースクールは社会的にもっと存在することが望まれており、そこで働く人材養成が必要である。
 - ①例年に引き続き、オンラインでのフリースクールスタッフ養成研修を実施する。
新型コロナウイルス感染症の状況によっては、対面での研修の実施も視野に入れる。
 - ②日本フリースクール大会（JDEC）で、フリースクールの中での学びの実践を広めていく

5. 中間支援組織としての機能強化

- ①上記1～4の課題解決を進めるために、フリースクール全国ネットワークのビジョン・ミッションの見直しを行う。
- ②加盟団体が子どもの安心・安全な学び育ちの場として機能するために、前記の通りフリネット内に内部通報相談窓口を設置し、必要に応じて弁護士等 外部の専門家からのアドバイスを受ける体制を整える。
- ③加盟団体と理事会の連携および加盟団体同士の交流を強化し、お互いに学び合い、学習する自己組織化する組織運営を積極的に進めていく。オンラインでの自発的な学習機会を積極的に創出していく。その結果、加盟団体の増加を図る。

A. 運営に関する事項

(I) 主な会議の開催

- ①総会の開催 : 2022年6月19日 オンラインにて開催
- ②理事会の開催: 2022年5月31日、8月1日、8月18日、8月28日、
10月4日、12月8日
2023年1月26日、2月8日、2月23日、3月28日
- ③事務局会議 : 毎週1回定例開催

(II) 会員状況(2023年3月31日現在)

- ①正会員 : 82団体
- ②支援会員 : 2団体

(III) 事務局の体制

事務所体制: 前北海(有給)、檜山大輔(有給)、石黒智絵(有給)
※事務局会議は、事務局員および理事が参加。オンラインにて開催。

B. 組織体制の整備に関する事項

(I) 組織基盤の整備

①会員増を目指す

正会員の目標を100団体に設定したが82団体にとどまった。

②支援会員の増加

支援会員の増加はなかった。

③事務局体制の整備

事務局は常勤化するのではなくリモート勤務とし、会議はオンラインでの
決裁・業務を基本とした。事務所はレンタルオフィスに移転、
随時対面での会議ができる体制を整えることができた。
電話での問合せは廃止し、メール、SNSからの問い合わせを原則とした。

(II) 中間支援組織としての存在と役割の強化

フリースクール全国ネットワークは、設立以来「フリースクールの相互交流を主たる目的とした互助会的ネットワーク」であったが、フリースクールが子どもの安心・安全な学び・育ちの場であるため、また教育機会確保法成立以降、行政との連携強化も進めていくためにも、これからは「フリースクール等の中間支援組織」というあり方で役割を担っていくこととした1年であった。
その中で、次の10項目を掲げた。

- ①不登校支援団体・フリースクール間のネットワーク拡充
(メールマガジン・HP での情報提供、会員交流企画を積極的に進める)
- ②フリースクール事業等の普及・啓発・環境整備(JDEC 等)
- ③フリースクールガイドラインの普及による子どもの人権擁護の推進
- ④フリースクール全国ネットワークの内部通報相談窓口設置による人権擁護
- ⑤公民連携の推進、行政との対話、連携・環境整備の推進
(各地の状況の把握や共有、地方行政・教育委員会への発信・情報提供等)
- ⑥フリースクール等の質の担保・向上
加盟団体と連携して研修・事業評価・相互評価・相互認証のしくみ作り)
- ⑦フリースクール等の新規設立支援。既存スタッフの人材養成支援
- ⑧教育機会確保法の活用、フリースクール議連を開催し積極的に提案
- ⑨フリースクールとオルタナティブ教育との連携
- ⑩海外フリースクールとの交流、学習連携(APDEC・IDEC への関わり)

これらを念頭に事業に取り組んだが、十分に役割を果たすまでには至らなかった。
しかし、フリースクール調査の実施、文部科学省政策に対する意見や提言、内部通報
相談窓口の設置検討、フリースクール保険制度の整備や議連再開に向けた取り組み等、
今後の足場固めとなる活動に取り組むことができた。

C. 事業および活動に関する事項

(I) ネットワーキング事業

①JDEC2022

開催日	2023年2月23日
参加人数	83名
開催場所	ドーンセンター(大阪府大阪市)、ZOOM
プログラム	基調講演 : 竹内延彦氏『フリースクールの価値を問い直す ～こども期の重要性とこども本位の学びの環境づくり～』 分科会1 : 自由な学び大発表会!～ぼくら・わたしらが感じる魅力～ 分科会2 : 「もしかして、ウチだけ??」地域での困り感について ただ話し合う部屋 分科会3 : フリースクール設立者の思いを聞いてみよう 分科会4 : こども基本法と多様な学び 分科会5 : オルタナティブスクールって、そもそも何? 分科会6 : フリースクールだからこそ「変われる?」をただ話し合う部屋 分科会7 : 「自由に学びをつくる」という教育実践 分科会8 : フリースクールにおける権利擁護 分科会9 : 学校外の学びを支える事は、地域の未来をつくること 分科会10 : 地域ネットワーク交流会 分科会11 : 「こんな時みんなどうする!?’ スタッフ・ボランティアが ただ悩みを話し合う部屋 分科会12 : フリースクールが相互に高め合う評価の取組～実践報告会～

2023年2月23日に「JDEC2022ー日本フリースクール大会 in 大阪&ZOOM」を開催した。2021年度はZOOMのみの開催であり、また2020年度は「多様な学び実践研修フォーラム」との共催で、かつZOOMのみでの開催であったが、2022年度は単独での開催、かつ2019年度以来のオフラインの開催として大阪のドーンセンターにて行った。またZOOMとのハイブリッドでの開催となった。

開催に向けた体制は、昨年度に引き続き主に正会員の皆様との実行委員形式で行った。関西地方での開催ということもあり、主に関西地方の正会員団体、及び近い団体の方で計16名で実行委員を結成した。

今年度のテーマは「不登校の価値を問い直す」。不登校のこどもたちに求められていることが変化しているのではないか、フリースクールは本当にこのままでよいのか、逆にこれまでと変わらず大切にすべきことは何かという軸で、基調講演及び計11個の分科会を開催した。

参加者の申込合計は個人60名、協賛団体23名であった。協賛団体は複数名の参加が可能であり、実際の参加人数を把握することはできなかったが83名よりもやや多いと思われる。また会場での参加人数は38名であった。久しぶりの対面での開催ということもあり、オンラインにはない密な交流、学びあい、情報交換ができたことは実りであった。一方でZOOMでの参加も多く、今後とも遠方などからのZOOMによる参加ニーズは続くものと思われる。

②コロナ禍で困難が増した不登校の子ども支援

(休眠預金事業を活用した地域ネットワーク構築)

増え続ける不登校の学校外の学び場づくりのために休眠預金事業の案件形成を3団体とJANPIAへも相談をしながら案件形成を進めてきた。最終的に当団体とパートナーシップを組んで事業を進めることができなかった。

(休眠預金事業は、初めての申請を行うときに必ず、経験値がある団体とパートナーシップを組んで申請するということが条件とされている。)

*休眠預金事業を進めていく事務局の体制の不足、マネジメント人材の不足

*事業を運営していく連携団体の不足

*何よりフリースクール全国ネットワークが、ネットワーク団体であって事業をすすめて課題解決していく能力と経験値が低いことが問題であった。

③フリースクール等の設立・運営支援と電話相談

フリースクールの設立、運営に関する相談・問い合わせをメールにて受け付けた。

④会員交流事業

会員交流の事業では、ZOOMによる交流会「学びあいの会」を計3回実施した。学びあいの会はフリースクールに関わる人同士の交流の中での学びあい社会的認知を広めること、フリースクールに繋がれていない子どもたちの居場所づくりが各地へ拡散していくこと。この2つを本事業の目的として行われ、具体的な内容としては各地のフリースクールの活動の共有や、スクールの抱える課題の共有などが行われた。

- ・第1回：7月29日 20時～21時
- ・第2回：8月26日 20時～21時
- ・第3回：9月30日 20時～21時

⑤フリースクール保険制度の設置

フリースクールの運営には様々なリスクがあり、保険による備えが必要不可欠である。フリースクール運営に必要な保険をフリネットが案内することで、フリネット加盟団体が安心してフリースクールの運営を行えるような環境を整備した。保険制度の説明会もオンラインで2回実施。

⑥その他の情報発信

フリースクール全国ネットワークメールマガジンのバックナンバーの公開を予定していたが、実施には至らなかった。

(Ⅱ) 交流イベント事業

- ①JDEC の後に例年交流会が行われていたが、今回は会場の時間の都合等から行えなかった。

(Ⅲ) 研修事業

①フリースクールスタッフ養成連続講座の開催

2022 年 10 月から 11 月にかけて週末土曜日に第 1 期計 7 回講座を実施した。

2023 年 1 月から 3 月にかけて週末土曜日に第 2 期計 7 回講座を実施した。

第 1 期参加者 13 名、第 2 期参加者 11 名と告知が不十分だったことは反省点。今回の講座で大切にしたい参加者同士の気づきは講座が進むに従い深まり、参加者と講師の活発な意見交換により、相互の学び合いが出来たことは、大きな成果である。

特に第 2 期は第 1 期の講座参加者数名がメンターとして、各講座に 2 名ずつ加わって下さり的確な助言や、ブレークルームに別れてディスカッションする時間帯の場作りを担ったことも参加者にとって貴重な学びだった。仕事などで講座に参加できない場合も動画の配信を行うことで、時間がある時講座内容を学ぶことができた嬉しい評価を頂いた。また、今後フリースクール立ち上げを考えている受講者から、この講座を受講して不安が自信に繋がったとのご意見を多数頂き、様々なスタイルのフリースクールが全国にできれば子ども達の選択肢が増えると感じた。

開催日 : 2022 年 10 月～11 月(第 1 期)

2023 年 1 月～3 月(第 2 期)

開催場所: Zoom によるオンライン研修

参加人数: 第 1 期 13 名、第 2 期 11 名、延べ 24 名

講座内容: (1)フリースクールの状況と教育機会確保法によって変わること

(2)不登校の子どもたちの現状、今後必要とされる学び

(3)フリースクールのスタッフと親との関り方

(4)困難を抱える子どもへの対応

(5)フリースクールに関わる制度や自治体、他団体との連携について

(6)世界のフリースクールはどのような学びを創っているのか

(7)振り返り

②フリースクール代表者向け研修

モデレーター：江川和弥（フリースクール全国ネットワーク代表理事）
前北 海（フリースクール全国ネットワーク事務局長）
中村孝一（e board 代表理事）

参加人数 : 7名

開催期間 : 2022年12月～1月にかけて全6回の講座を実施

プログラム : (1、2回) 団体のミッションコアバリューを考える
(3、4回) スタッフとのコミュニケーションのあり方
(5、6回) マーケティング基礎講座

フリースクールの学びをつくる視点やリーダーの自己変容をいかにつくって組織づくりをしていくのかを学んでいった。他人を変えるのではなく、自分がかわるという視点をグループコーチングを通じて時間をかけながら学んでいった。いかに持続可能な団体をつくるのか？多様な依存と支援が結びつくような自己組織化を促す組織体制づくりを学んでいった。

③正会員・支援会員団体が開催する研修等への協力・共催 協力・共催依頼はなかった。

(IV) 国際交流事業

①ウクライナのフリースクール支援

ウクライナは知られざるフリースクール大国で、フリースクールが2014年の市民革命以降急増してきている国だ。ロシアの軍事侵攻によって多くのフリースクールは閉鎖せざるを得なかったが、何とか開き続けているフリースクールもある。中には、地域の助け合いの中心を担っているフリースクールもある。本ネットワークでは募金を呼びかけ、貴重な寄付5万円が寄せられた。この寄附は、そのようなウクライナのフリースクール2か所に送金した。また、スタッフ養成研修の中の世界のフリースクールについての回でもウクライナのフリースクールについての情報を提供した。

②IDEC/APDEC 大会報告

12月9日(金)にIDEC(世界フリースクール大会)/APDEC(アジア太平洋フリースクール大会)とウクライナのフリースクールについてオンラインイベントを開催した。2022年のIDECは創設101年を迎えたイギリス・サマーヒルスクールで開催された。世界40カ国以上から1000人を超える参加者が集まった。「子ども期」の重要性をテーマとし、ユネスコとも連携した企画もたてられた。コロナの感染が収まらない状況下で開催されたため、会場は牧場を使い、通気性の良いイベント用のテントを10張り近く設営し感染予防に配慮していた。バスで十数分程の場所にあるサマーヒルスクールへのツアーをはじめ、サマーヒルスクールの子どもシンポジウム、OBOGシンポジウム、設立者ニールの娘、孫によるトークなどが人気を博した。サマーヒルスクールのキャンパスの写真も含め大会で撮影された写真を多く交えながら報告に時間いっぱい参加者からの質問も出され、盛況のうちに終了した。

(V) 調査研究・政策提言事業

①全国のフリースクール全てを対象とした大規模な調査事業の実施

(セールスフォース・ジャパンの寄付)

フリースクール代表、スタッフ、子ども、保護者の4者に向けて調査を実施。

前回調査よりも、50団体あまり多くの181団体に回答いただいた。

子ども調査は前回よりも少なかった。

今回の調査の特徴は

1. フリースクールの運営母体が任意団体よりも法人が増えている
特に学校法人、企業等も新しく増えている
2. ICTを活用した出席扱いにつながる事例は全体の26%以下である
3. フリースクールの財政基盤が19年前と比べて、同じような脆弱である
4. フリースクールでは、運営について、子どもの意見が入ることを大事にしている

②教育機会確保法の理解と周知

1. 文科大臣の発言を受けて、私たちは他団体とも連携して、文科省の担当課へ子どもの休む権利の保障や、登校を無理に不登校の本人に働きかける事が教育機会の確保法の趣旨を尊重することにつながる。
2. 学校に行かないで、なぜ子どもたちはフリースクールで学ぶのか？を教育関係者は理解する必要がある。
3. 多様な学びのあり方が、学校教育を豊かにする可能性があるのも、もっと連携を深めていくことが大事。
4. フリースクール議連とも連携して、多様な学びが学校教育に必要であることの理解を進めていった。

③地方自治体に向けた政策提言活動

地方自治体への政策提言はできなかったが、不登校支援の先進的な取組み（教育センターの民間委託、家庭への経済支援）に取組んでいるつくば市の視察を行った。

また、JDECの分科会「地域ネットワーク団体交流会」において各地の地域ネットワーク団体の活動を紹介した。

(大阪府フリースクール等ネットワーク、学校外で学び育つ子どもの権利保障を進める会、兵庫、大分県、滋賀県フリースクール等連絡協議会が活動報告)

④中間支援組織・相互評価研究への協力と活用

2022年度は取り組むことができなかった。

(VI) 自殺対策事業：子どもの命を守る事業

①「#学校ムリでもココあるよキャンペーン 2022」の実施協力

実行委員として、事務局長の前北と代表理事の中村が参加。

オープニングイベントの企画運営や広報に取り組んだ。

(VII) 子どもの権利擁護事業

フリースクールが「子どもの安心・安全な場所」であるため、加盟団体においても暴力、性被害、人権侵害を受ける事なく、万が一被害を受けた場合でも子どもがSOSを出せる環境作りやSOSに気づき適切かつ早急な対応が取れるよう「フリースクールガイドライン」を作成した。ガイドラインはフリースクール全国ネットワーク加盟団体の利用者(子ども・保護者・スタッフ)を対象にしているが、2022年度は特に小学生・中学生向け

をブラッシュアップして、身体的・精神的な被害が最小限度に食い止められるよう内容の精査を行った。

ガイドラインが各団体に浸透し普及するよう努力するとともに、フリースクール内で起きた人権侵害事案に対して、通報・相談できる内部通報相談窓口設置に関しても具体的な手順等々を検討した。2023年2月23日JDEC分科会でも「子どもの人権擁護」をテーマにフリースクール内で起きた事案をもとに専門家を交えてケーススタディを行った。特に印象的だったのが、行政では時間外は対応が難しい事案でもフリースクールでは子どもの命を守るために最大限の対応ができることが分科会参加者間で認識できた。2022年度はガイドライン検討チーム会議を定期的に行い、一定の成果があった。

【第2号議案】2023年度事業計画及び予算に関する事項

【2023年度の展望・これからのフリネットの展望】

2022年の文科省の統計では不登校は25万人に迫り過去最多、厚労省統計では子どもの自殺が500人を超え、こちらも過去最多となりました。子どもたちの生きづらさは改善されるどころか悪化しています。新型コロナウイルス感染症の影響も3年目となり社会の閉塞感と経済の停滞は子どもたちにも影響を与えています。そのような中、2023年度よりこども家庭庁が発足、こども基本法も制定され、文科省も新たな不登校支援対策としてCOCOLOプランを発表し、これまでの不登校対策よりもNPOやフリースクールとの連携を強化する方針を打ち出しました。(COCOLOプランの主な取り組み「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」の中で、特例校および校内教育支援センターの設置促進、多様な学び場・居場所の確保においてフリースクールとの連携強化が明記されています。)

文科省やこども家庭庁との連携を強化する上でも、フリースクール側の社会的信頼や質の向上が大事になってきます。併せて教育機会確保法の保護者に至るまでのさらなる周知も進める必要があります。

「子ども中心の理念に立って運営するフリースクール、フリースペース、子どもの居場所、ホームエデュケーションのネットワークなどの団体が連携・協力・交流することを通し、子どもが幸せに生きられる社会となること」を目的に設立し活動が続けているフリネットは、今後さらにフリースクールが国や地方行政と連携するための中間支援としての役割が求められます。それに応えるべく、加盟団体との連携を強化していくことが今後の大きな課題と捉えております。

フリースクールの社会的意義と教育機会確保法の理念を広めることで「不登校が問題にならない社会」となり、子どもたちがフリースクールで学ぶ事を選択肢として選びやすくなり、子どもが生きやすい社会となることを目指して事業を進めていきます。

2023年度は、フリースクールが子どもおよび社会から信頼され、学校以外の学び・育ちの場としてしっかりと認識され、子どもが安心して希望を持って選択できる場となるように、連携を強め、学び合うために下記の内容の活動を進めていきます。

1. 子どもの人権保障（性加害等を防ぐ）として、フリネット内部通報相談窓口の運用開始
2. 加盟団体と相互に学び合い、意見交換することによるフリースクールの質の向上
3. 議連、文科省等の国の行政との連携強化
4. 子どもの交流、保護者の交流の場を設け、多様な連携・つながりを構築
5. 公的な資金を呼び込む上での組織基盤整備を目指した地域ネットワークづくり支援
6. 上記を進める事務局体制の拡充を目指し、資金確保対策としてファンドレイズを促進

【今年度の基本方針と重点課題】

1. フリースクールが安心・安全な学び・育ち場として子どもや社会から信頼を確保しつつ、学校外の学びの場としての存在意義を高めていく。
 - ①フリースクールガイドラインの周知と設置の推奨
 - ②加盟団体を対象とした内部通報相談窓口の設置・運用
 - ③人権に関する研修をあらゆる機会を活用して実施する
 - ④地域ネットワークの構築支援
2. 教育機会確保法を積極的に活かす仕組みづくりを行う。不登校への理解者を増やし、フリースクールの社会的認知度を高めるための中間支援を積極的に行う。
 - ①議連や文科省、こども家庭庁との連携をはじめ、加盟団体の地方行政との連携支援にも取り組み、公的経済支援の獲得を行う。
 - ②個々のフリースクールの事業継承や事業拡大、合併という課題に直面しているフリースクールに対して、コンサルティング的な関わりを行い。運営を整理していく必要性がある。
3. フリネットに加盟している意義やメリットを強化することで組織力を高める。
 - ①加盟団体同士のノウハウの共有や、共同での人材採用実績をつくっていく。
場合によっては、特定地域での人材育成も行っていく。
 - ②加盟団体の子ども交流
 - ③加盟団体および支援会員の保護者交流
 - ④新規加入団体向けのオリエンテーションの実施
4. フリースクールの人材育成・養成研修
フリースクールは社会的にもっと存在することが望まれており、そこで働く人材養成が必要である。
 - ①オンラインでのフリースクールスタッフ養成研修を実施する。
既存のスタッフを育成することはもとより、マネジメントできる人材をフリースクール全体に、増やしていくことが最重要課題である。経営人材育成を積極的に進めていく。

A. 運営に関する事項

(Ⅰ) 各種会議の開催（総会、理事会、事務局会議）

通常総会 : 2023 年 6 月 18 日

理事会 : 2023 年 6 月、8 月、10 月、12 月、2 月、3 月予定

事務局会議: 毎週一回

(Ⅱ) 事務局の体制

職員体制: 事務局員 檜山大輔

※事務局会議は、上記のメンバーと理事の出席の下で行う。

B. 組織体制の整備に関する事項

(Ⅰ) 基本方針

コロナ禍以降、不登校は激増し続けているが、フリースクールに通う子どもの増加率はそれに比例しておらず、多くのこどもたち学校に代わる育ちの場につながれていない状況が伺える。その要因としては、コロナ禍における経済の低迷が影響していること（フリースクール利用料金が家計への負担が大きい）もあると思われるが、同時にフリースクールという育ちの場が認知されていない、またどのような育ちの場なのか、安心・安全に通える場であるかどうかが多くの人に認知されていないのではないかとと思われる。

一方、地域内でのフリースクールネットワークのある地域では、フリースクール同士の連携や情報交換、あるいは行政や地域の教育機関との連携がなされており、不登校のこどもたちに様々な支援を届けることができている。また2023年度に発表された文部科学省の不登校支援施策COCOLOプランではフリースクールとの連携の必要性が明記され、かつこども家庭庁においても子どもの居場所の重要性は認識されている状況でもある。

このような状況を鑑み、今年度は特に「地域でのフリースクールや行政、教育機関をつなぐネットワーク構築」を中心に活動を行いたい。全国的なモデルとなる地域連携組織に対して重点的に支援を行い、事業の規模や行政や教育機関との連携の強さが利用者を増やすことにもつながっていることを示していくことを通じて、全国の各地に地域連携組織を増やしていくことを目指す。そのことを通じて不登校のこどもの安心・安全な学び・育ちの場、多様な学びの場の認識向上、また不登校の家庭の経済的負担の軽減に努める。

以上を実現するためにも、フリネットとしてはCOCOLOプランを活用しながら国とも連携・協力し、積極的な事業連携と必要な資金創出を行う必要がある。

(Ⅱ) 組織基盤の整備

①会員増を目指す

前年度に引き続き会員増に努める。また、入会したフリースクールとのパートナーシップ強化や方向性の共有を図るために新規入会団体むけのオリエンテーションを行う。

今年度中に正会員100団体を目指す。また、様々な課題を抱えた団体も多いので、オンラインでの意見交換会等を行い課題整理・解決を支援する。

②未納会費の回収

財政基盤の健全化の一環として、正会員の年会費未納分の請求を行う。

なお、定款第9条第2項(2)に基づき2年以上会費未納の団体は退会したものと見なす。

③ファンドレイズ担当スタッフの配置

フリースクールおよびフリネットの社会的価値・必要性や存在意義を広め、活動を充実させるための資金獲得を目的としたファンドレイズを担当するスタッフを配置する。フリースクールの広報と資金集めをリンクさせながら学校外の学びづくりに、企業・個人を巻き込んでいく。2年以内の獲得目標金額は500万円。この資金を活用して、地域のフリースクールネットワークを構築できる中核人材を育成していく。

④事業運営体制の整備

業務委託による事務局員の確保と理事の増員を行い、十分な事務局体制を整える。

⑤安心安全な環境・活動の整備

加盟団体を対象としたフリースクール保険制度の加入を促進し、加盟団体の環境および活動の安全性担保を支援する。

(Ⅲ) 中間支援組織としての存在と役割の強化

昨年度に引き続き、フリースクールが子どもの安心・安全な学び・育ちの場であるため、また教育機会確保法成立以降、行政との連携強化も進めていくためにも「フリースクール等の中間支援組織」というあり方を強めていく。国家行政や議連との連携を強化し、地方自治体と加盟団体の連携支援の役割も担っていく。全国的に成功事例の積極的な創出が求められている。

①公民連携、行政との連携の推進

(地方行政・教育委員会への発信・情報提供等を通じた地域支援)

②フリースクール等の質の担保・向上

(研修・事業評価・相互評価・相互認証の仕組み作りを加盟団体と連携しながら実施)

C. 事業および活動に関する事項

(I) ネットワーキング事業

①日本フリースクール大会(JDEC)

2023年の日本フリースクール大会は、東京開催。11月にリアル開催で実施をする。

実行委員長には、前北海、担当理事は江川和弥が就任。

この事業は、フリースクールで非認知的な学習を含めて、どのような学びによって子どもたちが成長しているかを理解してもらう。インプット型の学習で、心が苦しくなるような学び、決まり事でしか動けない「学校脳」を超えた、生命論的な学びの実践を体感してもらう。

私たちは、参加型学びの実践をなぜ行うのか？自分の頭で考えていくことで、これからの学びを柔軟に再構築していくことにつなげていく。この事業への参画を促しながらクラウドファンディング等の手法を使い資金集めを行っていく。

②新規加盟団体向けオリエンテーション事業

フリネットに新規に加盟した団体と、フリースクールのあり方やそこでの子どもの学び・育ち、子どもの人権についての考え等を共有し、加盟意識を高めてもらうことを目的に、オリエンテーションを実施する。オリエンテーション用の3つの動画を見てもらい、年に3回実施するオリエンテーションに必ず1回は参加していただき、意見交換や共有を深めるものとする。

動画の内容は

- I) フリネットとしてのフリースクールとは+フリネット事業の紹介
- II) 安心安全な子どもの居場所の意識+ガイドライン、子どもの権利条約
- III) 持続可能なフリースクールにするために

③フリースクール設立・運営支援

フリースクールの設立、運営に関する相談・問い合わせをメールにて受け付ける。(有償対応) 相談・問い合わせの内容は記録として集積し、ネットワークとして取り組むべき課題の把握、政策提言等に活かしていく。

別途、マネジメント研修の実施を検討していく。

④会員交流事業

オンラインによる会員交流を2ヶ月に1回の割合で定期的行う。各地域での活動、知見を活かす場づくりを行うとともに、他のオルタナティブ教育や学び場の実践を自分達の活動に活かす。

(Ⅱ) 交流イベント事業

①夏の子ども交流合宿事業

2023年8月26日、27日に、NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク主催にて「登校拒否・不登校を考える夏の全国大会」が開催される。このうち26日はオンラインによる「全国こども交流」となる。こちらの企画に関して当法人が協力して開催する。当法人、及び登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク加盟団体の有志のこどもたちにより実行委員を組み企画運営を行う。

②保護者（支援会員）交流事業

支援会員のうち、不登校の保護者を対象にネット上で交流会（サロン）を毎月開催する。サロンの内容については参加者で決めていくが、悩みの共有や情報交換からテーマを決めた意見交換等を行い、ネット上での「親の居場所」となり保護者の精神的負担の軽減に役立つように取組む。（3口以上の個人支援会員および当事者の保護者が参加条件）

(Ⅲ) 研修事業

①フリースクールスタッフ養成講座(オンライン)の実施（年2回）

新型コロナが5月8日「5類」に移行しリアル開催も検討したが、2023年度もオンラインでの実施とした。メリットとして仕事を持っている方、遠方まで研修を受けに行くのが難しい方々も参加しやすいこと等など。今年度は参加者15名を目指して、早めの告知に力を入れていきたい。

2022年度同様、一方向からの学びではなく、双方向の学びが深まる講座内容にする。

②人権研修事業

JDECの分科会やオンラインを利用して子どもの人権擁護についての研修を行い、加盟団体における人権侵害事案の未然防止に取組む。

③正会員・支援会員団体が開催する研修等への協力・共催

地方におけるフリースクール等への理解・周知、正会員・支援会員団体のスタッフ研修の充実、近隣地域のフリースクール等のネットワーク強化を目的とし、正会員・支援会員団体主催の研修等への協力・共催に取り組む。

④地域ネットワークを運営するリーダー、フリースクールのリーダー養成講座

今必要なのは、積極的に自分たちの価値を発信して行動し、学校外の学びの充実をはかれる人材の育成である。

グループコーチングの手法を使って、行政と民間の学びを連携させ、千葉や宮城などで構築されている地域ネットワークをつくるプロジェクトリーダーやプロジェクトマネージャーを育成する講座を実施。

参加者は10名程度、3ヶ月間のグループコーチングを実施して人材育成を行う。

(IV) 国際交流事業

①ウクライナ・フリースクール支援】

ウクライナはフリースクールの数が 400 とも 500 とも言われるフリースクールのとても多い国だ。しかし、ロシアの軍事侵攻により始まった戦争は収束の目途が立っていない。フリースクール全国ネットワークとしては、ウクライナのフリースクールの様子を日本のフリースクールや関心のある人々に知らせる機会を引き続き設ける。また、可能であれば寄付を届けられるようにしたい。

②IDEC/APDEC との連携

IDEC(世界フリースクール大会)/APDEC(アジア太平洋フリースクール大会)が兼ねる形で 10 月にネパールにて対面で開かれる。航空便が少なく高額であるためツアーは企画せず国際担当の朝倉が参加し、日本の様子を伝え、また、大会の様子を日本で報告する。

(V) 調査研究・政策提言事業

①フリースクール全国調査活用

「フリースクール白書 2022」を出版して広く不登校支援の現場で活用してもらう。調査結果は、オープンデータとしてホームページに掲載。研究者等に活用してもらい不登校研究を進めてもらう。

②教育機会確保法の理解と周知

JDEC、各地で組織されてきている不登校・フリースクール等の地域ネットワークを通じ、法の理解普及に努めていく。

③地方自治体に向けた政策提言活動

各地域で組織されてきているネットワークの情報を共有する機会を提供し、地域での活動をサポートする。

④政策提案力の強化

地域（都道府県）ごとに、フリースクールと行政を横に繋いで、事業構築をできる人材を育成していく。（人材育成事業と連動）

また、既存のリーダーの人材育成を強化して、行政との連携を進めていく。

- a. 不登校特例校の設置を行う学校法人、行政との連携
- b. 教育センター、親の会や校内フリースクールの受託事例を増やしていく
- c. 地域の通信制高校やフリースクール、こども食堂、教育委員会、学校と連携する地域ネットワークの構築を推進する

(VI) 自殺対策事業：子どもの命を守る事業

2022 年度も子どもの自殺は 500 人を超え、依然として高い水準である。フリネットとしては「#学校ムリでもココあるよ！」キャンペーンを、昨年と同様に他団体と協力しながら取り組む。

(VII) 子どもの権利擁護事業

2023 年度はフリースクール内で起きた人権侵害事案に対して通報・相談できる窓口を設置する。また、子どもの権利擁護に関する研修を実施する。

【第 3 号議案】 2023 年度役員に関する事項

①新役員の就任に関して

新理事候補に関する紹介及び実績を添付しております。

詳細はそちらをご確認下さい。

【第 4 号議案】 内部通報相談窓口設置に関する事項

①規約案

別添資料をご参照ください。

②窓口フロー

別添資料をご参照ください。

【第 5 号議案】 その他

決 算 報 告 書

第 20 期

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月31日

フリースクール全国ネットワーク

東京都北区岸町
1－9－19 コーエイビル2階

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

フリースクール全国ネットワーク
全事業所

[税込] (単位: 円)
2021年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前 受 金	24,000
PayPal	32,576	預 り 金	3,000
現 金	324,604	流動負債 計	27,000
普通 預金	8,129,171	負債の部合計	27,000
現金・預金 計	8,486,351	正 味 財 産 の 部	
(売上債権)		【正味財産】	
未 収 金	15,000	正味 財産	8,504,840
売上債権 計	15,000	(うち当期正味財産増加額)	6,653,292
(棚卸資産)		正味財産 計	8,504,840
貯 蔵 品	4,590	正味財産の部合計	8,504,840
棚卸資産 計	4,590		
(その他流動資産)			
立 替 金	25,899		
その他流動資産 計	25,899		
流動資産合計	8,531,840		
資産の部合計	8,531,840	負債・正味財産の部合計	8,531,840

【貸借対照表の注記】

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

フリースクール全国ネットワーク
全事業所

[税込] (単位:円)
2021年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

PayPal	32,576
現金	324,604
普通預金	8,129,171
ゆうちょ銀行	(1,033,272)
みずほ銀行	(29,712)
みずほ無利息	(7,073,994)
その他補助	(7,807)
現金・預金 計	8,486,351

(売上債権)

未収金	15,000
売上債権 計	15,000

(棚卸資産)

貯蔵品	4,590
棚卸資産 計	4,590

(その他流動資産)

立替金	25,899
その他流動資産 計	25,899

流動資産合計	8,531,840
--------	-----------

資産の部 合計	8,531,840
---------	-----------

《負債の部》

【流動負債】

前受金	24,000
預り金	3,000
流動負債 計	27,000

負債の部 合計	27,000
---------	--------

正味財産	8,504,840
------	-----------

【財産目録の注記】

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

フリースクール全国ネットワーク
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業 収入	372,400	
助成金収入	9,965,714	
入会金収入	10,000	
正会員会費収入	1,066,000	
支援会員会費収入	41,220	
寄付金収入	32,675	
その他事業収入	232,303	
雑収入	3,959	
経常収入 計		11,724,271

【事業費】

給与 手当(事業)	520,000	
諸謝金(事業)	235,000	
業務委託費(事業)	2,105,370	
支払手数料(事業)	31,350	
当期事業費 計	2,891,720	
合 計	2,891,720	
事業費 計		2,891,720

【管理費】

給料 手当	1,175,040	
アルバイト給料	82,891	
法定福利費	203,084	
通 信 費	52,419	
荷造 運賃	27,487	
旅費交通費	83,248	
イベント物品費	158,400	
備品消耗品費	9,056	
印刷 経費	890	
家 賃	198,480	
支払手数料	4,730	
雑 損	182,484	
雑 費	1,050	
管理費 計		2,179,259
経常収支差額		6,653,292

当期正味財産増加額	6,653,292
前期繰越正味財産額	1,851,548
当期正味財産合計	8,504,840

【損益計算書の注記】

2022 年 5 月 20 日

監査報告書

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

代表理事 江川和弥殿 中村尊殿

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

監事

金子由美

私は特定非営利活動促進法第 18 条に基づき、2021 年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワークの会務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令および定款に違反する事実はなく、2021 年度の特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワークの会計及び財産の状況は適正なものと認めます。

以上

2022年度 貸借対照表

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】資産の部			
1	流動資産		
	現金預金	6,520,693	
	流動資産合計・・・①	6,520,693	
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	(2)無形固定資産		
	(3)投資その他の資産		
	固定資産合計・・・②	0	
【A】資産合計 ①+②		6,520,693	
【B-1】負債の部			
1	流動負債		
	流動負債合計・・・③	0	
2	固定負債		
	固定負債合計・・・④	0	
負債合計 ③+④		0	
【B-2】正味財産の部			
	前期繰越正味財産額	8,504,840	
	当期正味財産増減額	-1,984,147	
正味財産合計		6,520,693	
【B】負債及び正味財産合計 【B-1】+【B-2】		6,520,693	

2022年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		899,000
	正会員受取会費	879,000	
	賛助会員受取会費	18,000	
	受取入会金	2,000	
2	受取寄附金		123,740
	受取寄附金	123,740	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		13,299,286
	受取助成金	13,299,286	
4	事業収益		1,252,960
	ネットワーキング事業収益	338,940	
	研修事業収益	774,020	
	自殺対策事業・子どもの命を守る事業	140,000	
5	その他の収益		3
	受取利息	3	
経常収益計			15,574,989
【B】 経常費用			
1	事業費		
	（1）人件費		0
	（2）その他経費		16,032,465
	通信費	25,600	
	謝礼金	5,047,750	
	旅費交通費	79,350	
	広告宣伝費	5,000	
	学習支援費用	10,508,150	
	備品消耗品費	11,609	
	新聞図書費	93,016	
	支払手数料	2,190	
	賃借料	259,800	
事業費計			16,032,465
2	管理費		
	（1）人件費		470,308
	給料手当	392,994	
	法定福利費	77,314	
	（2）その他経費		1,056,363
	通信費	16,167	
	謝礼金	398,500	
	旅費交通費	220,535	
	備品消耗品費	42,471	
	印刷費	169	
	家賃	33,080	
	支払手数料	211,750	
	雑損	126,431	
	雑費	7,260	
管理費計			1,526,671
経常費用計			17,559,136
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-1,984,147
【C】 経常外収益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-1,984,147
法人税、住民税及び事業税・・・④			0
前期繰越正味財産額・・・⑤			8,504,840
次期繰越正味財産額③－④+⑤			6,520,693

2022年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO 法人会計基準協議会)によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	ネットワーク キング事業	研修事業	調査研究・ 政策提言事業	自殺対策事業・ 子どもの命を 守る事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費	0	0	0	0	0	899000	899000
2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	123740	123740
3. 受取助成金等	8799286	0	4500000	0	13299286	0	13299286
4. 事業収益	338940	774020	0	140000	1252960	0	1252960
5. その他収益	0	0	0	0	0	3	3
経常収益計	9138226	774020	4500000	140000	14552246	0	15574989
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	0	0	0	0	0	392994	392994
法定福利費	0	0	0	0	0	77314	77314
.....							
人件費計	0	0	0	0	0	470308	470308
(2) その他経費							
通信費	25600	0	0	0	25600	16167	41767
謝礼金	4568000	0	353750	126000	5047750	398500	5446250
旅費交通費	79350	0	0	0	79350	220535	299885
広告宣伝費	0	5000	0	0	5000	0	5000
学習支援費用	10508150	0	0	0	10508150	0	10508150
備品消耗品費	11609	0	0	0	11609	42471	54080
新聞図書費	93016	0	0	0	93016	0	93016
印刷費	0	0	0	0	0	169	169
家賃	0	0	0	0	0	33080	33080
支払手数料	870	330	990	0	2190	211750	213940
賃借料	259800	0	0	0	259800	0	259800
雑損	0	0	0	0	0	126431	126431
雑費	0	0	0	0	0	7260	7260
.....							
その他経費計	15546395	5330	354740	126000	16032465	1056363	17088828
経常費用計	15546395	5330	354740	126000	16032465	1526671	17559136
当期経常増減額	-6408169	768690	4145260	14000	-1480219	-1526671	-1984147

2022年度活動予算案

2022.4.1～2023.3.31

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク 単位:円

科目		2021年度予算
I 経常収益		
(1) 会費収入	入会金	40,000
	正会員費	1,100,000
	支援会員費	100,000
(2) 事業収入	休眠預金事業緊急コロナ枠	10,000,000
	交流イベント事業収入	100,000
	研修事業収入	900,000
	国際交流事業収入	0
	調査研究・政策提言事業収入	300,000
(3) 委託費収入		30,000
(4) 寄付金収入	一般寄付	500,000
(7) 雑収入	資料頒布・書籍販売収入	30,000
	受取利息	0
経常収益計		13,100,000
II 経常費用		
1.事業費	(1) 人件費 給与手当	3,000,000
	アルバイト給与	
	通勤手当	150,000
	法定福利費	
	人件費計	3,150,000
	(2) その他経費 諸謝金	500,000
	業務委託費	6,000,000
	支払い手数料	50,000
	その他経費計	6,550,000
	事業費計	9,700,000
2.管理費	(1) 人件費 給与手当	2,000,000
	アルバイト給与	0
	通勤手当	
	法定福利費	
	人件費計	2,000,000
	(2) その他経費 通信費	160,000
	荷造運賃	30,000
	旅費交通費	500,000
	地代家賃	300,000
	備品消耗品費	10,000
	印刷経費	100,000
	事務所家賃	150,000
	支払手数料	50,000
	雑費	
	管理費他	
	その他経費計	1,300,000
	管理費計	3,300,000
経常費用計		13,000,000
3.雑損失	雑損失	0
	支払利息	0
III 当期損益差額		100,000
IV 前期繰越損益額		6,520,693
V 次期繰越損益額		6,620,693

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
全事業所

[税込] (単位: 円)
2023年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前 受 金	0
		未払金	398,000
PayPal	32,576	預 り 金	0
現 金	860	流動負債 計	398,000
普通 預金	3,772,593	負債の部合計	398,000
現金・預金 計	3,806,029	正 味 財 産 の 部	
		【正味財産】	
		正味 財産	3,408,029
		(うち当期正味財産増加額)	△ 3,112,664
		正味財産 計	3,408,029
		正味財産の部合計	
流動資産合計	3,806,029		
資産の部合計	3,806,029	負債・正味財産の部合計	3,806,029

【貸借対照表の注記】

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
全事業所

[税込] (単位: 円)
2023年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

PayPal	32,576
現金	860
普通預金	3,772,593
ゆうちょ銀行	3,112,764
みずほ銀行 1	457,660
みずほ銀行 2	2,169
Paypay銀行	200,000

その他補助

現金・預金 計

3,806,029

流動資産合計

3,806,029

資産の部 合計

3,806,029

《負債の部》

【流動負債】

未払金

398,000

流動負債 計

398,000

負債の部 合計

398,000

正味財産

3,408,029

【財産目録の注記】

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク

[税込] (単位: 円)

全事業所

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業収入	1,560,057
入会金収入	0
正会員会費収入	605,000
支援会員会費収入	3,000
寄付金収入	106,869
その他事業収入	254,072
雑収入	0

経常収入 計

2,528,998

【事業費】

通信費	81,432
謝礼金	2,061,600
旅費交通費	50,050
広告宣伝費	25,000
備品消耗品費	2,424
印刷費	5,257
賃借料	91,662

事業費 計

2,317,425

【管理費】

通信費	34,729
謝礼金	2,238,096
旅費交通費	377,495
広告宣伝費	0
備品消耗品費	41,076
印刷費	16,759
支払手数料	67,830
賃借料	58,900
寄付金支出	36,638
雑費	54,714

管理費 計

2,926,237

経常収支差額

5,243,662

[その他資金収支の部]

【その他資金収入】

その他資金収入 計

0

【その他資金支出】

その他資金支出 計

0

当期収支差額

△ 2,714,664

前期繰越収支差額

6,520,693

次期繰越収支差額

3,806,029

【収支計算書の注記】

科目		ネットワーキング事業			研修事業			調査研究・政策提言		事業部門計	管理部門	合計
		JDEC	会員交流	保険	養成研	代表者研修	その他研修	調査研究	政策提言			
I	経常収益											
	1. 受取会費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	608000	608000
	2. 受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106869	106869
	3. 受取助成金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 事業収益	348516	0	9319	836900	117120	248202	0	0	1560057	0	1560057
	5. その他収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254072	254072
	経常収益計	348516	0	9319	836900	117120	248202	0	0	1560057	968941	2528998
II	経常費用											
	(1) 人件費											
	給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
												
	人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他経費											
	通信費	0	0	0	0	0	0	81432	0	81432	34729	116161
	謝礼金	120000	30000	0	20000	20000	50000	1816600	5000	2061600	2238096	4299696
	旅費交通費	36940	0	0	0	0	0	10770	2340	50050	377495	427545
	広告宣伝費	5000	0	0	20000	0	0	0	0	25000	0	25000
	学習支援費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	備品消耗品費	2424	0	0	0	0	0	0	0	2424	41076	43500
	新聞図書費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷費	1707	0	0	2510	0	0	240	800	5257	16759	22016
	家賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67830	67830
	賃借料	91662	0	0	0	0	0	0	0	91662	58900	150562
	寄付金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36638	36638
	雑損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54714	54714
												
	その他経費	257733	30000	0	42510	20000	50000	1909042	8140	2317425	2926237	5243662
	経常費用計	257733	30000	0	42510	20000	50000	1909042	8140	2317425	2926237	5243662
	当期経常増減額	90783	-30000	9319	794390	97120	198202	-1909042	-8140	-757368	-1957296	-2714664

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体
団体名	特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク		
郵便番号	108-0075		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	港南1丁目9番36号		
電話番号	090-3755-6794		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://freeschoolnetwork.jp	
		https://www.facebook.com/freeschoolnetwork/	
		https://twitter.com/freeschoolnet	
設立年月日		2001/02/10	
法人格取得年月日		2001/08/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	エガワカズヤ
	氏名	江川和弥
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ナカムラタケル
	氏名	中村 尊
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	3
無給 [人]	3
事務局体制の備考	プロジェクトごとに有給スタッフがいる

(5)会員

団体会員数 [団体数]	80
団体会員 正会員 [団体数]	80
団体会員 その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	7
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	7

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一	
決済責任者 氏名／勤務形態		
通帳管理者 氏名／勤務形態		
経理担当者 氏名／勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2020年休眠預金事業（緊急コロナ枠）「コロナ禍で困難が増した不登校の子ども支援事業」55件、フリースクール通所助成。総額18,745,000円。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体
団体名		特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ	
郵便番号		〒151-0051	
都道府県		東京都	
市区町村		渋谷区千駄ヶ谷	
番地等		5-27-5 リンクスクエア新宿16F	
電話番号		03-6775-7490	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://musubie.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/musubie2018/	
設立年月日		2018/09/10	
法人格取得年月日		2018/12/11	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ユアサマコト
	氏名	湯浅誠
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	108
常勤職員・従業員数 [人]	29
有給 [人]	29
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	79
有給 [人]	72
無給 [人]	7
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0

団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	45
ボランティア人数(前年度実績) [人]	7
個人正会員 [人]	38
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	2021年度

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	のべ1302団体
申請前年度の助成総額 [円]	524409334円
助成した事業の実績内容	・ こども食堂基金を通じた食支援やプログラム支援、地域ネットワーク団体支援への助成 ・ 厚生労働省ひとり親家庭等食支援事業を通じた食支援活動への助成

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団「こども食堂をハブとした地域つながり調査・啓発事業～地域の"気になる子"を見守るネットワークをつくる～」 Yahoo基金「こども食堂の運営者のITスキル向上で運営基盤強化を図り、より多くの経済的困窮者含む子育て世代への支援を実現

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象	申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度 事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第21条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第22条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第27条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第12条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第30条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第32条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	第1条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規定	第1条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条
● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
		公募申請時に提出	倫理規定	第6条

(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	むすびえハラスメント防止規定規定	第1章
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)－1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(1)－2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第1条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条、第5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第3条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	別紙
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第3条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第11条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第21条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第7章

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえとし、その略称を「むすびえ」とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるよう、こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援、こども食堂支援に関する企業・団体との協働、及びこども食堂に関する調査研究を行い、それによってこども食堂がすべての子やこども食堂に行きたいと思う地域住民が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) こども食堂の中間支援団体（地域ネットワーク団体）に対する支援事業
- (2) こども食堂支援に関する企業・団体との協働事業

- (3) こども食堂に関する調査研究事業
- (4) その他本会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 すでに納入した会費は、返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えてはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務
- (6) 会費の額
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

2 理事長は総会にて理事会で議決された事業計画及び予算並びにその変更を説明する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により

議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事が招集することができる。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、34条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）において行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 顧問及び評議員

(顧問)

第56条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項については、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

(評議員)

第57条 この法人に、評議員を置くことができる。

2 評議員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 評議員及び評議員で構成される評議会の組織及び運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	湯浅誠
理事	藤田淑子
理事	釜池雄高

監事

石橋京士

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2020年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2019年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 5,000円

賛助会員 1口3,000円（1口以上）

倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）は、全国のこども食堂が、それぞれの事業基盤を強化し、相互に支えあい、かつ地域・社会から広く理解を得て事業を行えるようになることでこども食堂がすべての子が安心して利用できる場になることを通じて、誰も取り残さない共生社会の創造に寄与することを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員及び評議員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、理事会又は評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事又は評議員を除いて行わなければならない。

2 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員及び評議員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、

寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。(2020年5月3日理事会決議)

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）定款第55条の規定に基づき、この法人の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、事業部門・管理部門を置く。

2 各部門の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 統括マネージャー（以下、事務局長）
- (2) 部門マネージャー（以下、事務局次長）
- (3) 部門サブマネージャー
- (4) 事務員

2 理事長は、前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

3 部門サブマネージャーは、事務局次長の命を受けて、それぞれの部の事務を行う。

4 事務員は、部長又は室長若しくは課長の命を受けて、それぞれの部又は室若しくは課の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。但し、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または電磁的媒体によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局次長、事務局長を経て、理事及び理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長は理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、理事長があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(規格外の対応)

第10条 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「印章取扱規程」及び「文書管理規程」に定める。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年6月1日より施行する。(2020年5月3日理事会議決)

附則

この規程は、2019年9月27日より施行する。(2019年9月27日理事会議決)

別紙

分掌事務

事業部門名	事業名	分掌事務
管理部	基盤整備事業	・広報全般に関すること ・ファンドレイジング全般に関すること ・総会、理事会に属すること ・登記・諸届に関すること ・規定類の制定・改廃に関すること ・文書規定・保管に関すること ・会員・寄付者管理に関すること ・財務及び会計に関すること ・IT 関連業務、システム管理に関すること ・その他特命事項
事業部	地域ネットワーク支援事業	・地域ネットワーク支援に関すること ・相談事業に関すること ・その他特命事項
	企業・団体との協働事業	・企業・団体によるこども食堂支援に関すること ・セミナー等の開催に関すること ・その他特命事項
	調査研究事業	・調査研究に関すること ・提言事業に関すること ・その他特命事項

情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 第7条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、情報公開の対象に応じ、公告、公表、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令並びに定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第52条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準（役員報酬規程）について、公表する。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

（書類の事務所備え置き）

第7条 この法人は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

（事務所備え置きの書類）

第8条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別紙1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別紙1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第9条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。または、理事長が定めた場所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対

し、閲覧日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第 10 条 閲覧希望者から別紙 1 に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式 1 に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧を拒否する正当な理由がない限り、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、謄写を拒否する正当な理由がない限り、これに応じる。
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず、別紙 1 に掲げる書類のうち、役員名簿等において役員及び社員の住所（居所）については、この法人の社員その他利害関係人による請求の場合を除き、閲覧及び謄写できないものとする。

（電磁的媒体による情報公開）

第 11 条 この法人は、第 5 条ないし第 7 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対し電磁的媒体による情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

（その他）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事長が理事会の決議を経てこれを定める。

（管 理）

第 13 条 この法人の情報公開に関する事務は、管理部門が管理する。

（改 廃）

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020 年 6 月 1 日より施行する。（2020 年 5 月 3 日理事会議決）

2021 年 6 月 1 日改定（2021 年 5 月 25 日理事会議決）

別紙 1

対象書類等の名称 保存期間

1. 【NPO 法人関係書類】

- (1) 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の名簿） 5 年
- (2) 役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（履歴事項証明書） 10 年
- (5) 認証書類の写し（設立時・定款変更時等） 10 年

2. 【認定 NPO 法人関係書類】

- (1) 認定申請提出書類（申請書・寄付者名簿を除く）□ 1 5 年
- (2) 役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規定を含む）□ 2 5 年
- (3) 助成金の支給実績を記載した書類 5 年
- (4) 閲覧（情報公開）に関する規定（本規定）

3. 【その他】

- (1) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 1 年
- (2) 監査報告書 5 年
- (3) 理事会議事録 10 年
- (4) 総会議事録 10 年

□ 1：認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

□ 2：役員報酬規程、職員給与規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類、特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）・第 4 号イ及びロ・第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

様式 1

閲覧（謄写）申請書

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
理事長 湯浅 誠 殿

申請月日 年 月 日

申請者
申請者住所〒
電話番号

私（申請者）は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的
閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。） 1. 【NPO 法人関係書類】 （1）事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の名簿） 5年 （2）役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿 （3）定款 （4）登記事項証明書（履歴事項証明書） 10年 （5）認証書類の写し（設立時・定款変更時等） 10年 2. 【認定 NPO 法人関係書類】 （1）認定申請提出書類（申請書・寄付者名簿を除く） 5年 （2）役員報酬規程等提出書類（役員報酬規程・職員給与規定を含む） 5年 （3）助成金の支給実績を記載した書類 5年 （4）閲覧（情報公開）に関する規定 3. 【その他】 （1）事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 1年 （2）監査報告書 5年 （3）理事会議事録 10年 （4）総会議事録 10年

様式 2

閲覧受付簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者名	備考

[illegible]

情報セキュリティポリシー 第1.0版

はじめに

むすびえはプロジェクト制の元に事業を運営し、プロジェクトやその他組織に関わる情報は全員で共有し、参照できることを前提に事業を進めています。

ただし、扱っている情報の中には、寄付者・支援企業・地域ネットワーク団体・子ども食堂など多様なステークホルダーについての個人情報や機密情報も存在し、それらの重要情報を守ることは、むすびえという組織を守るだけでなく、むすびえと一緒に活動を推進してくれている大切なステークホルダーの皆さんの情報を守ることもあります。

今回組織が管理している情報資産を守るために、また情報セキュリティに影響を及ぼす事案が発生した場合に備えて、むすびえメンバー全員が守るべきセキュリティポリシーを定めました。むすびえの多様な働き方、プロジェクト制での事業運営という点を考慮して、実際の業務を滞らせないことも重要だという観点から、セキュリティポリシーとしては、最低限これだけは守らなくてはならない、という項目だけに絞ったものとなっています。

むすびえメンバー一人一人が、このセキュリティポリシーを意識し、行動することで、業務を遂行する際に自信を持って情報を管理することができ、結果として、むすびえという組織や関係者を守ることになり、ビジョンの実現につながります。

むすびえの大切な情報資産をみんなでしっかりと守っていきましょう！

*なお、このポリシーは情報セキュリティ対策を推進する上での最上位のルールとなるものであり、具体的なガイドラインやルールについては別途定めます。実際の業務を遂行する上では、各種ガイドラインやルールも確認、順守いただくようお願いします。

1. 組織的対策

1.1. 情報セキュリティのための組織

情報セキュリティ対策を推進するための組織として、情報セキュリティ対策室を設置する。情報セキュリティ対策室は、情報セキュリティ対策状況の把握、情報セキュリティ対策に関する指針の策定・見直し、情報セキュリティ対策に関する情報の共有を実施する。

役職名	役割と責任
情報セキュリティ責任者	情報セキュリティに関する責任者。情報セキュリティ対策などの決定権限を有すると共に、全責任を追う。
情報セキュリティ管理責任者	情報セキュリティの運用管理責任者。情報セキュリティ対策の実施や確認、むすびえメンバーへの教育を行う。事故対応については内部ルールに従う。

1.2. 情報セキュリティ取組みの点検

情報セキュリティ管理責任者は、本セキュリティポリシーに沿って作成された「別紙：情報セキュリティ状況チェックリスト」を用いて、年2回点検を行い、点検結果を情報セキュリティ対策室に報告する。情報セキュリティ対策室は、報告に基づき、必要に応じて改善計画を立案する。

1.3. 情報セキュリティに関する情報共有

情報セキュリティ管理責任者は、新たな脅威及び脆弱性に関する警戒情報及び個人情報の保護に関する情報を専門機関等から適時に入手し、情報セキュリティ対策室で共有する。

2. 人的対策

2.1. 契約時

むすびえメンバー（従業員・業務委託・ボランティア）と業務契約する際には、この情報セキュリティポリシーを遵守することを定めた秘密保持条項を含んだ契約を締結する。

2.2. 契約終了時

- 秘密保持契約、休職・退職時の誓約書及び、3.2.2.2、3.2.3.2、3.2.5.2、3.2.6.2の各規定に従い情報の返還、廃棄その他必要な措置を実施する
- 3.2.4.2 を実施する

2.3. 情報セキュリティ教育

情報セキュリティ管理責任者は、情報セキュリティに関する「別紙：情報セキュリティ教育チェックリスト」を年度単位で見直し、教育を実施する。

対象者：全むすびえメンバー

内容：情報セキュリティ教育チェックリスト参照

実施時期：年1回

3. 情報資産の管理

3.1. 情報資産一覧・重要情報一覧の管理

情報資産一覧及び重要情報一覧を作成する。作成した一覧を定期的に見直し、更新する。

実施期間：年1回

3.2. 情報資産の取り扱いについて

3.2.1. 重要情報

重要情報を取り扱えるむすびえメンバーは、情報セキュリティ対策室が別途定める。重要情報資産を業務上取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.1.1. 紙媒体

別途定めたむすびえメンバーのみ閲覧できる。

3.2.1.2. 重要情報を扱えるサービス（重要情報一覧内に記載）

別途定めたむすびえメンバーのみアクセスできる。

- 3.2.1.3. その他
上記以外で、重要情報の取り扱いは認めない。

3.2.2. 紙媒体

紙媒体を取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.2.1. 取り扱いについて
- 公共の場所での作業時、紙の業務書類を出す作業は原則禁止すること。個人情報など秘匿性の特に高い情報については公共の場所では利用しないこと。
 - 業務に関係する印刷物を、他者も集まる公共のカフェやコワーキングスペース、公園、各種スペースなどで利用する必要がある場合は、その扱いに十分留意し、情報の秘匿性を守ること。
- 3.2.2.2. 削除・廃棄等について
情報資産一覧の廃棄方法に従って、廃棄もしくは返還すること。

3.2.3. 各デバイス

各デバイスを取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.3.1. 取り扱いについて
- 全てのデバイスは一定時間で認証が必要なロックがかかるようにすること。
 - デバイス内のデータは暗号化を施して保存すること。
 - 業務の情報が通知で出る際はその内容までは表示されない設定にすること。
 - 離席時はあらゆる場所において必ずデバイスのロックをかけること。
 - 業務に使用する各デバイスは、個人利用にとどめ、他者との共同利用を禁止とする。
 - USB、外部接続HDDは可能な限り禁止とする。利用する場合は、登録制かつ自動暗号化機能付きであることとし、情報の共有はクラウドのみとする。
- 3.2.3.2. 削除・廃棄等について
秘密保持契約書に従って処分する。

3.2.4. Google Workspace

Google Workspaceを取り扱う場合は、以下を実施する。

- 3.2.4.1. 取り扱いについて
- アカウント登録は、情報セキュリティ管理責任者が承認し、情報セキュリティ責任者は随時確認すること。
 - むすびえメンバーでのプロジェクト単位でのアクセス制限は実施しない。
 - 外部と情報を共有する場合は、情報セキュリティ管理責任者の監督の下、アクセス用のフォルダを別途作成し、むすびえメンバーのフォルダにはアクセスさせない。
- 3.2.4.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.5. ネットサービス

ネットサービスを取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.5.1. 取り扱いについて

- 個人での契約を禁止とし、情報セキュリティ対策室の確認を経て、むすびえにて購入する。
- 二段階認証の設定を必須とすること
- それぞれのネットサービス間での、パスワード共有及び一定のルールに基づくパスワード設定は禁止。特に、個人で利用しているサービスと共通のパスワードは業務では使用しないこと。

3.2.5.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.6. コミュニケーションツール

コミュニケーションツールを取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.6.1. 取り扱いについて

情報セキュリティ対策室で、使用すると決めたコミュニケーションツール以外は使用しない。

3.2.6.2. 削除・廃棄等について

退職（契約終了含む）、休職が終了した時点で、情報セキュリティ管理責任者は、当該アカウントの削除又は無効化を実施する。

3.2.7. リモートワーク

リモートワークにより情報資産を取り扱う場合は、以下を実施する。

3.2.7.1. 取り扱いについて

- 公共の場所でのオンラインミーティングにおいては業務情報の口頭漏洩を十分に注意すること。
- 公共の場所での作業時、第三者の画面盗み見などに十分に注意すること。
- ネットワーク網については、原則、自宅WiFi（有線含む）と各自スマホ等によるテザリングを推奨（ポケットWi-Fi含む）。外部の施設Wi-Fiを使う場合は、使用するネットワーク名が確実に施設公式のものであるかを十分に確認すること。

4. 情報セキュリティインシデント対応ならびに事業継続管理

4.1. 対応体制

情報セキュリティインシデントが発生した場合には、以下の体制で対応する。

最高責任者	情報セキュリティ責任者
-------	-------------

対応責任者	情報セキュリティ管理責任者
一次対応者	発見者又はプロジェクトリーダー

- 4.2. 情報セキュリティインシデントの影響範囲と対応者
 情報セキュリティインシデントが発生した場合、以下を参考に影響範囲を判断して対応する。

事故レベル	影響範囲	責任者
3	- 顧客、取引先、などに影響が及ぶ時 - 個人情報情報が漏洩した時	情報セキュリティ責任者
2	事業に影響が及ぶ時	情報セキュリティ責任者
1	むすびえメンバーの業務遂行に影響が及ぶ時	情報セキュリティ管理責任者
0	インシデントにまでは至らないが、将来においてインシデントが発生する可能性がある事象が発見された時	情報セキュリティ管理責任者

- 4.3. インシデントの連絡及び報告
 レベル1以上のインシデントが発生した場合、発見者は情報セキュリティ管理責任者に速やかに報告し、指示を仰ぐ。

制定、第1.0版：令和4年12月26日

役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「法人」という。）の役員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員に対して適用する。

（利益相反行為の禁止）

第3条 役員は、法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関して、理事会の事前承認を得ることとする。

2 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に理事会に書面で申告するものとする。

3 法人が助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

（自己申告）

第4条 役員は、毎年当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について理事会に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた理事会は、利益相反に該当する事項の迅速な発見及び是正を図るため、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第2項に規定する場合、申告を受けた理事会は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2020年1月1日から施行する。(2019年7月28日理事会決議)

この規定は、2020年6月1日から改定施行する。(2020年5月3日理事会決議)

別紙

(1)この法人が行う助成事業等の申請団体又はこれらの団体になり得る団体等（以下「資金分配団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) この法人が行う助成事業等の申請団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成事業等の申請団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成事業等の申請団体又は助成事業等の申請団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(4) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。

(5) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員から供応接待を受けること。

(6) 助成事業等の申請団体等又は助成事業等の申請団体等役職員をして、第三者に対し前2号から5号に掲げる行為をさせること。

以上

役員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食育支援センター・むすびえ（以下「むすびえ」）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 むすびえが報酬を支払うことができる役員は、定款第18条1項に定める理事および監事をいう。

（理事の報酬）

第3条 役員に対しては、理事会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用は、むすびえ旅費・経費規程に準じて弁償することができる。

（報酬の額の決定）

第5条 理事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

2 監事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議で決定するものとする。

（任期の途中での就任および退任等）

第6条 任期の途中において新たに就任した役員に対し、報酬を支払うことができる役員には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支払う場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

第7条（適用除外）

むすびえの事業の一部を兼務する役員の当該兼務業務については、この規程は適用しない。

第8条（改正等）

この規程の制定及び改廃は、理事会が決定し、総会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、2019年1月1日に遡及して適用する。

2019年5月15日制定

リスク管理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下、「当法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの発生防止及びリスクの発生による当法人の損失を最小化することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当法人の役員及び当法人の職員等（従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアのことをいい、以下、役員と職員等を総称して「役職員等」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる可能性のある全ての事項を指すものとする。

2 この規程において「具体的リスク」とは、リスクのうち以下に掲げる事態を指す。

- (1) 公益性に疑念を与える活動の実施
- (2) 不適切な情報の提供
- (3) 収入の減少
- (4) 資産の減少
- (5) 労使関係トラブルの発生
- (6) 役員間のトラブルの発生
- (7) 自然災害及び事故の発生
- (8) 役職員等間での感染症の蔓延
- (9) 反社会的勢力からの攻撃
- (10) 上記に準じる事態

（基本的責務）

第4条 役職員等は、業務の遂行に当たって、法令、定款及び当法人の定める全ての規程を遵守しなければならない。

（リスクに関する措置）

第5条 役員は、具体的リスクを積極的に予見し適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避及び損害の低減に必要な措置を予め講じるよう努めなければならない。

2 職員等は、当法人の業務に従事するにあたり、役員又は上長に対し当該業務において予

見されるリスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について述べるよう努めなければならない。

（具体的リスク発生時の措置）

第6条 役員は、具体的リスクが発生した場合には、当該具体的リスクによる損害を最小化するために必要と認められる範囲内の対応を行わなければならない。

2 職員等は、具体的リスク発生後、速やかに役員又は上長に必要な報告をするとともに、その後の処理については役員又は上長の指示に従わなければならない。

3 役員は、具体的リスクに起因する新たなリスクの具体化に備えるために、前条第1項の措置を講じなければならない。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役員は、具体的リスクに関する処理が終了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事会及び監事に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員等は、口頭又は文書により当法人の会員、取引先、顧客その他利害関係者からクレームや異議等の抗議（以下、「クレーム等」という。）を受けたときには、これを速やかに役員又は上長に報告しなければならない。

2 前項に基づき報告を受けた上長及び役員は、クレーム等に関する重要度を判断し、適切な対応策を検討したうえで、職員等に対応を指示しなければならない。このとき、役員及び上長は、クレーム等が具体的リスクの端緒であることを十分理解し、リスクが現実化しないよう対応を検討しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員等は、当法人の名義で発出する書面を作成するにあたっては、別途当法人が定める文書管理規程の定めに従い、適切な決済を受けて作成し頒布しなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員等は、当法人の業務に従事するにあたり知り得た一切の情報を第三者に開示してはならない。

2 役職員等は、リスクに関する情報については、リスク管理の観点から職掌に応じて開示される情報が異なることを十分に理解し、自己が受領した情報を当法人の職員等を含む第三者にみだりに開示してはならない。

（緊急事態の範囲）

第11条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人、当法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② 当法人の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) 感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態への対応)

第12条 当法人は、前条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに所定の上長その他当法人が定める通報先に速やかに通報しなければならない。

2 前項の通報をうけた役職員等は、これを速やかに上長に通報しなければならない。

3 第1項の通報を受けた役員は、これを速やかに理事長に通報しなければならない。

4 本条に基づく通報は、迅速に行われるものとし、正確性を期するために通報を遅滞させてはならない。また、通報にあたっては、状況の変化に応じて逐次追加の通報を実施しなければならない。

(情報管理)

第14条 緊急事態の通報を受けた者は、当該情報をみだりに拡散せず、適切な情報管理を実施しなければならない。

(緊急事態発生時の対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲

げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ② この法人の活動に起因する重大な事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。
- ③ 役職員に係る重大な人身事故
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

- ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・ 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・ 再発防止を図る。
- ② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ・ この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・ 再発防止を図る。
- ③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ・ この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
 - ・ 再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態対策室）

第16条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は、必要に応じて対策室を設置するものとする。

2 対策室は以下の職員を置くものとする。

- (1) 室長
- (2) リスクマネジメントオフィサー
- (3) 室員

3 前項の職員は以下の者を以て充てるものとする。

- (1) 室長は理事長を以てこれに充てる。
- (2) リスクマネジメントオフィサーは、事務局長又は管理部門マネージャーから、理事長が指名しこれに充てる。
- (3) 室員は、室長が氏名する役職員等を以て充てる。

（対策室会議の開催）

第17条 室長は対策室を設置したときは、速やかに対策会議を招集しなければならない。

（対策室の分掌）

第18条 対策室は以下の業務を分掌するものとする。

- (1) 情報の収集・確認・分析
- (2) 初期対応の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 対社内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 緊急事態の対応に必要な権限の委任
- (7) 緊急事態の対応に関する役割分担の決定、及び対策実行の指示並びに実行の確認
- (8) その他、緊急事態の対応に必要な一切の事項

(役職員への指示・命令)

第19条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員等に対して一定の行動を指示・命令することができる。

2 役職員等は、対策室から指示・命令が出されたときは、その指示・命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第20条 緊急事態に関する報道機関からの取材は、事務局長又はリスクマネジメントオフィサーが対応する。

(届出)

第21条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、これを速やかに届け出るものとする。

2 所管官公庁への届出は、事務局長又はリスクマネジメントオフィサーがこれを行う。

3 事務局長又はリスクマネジメントオフィサーは、所管官公庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得なければならない。

(緊急事態の終了)

第22条 理事長は、緊急事態が収束したと判断したときは、緊急事態の宣言を終了しなければならない。このとき、対策室を設置していたときは、理事長は対策室を解散しなければならない。

(理事会及び監事への報告)

第23条

理事長は、緊急事態対策を実施したときは、その直後に開催される理事会において、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 発生した緊急事態の内容
- (2) 発生にいたる経緯
- (3) 対応の内容
- (4) 対応に要した費用
- (5) 再発防止策
- (6) 緊急事態が継続しているときは、今後の対応方針
- (7) 緊急事態に関し役職員等の処分を実施したときはその処分の内容

(懲戒)

第24条 理事長は、以下に該当する役職員等（ただし、監事を除く。）を、その情状により、懲戒処分に付することができる。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、当法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、当法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等において当法人に不都合な行為を行った者

（緊急事態通報先一覧表）

第25条 総務部は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底しなければならない。

2 一覧表は、少なくとも6カ月に1回点検の上、必要に応じて修正する等、常に最新のものとするように努めなければならない。

（一覧表の携帯等）

第26条 役職員は、一覧表又はこれに代わり得るものを常に携帯するとともに、常時その所在又は通報先を明らかにしておかなければならない。

2 前項に規定する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握しておかなければならない。

（改 廃）

第27条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

寄付金取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）が受領する寄付金の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、この法人の寄付金取扱い事務の適正化を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、寄付金とは、この法人が寄付、遺贈、募金等の名目を問わず、返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭その他の財産権（この法人に対する無償の役務提供を除く）をいう。

(寄付金の種類)

第3条 この法人が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「指定寄付金」及び「特別寄付金」とする。

2 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金

個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 指定寄付金

広く一般に、この法人が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金

(3) 特別寄付金

前各号のほか、この法人が予め使途を特定して、個人または団体から受領する寄付金

(一般寄付金の募集及び使途)

第4条 この法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第5条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(指定寄付金の募集及び使途)

第5条 指定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他の必要な事項を説明した書面（電磁的方法・記録を含む）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。変更する場合も同様とする。

2 指定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を定款第5条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして資金使途を具体的に定めなければならない。

3 指定寄付金について、募集総額を上回る寄付金が寄せられた場合及び予定していた資金使途への充当が困難になった場合等は、理事会の議決を経て、この法人の他の特定非営利活動に係る事業に使用することができる。また、受領した指定寄付金総額の最大3割（当該指定寄付金の募集経費を含む）までを上限として、必要な範囲で管理費に使用することができる。

(特別寄付金)

第6条 この法人は、個人または団体から特別寄付金を受領することができる。但し、特別寄付金を受領するには、理事会の承認を求めなければならない。

2 特別寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、特定の目的に使用するものとする。

(金銭以外の寄付金)

第7条 金銭以外の寄付金等については、寄付者に説明した寄付の使途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前3条の規定に従って使用するものとする。

(寄付金の受入の制限)

第8条 この法人は、寄付金が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受入を辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- ① 法令または定款に抵触するとき
 - ② 寄付金等の受け入れに起因して、この法人が著しい負担を生じるとき
 - ③ この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには不相当と認められるとき
 - ④ 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものでないとき
 - ⑤ 寄付者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき
- 2 前項に基づき、寄付者またはその承継人に対して、寄付金の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等のこの法人の指定する適切な方法をとることができるものとする。
- 3 前2項に基づく寄付金の返還等が、やむを得ない理由により、次条に定める領収証等の発行後に行われる場合は、原則として発行済領収証等の返還を要するものとする。

(寄付金の受領後の対応)

第9条 この法人が寄付金を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状（受領書）または領収証（以下「領収証等」という。）を、寄付者またはその承継人へ送付する。ただし、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者またはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

2 前項のほか、この法人は、理事会の決定に基づき、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。

3 寄付金の領収証等は、寄付金の振込記録または寄付者が作成する寄付申込書等の客観的な記録に基づき、可能な限り寄付者またはその承継人本人の氏名または名称で発行するものとする。なお、寄付者またはその承継人から本人以外の名義による領収証等の発行依頼があったときは、会計責任者及び担当理事が法令等に照らしてその適否を判断するものとする。

4 この規程に定めるものを除き、この法人の資産の譲渡・貸付・運用、役務の提供、役員の選任及び事業の運営等に関して、寄付者またはその承継人に特別の利益を与えないよう留意しなければならない。

(寄付金の使途結果の報告)

第10条 寄付金の使途結果の報告は、この法人の社員総会における事業報告およびホームページ、活動報告書等により、適時適切に行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄付者およびその承継人に係る個人情報は、この法人が別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理および利用しなければならない。

(遺贈および相続財産からの寄付)

第12条 寄付者からの遺贈および相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規定を準用する。

2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(雑 則)

第13条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(規程の改正)

第14条 本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附 則

この規程は、2021年6月1日より施行する。(2021年5月25日理事会議決)

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条 監事は、監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

3 監事は、理事会又は評議員会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

4 監事は、理事会及び評議員会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(理事会への報告等)

第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認める
とき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、
遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故が
あるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求をした監事は、当該請求から5日以内に、当該請求があった日から2週間以内の日を
理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を招集することができる。
- 4 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、
業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、
又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害
が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするお
それがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を
受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

- 第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合に
は、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるとき
は、理事に意見を述べなければならない。

（評議員会への報告）

第11条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査
し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結
果を評議員会に報告しなければならない。

（評議員会における説明義務）

第12条 監事は、評議員会において評議員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長
の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

第13条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第14条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑 則

(監査補助者)

第15条 監事の職務執行の補助機関として、基盤整備事業担当者を置く。

2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事長との協議によって定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。(2020年5月3日監事決定)

コンプライアンス規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）が、直面し又は将来において直面する可能性のあるコンプライアンス（法令及び当法人の定める各種規則の遵守をいうがこれに限られない。以下、同じ。）に関する諸問題を適切に処理し、以て、当法人の事業活動を公正かつ適正に運営するための組織及び施策の実施についての原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（当法人の従業員及び当法人から業務の委託を受ける者、当法人の事業活動に関与するボランティアを言う。以下、役員を含め「役職員等」という。）は、当法人が別に定める倫理規程（以下、「本倫理規程」という。）の内容を理解し、当法人の事業活動に従事するに際しては本倫理規程の内容に従うものとする。

(コンプライアンス管理機関)

第3条 当法人は、第1条の目的を達成するために、以下に掲げる機関を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務局

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、定員を1名以上とし、当法人の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。

(コンプライアンス担当理事の職務)

第5条 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンスに関する一切の事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施を行わなければならない。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の職務の実施するために、以下の職務に任じる。

- (1) コンプライアンス施策実施の責任者
- (2) コンプライアンス違反事例対応に関する統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員

3 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、当法人のコンプライアンスに関する事項について、定期的に報告しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 コンプライアンス委員会の委員は以下に掲げる者に委嘱するものとする。

- (1) 当法人のコンプライアンス担当理事
- (2) 前号に掲げる他、当法人が特に指定した理事
- (3) 当法人の監事のすべて
- (4) 外部有識者

2 コンプライアンス委員会の委員の数は3名以上とする。なお、当法人は、委員の委嘱にあたって、当法人の理事が、委員総数の過半数を超えないよう努めるものとする。

3 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長は、コンプライアンス委員の互選により決定する。

4 コンプライアンス委員会の委員長及び副委員長の任期は、就任から1年以内に開催される定例委員会のときまでとする。ただし、後任の委員長及び副委員長が選任されるまでの間、委員長及び副委員長は引き続きその任に就くものとする。

5 第1項に関わらず、コンプライアンス委員会が取り扱う議事の内容に利害関係を有する委員は、当該議事に関しては参加をすることができない。

(コンプライアンス委員会事務局)

第7条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス委員会に関する庶務を処理させるために、コンプライアンス委員会事務局を設置する。

2 コンプライアンス委員会事務局の事務局長は、コンプライアンス事務局の長を以て、これに充てる。

(コンプライアンス委員会の職務)

第8条 コンプライアンス委員会は、以下に掲げる事項に関し、コンプライアンス担当理事の諮問に対し答申を行わなければならない。

- (1) コンプライアンスに関する施策の検討及び実施方法
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の確実な実施と公表
- (6) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 前項に定めるもののほか、コンプライアンス委員会は当法人のコンプライアンスに関する事項について、委員の過半数の決議により、当法人の理事に対して勧告を行うことができる。

(コンプライアンス委員会の開催)

第9条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、毎年3月に、委員長が招集する。

2 前項に関わらず、コンプライアンス担当理事は、委員長及び副委員長のいずれかに欠員が生じたときは、臨時に定例委員会を招集し、コンプライアンス委員会に対して、委員長及び副委員長の選任を求めることができる。

3 前2項に定める他、委員長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

4 委員は、コンプライアンスに関する事項について勧告をすることが必要である考えるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。このとき、委員長が委員会の招集を行わないときは、委員長はその理由を委員会の招集を求めた委員に通知しなければならない。

(コンプライアンス委員会委員長及び副委員長の職務)

第9条の2 コンプライアンス委員会の委員長は、前条に定める他、コンプライアンス委員会を代表し、コンプライアンス委員会の活動を統括する。

2 コンプライアンス委員会の委員長が事故によりその職務を行えないときは、副委員長がその職務を代行し、副委員長も事故によりその職務を行えないときは、コンプライアンス担当理事がコンプライアンス委員の中から職務代行者を指名してその職務を行わせるものとする。

(コンプライアンス事務局)

第10条 コンプライアンス事務局の事務は、当法人総務部が所掌する。

2 コンプライアンス事務局は、コンプライアンス担当理事の職務を補佐し、当法人のコンプライアンスに関わる一切の事項に関する企画及び運営を行う。

3 コンプライアンス事務局は、当法人のコンプライアンスに関する状況、その他コンプ

ライアンスにかかわる一切の事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的に報告する。

（コンプライアンス違反行為の報告及び調査）

第11条 役職員等は、本倫理規程その他法令または当法人の定める規定に違反する行為、若しくはこれらに該当するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反行為」という。）があると判断したときは、これを速やかにコンプライアンス事務局、又はコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

2 コンプライアンス事務局の長は、コンプライアンス事務局がコンプライアンス違反行為の報告を受けたときは、受領した全ての情報を、コンプライアンス担当理事に報告するとともに、コンプライアンス担当理事の指揮のもと、当該コンプライアンス違反行為に関する事実関係を調査しなければならない。

3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス違反行為に関する報告を受領したときは、コンプライアンス事務局に速やかに事実関係の調査を命じるとともに、コンプライアンス違反行為に対する対応策を講じなければならない。

（コンプライアンス教育）

第12条 当法人の役員は、役職員等に対してコンプライアンスに関する周知を行わなければならない。

2 役職員等は、本倫理規程を含むコンプライアンスに関する事項について、自ら進んで情報を収集しなければならない。

（改廃手続き）

第13条 この規定を改正し又は廃止するときは、理事会の決議をもって行わなければならない。

2 この規定を改正し又は廃止しようとするときは、コンプライアンス担当理事は、その旨を速やかに監事に通知しなければならない。このとき、監事は改正又は廃止が不適切であると思慮するときは、速やかにその旨の意見を理事に対して述べなければならない。

附 則

この規程は、2020年6月1日から施行する。（2020年5月3日理事会決議）

2022年5月19日改定

附 則

この改定規程は、2022年6月1日から施行する。

ハラスメント防止規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規程は、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントおよび妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントやその他ハラスメント行為とみなされる行為の全て）を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定めたものであり、働きやすい職場環境を実現することを目的とする。
2. なお、この規程における職員とは、役員、社員、臨時社員、業務委託契約社員、パートタイム労働者および派遣労働者等、その身分や雇用形態に関わりなく職場内で就業するすべての者が含まれるものとする。

(定義)

- 第2条 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する職員の対応等により当該職員の労働条件に不利益を与えること、または性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。なお、セクシュアルハラスメントには同性に対するものも含まれ、職員の性的指向や性自認の状況にも関わらないものとする。
2. パワーハラスメントとは、職場における優越的な関係に基づき、業務の適正な範囲を超え、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害することをいう。
3. 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や同僚が、職員の妊娠・出産および育児・介護等に関する制度または措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントには該当しない。
4. 前各項のいずれも、職権を背景にしないハラスメント行為も含むものとし、これらに準ずるものであって職場環境を悪化させたり個人の人格や尊厳を侵害したりするような一切の行為を、この規程におけるハラスメントとする。
5. 前各項の職場とは、主として勤務する場所のみならず、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

第2章 禁止行為

(禁止行為の原則)

- 第3条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次条から第6条に掲げる行為をしてはならない。
2. 法人および職場内の管理監督者は、職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(セクシュアルハラスメント行為の禁止)

- 第4条 職員は、次に掲げるようなセクシュアルハラスメント行為をしてはならない。
- (1) 性的および身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

- (2) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (3) うわさの流布
- (4) 不必要な身体への接触
- (5) 性的な言動により、他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) 性的な言動への抗議または拒否等を行った職員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- (8) その他、相手方および他の職員に不快感を与える性的な言動

(パワーハラスメント行為の禁止)

第5条 職員は、次に掲げるようなパワーハラスメント行為をしてはならない。

- (1) 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- (2) 人格を否定するような発言をする精神的な攻撃
- (3) 自分の意に沿わない職員に対して、仕事を外したり、長期間にわたり別室に隔離したりするなどの人間関係からの切り離し
- (4) 長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う環境で、業務に直接関係ない作業を命じるなどの過大な要求
- (5) 管理職であるメンバーを退職させるために、誰でも遂行可能な業務を行わせるなどの過小な要求
- (6) 集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の職員に接触しないように働きかけたりするなどの個への侵害

(妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為の禁止)

第6条 職員は、次に掲げるような妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為をしてはならない。

- (1) メンバーの妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- (2) メンバーの妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- (3) メンバーが妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (4) メンバーが妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- (5) メンバーまたは同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

(その他ハラスメント行為とみなされる全ての行為の禁止)

第7条 職員は、名称如何に関わらず、第4条、第5条、第6条各号に準ずるその他ハラスメント行為をしてはならない。

第3章 相談・苦情の取扱い

(対応機関の設置)

第8条 法人は、ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため相談窓口ならびに調査委員会を設ける。

2. 相談窓口は次の業務を担当するものとする。

- (1) ハラスメントに関する相談・苦情を受け付けること。
- (2) 必要事項の聞き取りを行い、コンプライアンス担当理事へ報告すること。
- (3) 調査委員会での検討事案が決定し、該当する場合は調査委員会へ報告すること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関する事項の処理を行うこと。

3. 調査委員会は次の業務を担当するものとする。

- (1) 相談・苦情があった事案について、調査を行うかを検討し、決定すること。
- (2) 相談・苦情があった事案について、事実関係を確認すること。
- (3) 相談・苦情があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。
- (4) その他、ハラスメント防止に関連する事項の処理を行うこと。

(相談・苦情の申出)

第9条 ハラスメントを受けた職員またはハラスメントを目撃した職員は、相談窓口に対してハラスメントに関する相談・苦情の申出を行うことができる。

2. ハラスメントに関する相談・苦情の申出は、現実が発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。

(申出の方法)

第10条 前条に定める相談・苦情の申出は、書面または口頭で行うものとする。

(プライバシーの保護)

第11条 相談窓口の担当者は、申出をした職員および関係当事者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 法人は、職員がハラスメントに関する相談・苦情を申し出たことを理由として、当該職員に不利益な取扱いをしてはならない。

第4章 ハラスメントへの対応

(事実認定)

第13条 ハラスメントの最終的な事実認定は、相談窓口からの報告をもとに、調査委員会で行う。

(懲戒処分)

第14条 法人は、ハラスメント行為が認められた職員に対し、就業規則に基づいて懲戒処分を行う。処分の対象者が役員、業務委託契約社員等の場合は、就業規則に準じた処分を理事会で検討する。ただし、派遣労働者等当社の就業規則の適用を受けない者については、当該者の雇用主等に対して厳正な処分を求めるものとする。

(指導・啓発)

第15条 法人および職場内の管理監督者は、職員によるハラスメント行為が起きないよう、職員の指導・啓発に努めなければならない。

(再発の防止)

第16条 法人は、ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組むこととする。

附 則

(施行日)

本規程は2021年9月1日より施行する。

(改訂日)
2021年12月16日改訂

公益通報者保護に関する規程

(目 的)

第1条 特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ(以下「この法人」という。)は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」(以下「この規程」という。)を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、及び職員・臨時雇・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下「従業員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人、この法人の役員又は従業員等の不正行為として別紙に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。

3 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をするすることができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。

(1) 人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等

ヘルプライン窓口 コンプライアンス担当理事

(2) 理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 監事

(3) 休眠預金等活用法に基づく助成事業に関する通報等

ヘルプライン窓口 JANPIA 資金分配団体等役職員専用ヘルプライン
janpia-bzhl@integrex.jp

(4) その他の事項に関する通報等

ヘルプライン窓口 総務部長

2 従業員等は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等を行うことができる。

（通報等の窓口での対応）

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。

3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）

第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

（公正公平な調査）

第7条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2 通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。

3 ヘルプライン窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2 調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第9条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2 すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。

3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第10条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3 この法人の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第11条 この法人の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第12条 第5条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、

第 10 条第 2 項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第 3 項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、従業員等の場合は、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等については理事長がこれを行う。

（公益通報者保護制度のための教育）

第 13 条 この法人は、この法人の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従業員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（改 廃）

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020 年 9 月 1 日から施行する。（2020 年 9 月 1 日理事会議決）

（別紙）

不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 この法人の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
- 3 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
- 4 この法人の倫理規程に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 5 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上

2020年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		65,000
正会員受取会費	65,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		404,471,760
受取寄附金	404,471,760	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		185,893,552
受取民間助成金	185,893,552	
4 事業収益		26,145,829
(1) 運営者向け運営基盤強化支援事業収益	22,283,040	
(2) 中間支援団体向けネットワーク構築・運営基盤強化支援事業収益	565,880	
(3) 運営者・支援者向け研修事業収益	0	
(4) 支援者向けコンサルティング及び企画運営支援事業収益	2,654,860	
(5) 普及啓発事業収益	354,129	
(6) 調査・研究事業収益	287,920	
5 その他の収益		641,803
受取利息	671	
為替差益	302,102	
雑収益	339,030	
経常収益計		617,217,944
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		19,591,283
給料手当	19,569,518	
役員報酬		
法定福利費	21,765	
(2) その他経費		189,979,500
売上原価	921,807	
業務委託費	35,335,479	
謝金	1,729,000	
食料品購入費	1,169,917	
印刷製本費	134,621	
会議費	27,373	
交際費	4,000	
旅費交通費	2,079,237	
通信運搬費	107,910	
消耗品費	31,932	
賃借料	96,309	
租税公課	16,600	
研修費	140,500	
支払手数料	3,188,358	
支払助成金	135,679,737	
支払寄付金	5,780,000	

	新聞図書費	1,850	
	広告宣伝費	3,252,000	
	システム関連費	9,300	
	催事費	273,570	
事業費計			209,570,783
2 管理費			
	(1) 人件費		12,437,794
	役員報酬	2,400,000	
	給料手当	9,543,927	
	法定福利費	493,867	
	(2) その他経費		37,367,707
	業務委託費	3,996,132	
	謝金	103,500	
	印刷製本費	242,477	
	会議費	1,146	
	旅費交通費	179,278	
	通信運搬費	244,788	
	消耗品費	123,101	
	地代家賃	442,244	
	賃借料	66,528	
	諸会費	116,700	
	租税公課	7,383	
	研修費	51,900	
	支払手数料	31,772,730	
	システム関連費	19,800	
管理費計			49,805,501
経常費用計			259,376,284
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			357,841,660
【C】経常外収益			
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益	1,114,210	
経常外収益計			1,114,210
【D】経常外費用			
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			1,114,210
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			358,955,870
	法人税、住民税及び事業税・・・④		491,500
	前期繰越正味財産額・・・⑤		15,068,935
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			373,533,305

2020年度 財産目録

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金 額	小 計	合 計
【A】 資 産 の 部			
1 流動資産			
現金預金		382,190,951	
手元現金	0		
住信SBIネット銀行 普通預金	112,622,746		
住信SBIネット銀行 外貨普通預金	4,424,091		
ジャパンネット銀行 普通預金	54		
ゆうちょ銀行 通常貯金	179,935,073		
ゆうちょ銀行 通常貯金	1,132,062		
ゆうちょ銀行 通常貯金	9		
ゆうちょ銀行 通常貯金	0		
ゆうちょ銀行 通常貯金	23,157,030		
ゆうちょ銀行 通常貯金	54,781,650		
ゆうちょ銀行 振替口座	6,138,236		
棚卸資産		680,553	
防災マニュアル	484,112		
こども食堂エピソードブック	196,441		
立替金		61,418	
従業員社会保険料	61,418		
前払費用		264,011	
事務所家賃4月分	85,811		
顧問料4月分	176,000		
通信費4月分	2,200		
未収入金		990,000	
受託事業未収入金	990,000		
仮払金		102,980	
誤振込	102,980		
流動資産合計・・・①			384,289,913
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産			
特定資産		8,500,000	
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000		
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000		
差入保証金		142,020	
事務所保証金	142,020		
固定資産合計・・・②			8,642,020
【A】 資 産 合 計 ①+②			392,931,933

【B－1】 負 債 の 部			
1 流動負債			
未払金		638,692	
立替経費精算	638,692		
未払費用		15,553,072	
給料3月	4,921,621		
法定福利費3月分	93,493		
電話料3月分	7,089		
広告料2・3月分	231,000		
支払手数料2・3月分	1,988,360		
業務委託費他	8,311,509		
未払助成金		2,308,489	
助成金2件	2,308,489		
前受金		20,900	
前受収益	20,900		
預り金		385,975	
給料・土業源泉所得税	379,049		
報酬等源泉所得税	6,126		
住民税	800		
未払法人税等		491,500	
令和3年3月期確定申告分	491,500		
流動負債合計・・・③			19,398,628
2 固定負債			
長期借入金	0	0	
固定負債合計・・・④			0
【B－1】 負 債 合 計 ③+④			19,398,628
【B－2】 正 味 財 産 合 計 【A】－【B－1】			373,533,305

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
- 施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
- ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業						合計
	運営者向け運営 基盤強化支援事業	中間支援団体向け ネットワーク構築 ・運営基盤強化支援事業	運営者・支援者向け 研修事業	支援者向け コンサルティング 及び企画運営支援事業	普及啓発事業	調査・研究事業	
(1) 人件費							
給料手当	9,128,170	2,350,000	66,250	5,256,199	646,959	2,121,940	19,569,518
法定福利費	16,735	2,346	44	1,565	151	924	21,765
人件費計	9,144,905	2,352,346	66,294	5,257,764	647,110	2,122,864	19,591,283
(2) その他経費							
業務委託費	25,986,393	2,473,972	1,396	687,268	70,784	6,115,666	35,335,479
謝金	845,000	505,000		110,000	40,000	229,000	1,729,000
売上原価		820,908				100,899	921,807
食料品購入費				1,169,917			1,169,917
印刷製本費	108,357			26,264			134,621
会議費	20,224			464		6,685	27,373
交際費	4,000						4,000
旅費交通費	625,171	939,308		319,144	42,085	153,529	2,079,237
通信運搬費	43,706	26,730		1,050		36,424	107,910
消耗品費	22,992	8,940					31,932
賃借料	59,609	36,700					96,309
租税公課	4,600		10,000	2,000			16,600
研修費	41,500	99,000					140,500
支払手数料	2,977,354	50,375	8,529	79,851	6,659	65,590	3,188,358
支払助成金	116,640,767	13,040,070	338,900	5,010,000	650,000		135,679,737
支払寄付金	1,200,000	2,200,000		2,380,000			5,780,000
新聞図書費	1,850						1,850
広告宣伝費	3,202,500					49,500	3,252,000
システム関連費	9,300						9,300
催事費	210,361	29,479	556	19,663	1,904	11,607	273,570
その他経費計	152,003,684	20,230,482	359,381	9,805,621	811,432	6,768,900	189,979,500
合計	161,148,589	22,582,828	425,675	15,063,385	1,458,542	8,891,764	209,570,783

3. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は 373,533,305 円ですが、そのうち77,938,680円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は295,594,625円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
新型コロナウイルス 対策緊急食支援事業	0	40,073,573	40,073,573	0	助成金総額は41,250千円。当期増加額との 差額1,176,427円は未払助成金として貸 借対照表に計上している。
子供未来応援基金	0	1,859,938	1,859,938	0	助成金総額は2,992千円。当期増加額との 差額1,132,062円は未払助成金として貸 借対照表に計上している。
YS市庭助成金	0	500,000	500,000	0	
休眠預金コロナ緊急枠	0	37,016,000	13,858,970	23,157,030	
休眠預金通常枠	0	54,781,650	0	54,781,650	
合計	0	134,231,161	56,292,481	77,938,680	

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	0	6,500,000	0	6,500,000
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000
差入保証金	0	142,020	0	142,020	0	142,020
合計	8,500,000	142,020	0	8,642,020	0	8,642,020

貸借対照表の固定資産（3） 投資その他の資産に計上されている 食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産
および さくらプロジェクト基金特定資産は、ゆうちょ銀行 通常貯金です。

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法
事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当については従事割合に基づき按分しています。

2020年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	382,190,951	
棚卸資産	680,553	
立替金	61,418	
前払費用	264,011	
未収入金	990,000	
仮払金	102,980	
流動資産合計・・・①		384,289,913
2 固定資産		
(1) 有形固定資産	0	0
(2) 無形固定資産	0	0
(3) 投資その他の資産		8,642,020
食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産	6,500,000	
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	
差入保証金	142,020	
固定資産合計・・・②		8,642,020
【A】 資 産 合 計 ①+②		392,931,933
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金	638,692	
未払費用	15,553,072	
未払助成金	2,308,489	
前受金	20,900	
預り金	385,975	
未払法人税等	491,500	
流動負債合計・・・③		19,398,628
2 固定負債		
	0	0
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		19,398,628
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額	15,068,935	
当期正味財産増減額	358,464,370	
正 味 財 産 合 計		373,533,305
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		392,931,933

2021年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		150,000
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金		506,801,075
受取寄附金	506,801,075	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		73,500,296
受取民間助成金	56,500,296	
受取国庫補助金	17,000,000	
4 事業収益		11,804,943
（1）運営者向け運営基盤強化支援事業収益	391,322	
（2）中間支援団体向けネットワーク構築・運営基盤強化支援事業収益	348,540	
（3）運営者・支援者向け研修事業収益	0	
（4）支援者向けコンサルティング及び企画運営支援事業収益	10,576,101	
（5）普及啓発事業収益	309,900	
（6）調査・研究事業収益	179,080	
5 その他の収益		591,728
受取利息	1,857	
為替差益	466,752	
資産受贈益	23,119	
雑収益	100,000	
経常収益計		592,848,042
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		29,711,256
給料手当	29,711,256	
役員報酬		
法定福利費		
（2）その他経費		387,055,945
売上原価	390,104	
業務委託費	83,384,123	
謝金	5,826,169	
食料品購入費	43,963	
印刷製本費	305,270	
会議費	19,346	
交際費	6,260	
旅費交通費	5,741,299	
通信運搬費	450,534	
消耗品費	294,725	
賃借料	133,976	
保険料	3,233	
租税公課	803	
研修費	2,040,000	
支払手数料	3,497,755	

	支払助成金	270,862,309	
	支払寄付金	12,694,000	
	広告宣伝費	709,500	
	システム関連費	172,494	
	催事費	462,132	
	リース料	11,550	
	雑費	6,400	
事業費計			416,767,201
2	管理費		
	(1) 人件費		24,677,773
	役員報酬	5,700,000	
	給料手当	15,764,008	
	法定福利費	3,213,765	
	(2) その他経費		104,990,420
	業務委託費	19,482,908	
	謝金	130,000	
	印刷製本費	636,814	
	会議費	2,705	
	旅費交通費	482,504	
	通信運搬費	1,076,126	
	消耗品費	440,445	
	修繕費	16,170	
	地代家賃	1,897,522	
	賃借料	53,625	
	諸会費	239,600	
	租税公課	54,701	
	研修費	140,900	
	支払手数料	8,595,921	
	新聞図書費	49,459	
	広告宣伝費	71,689,800	
	システム関連費	1,220	
管理費計			129,668,193
経常費用計			546,435,394
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			46,412,648
【C】経常外収益			
	受取配当金	202,706	
経常外収益計			202,706
【D】経常外費用			
	有価証券売却損	447,340	
	雑損失	3,938	
経常外費用計			451,278
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			-248,572
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			46,164,076
	法人税、住民税及び事業税・・・④		1,180,200
	前期繰越正味財産額・・・⑤		373,533,305
次期繰越正味財産額③－④＋⑤			418,517,181

2021年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NP0法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NP0法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業						合計
	運営者向け運営 基盤強化支援事業	中間支援団体向け ネットワーク構築 ・運営基盤強化支援事業	運営者・支援者向 け研修事業	支援者向け コンサルティング 及び企画運営支援事業	普及啓発事業	調査・研究事業	
(1) 人件費							
給料手当	15,522,425	4,665,565	302	5,920,739	543,716	3,058,509	29,711,256
法定福利費							0
人件費計	15,522,425	4,665,565	302	5,920,739	543,716	3,058,509	29,711,256
(2) その他経費							
業務委託費	19,595,801	5,534,819	362	17,983,081	364,754	39,905,306	83,384,123
謝金	911,000	674,840		570,000	80,000	3,590,329	5,826,169
売上原価		303,039				87,065	390,104
食料品購入費				25,675		18,288	43,963
印刷製本費	24,865	6,340		119,064	59,371	95,630	305,270
会議費	9,026	6,813		3,100		407	19,346
交際費	6,260						6,260
旅費交通費	1,993,720	1,919,632		1,207,803	28,340	591,804	5,741,299
通信運搬費	119,521	28,430		250,918	7,130	44,535	450,534
消耗品費	140,986	26,270		115,034	8,052	4,383	294,725
賃借料	72,906	55,330		3,740		2,000	133,976
保険料	3,233						3,233
租税公課				3		800	803
研修費	1,850,500	178,500		11,000			2,040,000
支払手数料	2,087,610	264,050	707	727,747	10,426	407,215	3,497,755
支払助成金	207,857,711	16,735,470	40,200	46,228,928			270,862,309
支払寄付金	7,954,000	1,500,000		3,240,000			12,694,000
広告宣伝費	676,500				33,000		709,500
システム関連費				22,110		150,384	172,494
催事費	222,637	27,439	36	169,793	976	41,251	462,132
リース料				11,550			11,550
雑費	4,200			2,200			6,400
その他経費計	243,530,476	27,260,972	41,305	70,691,746	592,049	44,939,397	387,055,945
合計	259,052,901	31,926,537	41,607	76,612,485	1,135,765	47,997,906	416,767,201

3 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は 418,517,181 円ですが、そのうち33,152,677円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は385,364,504円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
カゴメみらい やさい財団	0	29,635,798	29,635,798	0	全額を支払助成金及び振込手数料として支出。
子供未来応援基金	0	1,942,000	1,942,000	0	助成金総額は2,996千円。当期増加額との差額1,054千円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
休眼預金 コロナ緊急枠	23,157,030	0	23,157,030	0	助成金総額は37,016,000円（前期入金）。当期減少額のうち3,328,219円は未払助成金として貸借対照表に計上している。
休眼預金通常枠 2020	54,781,650	7,520,000	46,033,023	16,268,627	当期増加額は自己資金入金。
休眼預金通常枠 2021	0	16,884,050	0	16,884,050	助成金総額は80,198,730円。当期増加額との差額63,314,680円は前受助成金として貸借対照表に計上している。
合計	77,938,680	55,981,848	100,767,851	33,152,677	

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	0	6,500,000	0	6,500,000
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	0	2,000,000	0	2,000,000
出資金	0	5,000	0	5,000	0	5,000
差入保証金	142,020	145,780	0	287,800	0	287,800
合計	8,642,020	150,780	0	8,792,800	0	8,792,800

貸借対照表の固定資産（3） 投資その他の資産に計上されている「食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産」および「さくらプロジェクト基金特定資産」は、ゆうちょ銀行 通常貯金です。

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当および業務委託費については従事割合に基づき按分しています。

・ 業務委託費

事業費と管理費の業務委託費には、請負契約分と業務準委任契約分が含まれています。

2021年度 財産目録

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計	合計
【A】 資産の部			
1 流動資産			
現金預金		505,681,188	
手元現金	0		
住信SBIネット銀行 普通預金	157,161,169		
住信SBIネット銀行 外貨普通預金	4,890,879		
PayPay銀行 普通預金	113		
ゆうちょ銀行 通常貯金	210,963,829		
ゆうちょ銀行 通常貯金	1,398,949		
ゆうちょ銀行 通常貯金	26		
ゆうちょ銀行 通常貯金	80,198,730		
ゆうちょ銀行 通常貯金	3,328,219		
ゆうちょ銀行 通常貯金	16,268,627		
ゆうちょ銀行 振替口座	31,371,396		
東京三菱UFJ銀行 普通預金	99,251		
商品		353,519	
こども食堂エピソードブック	109,376		
防災マニュアル	244,143		
貯蔵品		343,259	
Amazonギフトクーポン	55,929		
専門職パンフレット	287,330		
未収助成金		916,667	
赤い羽根助成金	916,667		
前払費用		625,270	
事務所家賃4月分	182,490		
人事労務ソフト利用料4月分	5,500		
顧問料4月分	286,000		
旅費交通費4月分	145,780		
通信費4月分	5,500		
未収入金		3,385,249	
受託事業	3,383,105		
源泉所得税徴収漏れ	2,144		
流動資産合計・・・①			511,305,152
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産			
特定資産		8,500,000	
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000		
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000		
出資金		5,000	
組合加入金	5,000		
差入保証金		287,800	
事務所保証金	287,800		

固定資産合計・・・②			8,792,800
【A】資産合計 ①+②			520,097,952
【B-1】負債の部			
1 流動負債			
未払金 立替経費精算		1,597,974	1,597,974
未払費用 給料3月分 法定福利費3月分 電話料3月分 広告料3月分 支払手数料3月分 業務委託費他		6,253,787 430,678 8,844 1,388,750 27,500 18,138,136	26,247,695
未払補助金 補助金1件		3,000,000	3,000,000
未払助成金 助成金3件		5,558,646	5,558,646
前受助成金 助成金1件		63,314,680	63,314,680
預り金 給料源泉所得税 士業源泉所得税 報酬源泉所得税 住民税		497,870 24,299 47,807 111,600	681,576
未払法人税等 令和4年3月期確定申告分		1,180,200	1,180,200
流動負債合計・・・③			101,580,771
2 固定負債			
		0	0
固定負債合計・・・④			0
【B-1】負債合計 ③+④			101,580,771
【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】			418,517,181

2021年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金 額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	505,681,188	
商品	353,519	
貯蔵品	343,259	
未収助成金	916,667	
前払費用	625,270	
未収入金	3,385,249	
流動資産合計・・・①		511,305,152
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		0
	0	
(2) 無形固定資産		0
	0	
(3) 投資その他の資産		8,792,800
食べる・遊ぶ・笑う こども食堂基金特定資産	6,500,000	
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	
出資金	5,000	
差入保証金	287,800	
固定資産合計・・・②		8,792,800
【A】 資 産 合 計 ①+②		520,097,952
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金	1,597,974	
未払費用	26,247,695	
未払補助金	3,000,000	
未払助成金	5,558,646	
前受助成金	63,314,680	
預り金	681,576	
未払法人税等	1,180,200	
流動負債合計・・・③		101,580,771
2 固定負債		
	0	
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		101,580,771
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額	373,533,305	
当期正味財産増減額	44,983,876	
正 味 財 産 合 計		418,517,181
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		520,097,952

2022年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		145,000
正会員受取会費	145,000	
2 受取寄附金		650,230,894
受取寄附金	650,230,894	
3 受取助成金等		623,780,980
受取民間助成金	373,780,980	
受取国庫補助金	250,000,000	
4 事業収益		20,136,458
（1）地域ネットワーク団体支援	1,221,207	
（2）企業団体連携	18,618,882	
（3）調査・研究	296,369	
5 その他の収益		690,783
受取利息	31,806	
為替差益	429,337	
資産受贈益	18,800	
雑収益	210,840	
経常収益計		1,294,984,115
【B】 経常費用		
1 事業費		
（1）人件費		58,967,929
役員報酬	6,600,000	
給料手当	52,367,929	
（2）その他経費		686,219,475
売上原価	674,849	
業務委託費	132,469,720	
謝金	6,308,000	
食料品購入費	1,812,425	
印刷製本費	349,334	
会議費	500,131	
交際費	2,000	
旅費交通費	16,041,179	
通信運搬費	894,144	
消耗品費	241,322	
賃借料	812,242	
保険料	34,720	
諸会費	74,000	
租税公課	4	
研修費	3,290,770	
支払手数料	1,403,008	
支払助成金	520,459,391	

	新聞図書費	54,356	
	広告宣伝費	797,880	
事業費計			745,187,404
2	管理費		
	(1) 人件費		38,813,436
	役員報酬	2,150,000	
	給料手当	28,117,903	
	法定福利費	8,545,533	
	(2) その他経費		123,338,189
	業務委託費	38,868,712	
	採用費	8,272,000	
	福利厚生費	9,500	
	謝金	40,000	
	印刷製本費	1,012,164	
	会議費	83,678	
	交際費	12,000	
	旅費交通費	1,742,217	
	通信運搬費	1,862,347	
	消耗品費	451,810	
	支援用消耗品費	18,800	
	地代家賃	4,020,493	
	賃借料	1,109,407	
	保険料	203,980	
	諸会費	335,600	
	租税公課	65,486	
	研修費	1,738,604	
	支払手数料	12,256,356	
	新聞図書費	154,868	
	広告宣伝費	51,007,745	
	リース料	49,280	
	雑費	23,142	
管理費計			162,151,625
経常費用計			907,339,029
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			387,645,086
【C】経常外収益			
経常外収益計			0
【D】経常外費用			
雑損失		60,428	
経常外費用計			60,428
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			-60,428
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③			387,584,658
法人税、住民税及び事業税・・・④			866,300
前期繰越正味財産額・・・⑤			418,517,181
次期繰越正味財産額③－④＋⑤＋⑥			805,235,539

2022年度 貸借対照表

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 資 産 の 部		
1 流動資産		
現金預金	772,640,653	
商品	285,200	
貯蔵品	68,756	
前払費用	1,268,630	
未収助成金	4,534,000	
未収入金	9,950,910	
仮払金	821,307	
流動資産合計・・・①		789,569,456
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		0
	0	
(2) 無形固定資産		0
	0	
(3) 投資その他の資産		90,697,800
東大寄附講座基金特定資産	90,000,000	
出資金	5,000	
差入保証金	692,800	
固定資産合計・・・②		90,697,800
【A】 資 産 合 計 ①+②		880,267,256
【B-1】 負 債 の 部		
1 流動負債		
未払金		28,903,179
未払費用		29,218,451
未払補助金		3,000,000
未払助成金		11,970,054
預り金		1,073,733
未払法人税等		866,300
流動負債合計・・・③		75,031,717
2 固定負債		
固定負債合計・・・④		0
負 債 合 計 ③+④		75,031,717
【B-2】 正 味 財 産 の 部		
前期繰越正味財産額		418,517,181
伴走支援基金積立金	150,000,000	
こども食堂基金積立金	150,000,000	
繰越利益剰余金	118,517,181	
当期正味財産増減額		386,718,358
正 味 財 産 合 計		805,235,539
【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】		880,267,256

2022年度 計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による低価基準によっています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れはありましたが、そのサービスに関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (3) ボランティアによる役務の提供の会計処理
ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、計算書類の注記も活動計算書の計上もしていません。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込経理方式によっています。

2 事業費の内訳

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業			合計
	地域ネットワーク 団体支援	企業団体連携	調査・研究	
(1) 人件費				
役員報酬	5,044,154	1,134,549	421,297	6,600,000
給料手当	39,978,582	9,334,743	3,054,604	52,367,929
人件費計	45,022,736	10,469,292	3,475,901	58,967,929
(2) その他経費				
売上原価	409,476		265,373	674,849
業務委託費 (むすびえメン バー)	24,372,306	19,220,070	10,377,524	53,969,900
業務委託費 (外部委託)	27,122,950	21,835,619	29,541,251	78,499,820
謝金	2,079,427	1,732,190	2,496,383	6,308,000
食料品購入費	1,800,000	12,425		1,812,425
印刷製本費	180,564	164,503	4,267	349,334
会議費	419,039	58,164	22,928	500,131
交際費	2,000			2,000
旅費交通費	13,011,613	2,745,668	283,898	16,041,179
通信運搬費	59,814	265,184	569,146	894,144
消耗品費	133,803	104,459	3,060	241,322
賃借料	223,776	584,937	3,529	812,242
保険料		34,720		34,720
諸会費	60,000		14,000	74,000
租税公課		2	2	4
研修費	3,287,894	2,097	779	3,290,770
支払手数料	928,852	377,582	96,574	1,403,008
支払助成金	450,352,566	70,106,825		520,459,391
新聞図書費	54,356			54,356
広告宣伝費		385,000	412,880	797,880
その他経費計	524,498,436	117,629,445	44,091,594	686,219,475
合計	569,521,172	128,098,737	47,567,495	745,187,404

業務委託費（むすびえメンバー）は業務準委任契約、業務委託費（外部委託）は請負契約です。

3 使途等が制約された寄附金等及び任意積立金の内訳
使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

当法人の正味財産は 805,235,539 円ですが、そのうち529,935,673円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は275,299,866円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
カゴメみらい やさい財団	0	28,289,635	28,289,635	0	全額を支払助成金及び振込手数料として支出。
休眠預金通常枠 2020	16,268,627	47,864,000	50,070,510	14,062,117	当期増加額は、助成金総額40,624千円、自己資金入金7,240千円。
休眠預金通常枠 2021	16,884,050	73,814,680	56,150,139	34,548,591	当期増加額は、助成金総額63,314千円、自己資金入金10,500千円。
休眠預金コロナ枠 2021	0	53,995,202	43,907,302	10,087,900	当期増加額は、助成金総額53,995千円。
休眠預金通常枠 2022	0	171,327,500	90,435	171,237,065	当期増加額は、助成金総額156,327千円、自己資金入金15,000千円。
厚生労働省 ひとり親家庭等の子ども の食事等支援事業	0	250,000,000	250,000,000	0	当期増加額は、補助金総額250,000千円。
合計	33,152,677	375,291,017	178,508,021	229,935,673	

任意積立金の内訳は以下の通りです。

(単位：円)

科目	期首残高	当期積立	当期取崩	期末残高
伴走支援基金積立金	0	150,000,000	0	150,000,000
こども食堂基金積立金	0	150,000,000	0	150,000,000
合計	0	300,000,000	0	300,000,000

4 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産						
食べる・遊ぶ・笑うこども食堂基金特定資産	6,500,000	0	6,500,000	0	0	0
さくらプロジェクト基金特定資産	2,000,000	0	2,000,000	0	0	0
東大寄附講座基金特定資産	0	90,000,000	0	90,000,000	0	90,000,000
出資金	5,000	0	0	5,000	0	5,000
差入保証金	287,800	405,000	0	692,800	0	692,800
合計	8,792,800	90,405,000	8500000	90,697,800	0	90,697,800

貸借対照表の固定資産（3） 投資その他の資産に計上されている「東大寄附講座基金特定資産」は、
GMOあおぞらネット銀行 普通預金です。

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・ 事業費と管理費の按分方法
事業費と管理費に共通する経費のうち、役員報酬、給料手当及び業務委託費については従事割合に基づき按分しています。
- ・ 業務委託費
事業費と管理費の業務委託費には、請負契約分と業務準委任契約分が含まれています。
- ・ 預金口座の用途

預金口座	用途
住信ＳＢＩネット銀行 普通預金	法人の代表口座
住信ＳＢＩネット銀行 外貨普通預金	海外からのドル送金のための口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	法人の代表口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	払込用紙による寄附金の受け入れ口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2021年度通常枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業コロナ緊急枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2020年度通常枠専用口座
ゆうちょ銀行 通常貯金	休眠預金等活動事業2021年度コロナ枠専用口座
三菱ＵＦＪ銀行 普通預金	カゴメみらいやさい財団の助成金専用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	法人の代表口座
GMOあおぞらネット 普通預金	休眠預金等活動事業2022年度通常枠専用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	事業収益の入金用口座
GMOあおぞらネット 普通預金	遺贈寄付で受け入れた資産の遺留分引当のための口座
GMOあおぞらネット 普通預金	東大寄附講座基金特定資産を管理するための口座

2022年度 財産目録

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

(単位：円)

科目	金額	小計	合計
【A】 資産の部			
1 流動資産			
現金預金		772,640,653	
住信SBIネット銀行 普通預金	232,835,873		
住信SBIネット銀行 外貨普通預金	6,022,130		
ゆうちょ銀行 通常貯金	196,704,704		
ゆうちょ銀行 通常貯金	34,548,591		
ゆうちょ銀行 通常貯金	3,328,588		
ゆうちょ銀行 通常貯金	14,062,117		
ゆうちょ銀行 通常貯金	10,087,900		
ゆうちょ銀行 振替口座	77,099,578		
三菱UFJ銀行 普通預金	27,874		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	3,095,085		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	171,237,065		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	3,591,148		
GMOあおぞらネット銀行 普通預金	20,000,000		
商品		285,200	
こども食堂エピソードブック1	125,693		
防災マニュアル	159,507		
貯蔵品		68,756	
Amazonギフトクーポン	2,048		
こども食堂エピソードブック2	63,851		
3つ折りパンフレット「こども食堂ってどんなところ？」	2,857		
前払費用		1,268,630	
事務所家賃4月分	405,130		
通信費4月分	5,500		
会計ソフト4～7月分	440,000		
税務顧問料4月分	286,000		
リモートアシスタントサービス4月分	132,000		
未収助成金		4,534,000	
公益財団法人東京都保健福祉財団 子供が輝く東京・応援事業助成金 (2022年度)	4,534,000		
未収入金		9,950,910	
事業収益	9,950,910		
仮払金		821,307	
従業員への経費仮払い	821,307		
流動資産合計・・・①			789,569,456
2 固定資産			
(1) 投資その他の資産			
特定資産		90,000,000	
東大寄附講座基金特定資産	90,000,000		

出資金 組合加入金	5,000	5,000	
差入保証金 事務所保証金	692,800	692,800	
固定資産合計・・・②			90,697,800
【A】資産合計 ①+②			880,267,256
【B-1】負債の部			
1 流動負債			
未払金 給料および立替経費3月分 広告宣伝費他	12,741,059 16,162,120	28,903,179	
未払費用 業務委託費他	29,218,451	29,218,451	
未払補助金 補助金1件	3,000,000	3,000,000	
未払助成金 助成金3件	11,970,054	11,970,054	
預り金 給料源泉所得税 土業源泉所得税 報酬源泉所得税 住民税	672,199 5,819 15,315 380,400	1,073,733	
未払法人税等 令和5年3月期確定申告分	866,300	866,300	
流動負債合計・・・③			75,031,717
2 固定負債			
固定負債合計・・・④			0
【B-1】負債合計 ③+④			75,031,717
【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】			805,235,539

2022年度 活動計算書（収益事業）

特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		0
2 受取寄附金		0
3 受取助成金等		0
4 事業収益		16,291,025
自主事業収益	298,560	
受託事業収益	15,992,465	
5 その他の収益		0
経常収益計		16,291,025
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		3,324,384
給料手当	3,324,384	
(2) その他経費		8,990,624
売上原価	674,849	
業務委託費	6,218,914	
謝金	1,420,000	
印刷製本費	173,300	
会議費	2,750	
旅費交通費	341,692	
通信運搬費	13,278	
消耗品費	20,277	
賃借料	46,159	
支払手数料	79,405	
事業費計		12,315,008
2 管理費		
(1) 人件費		0
(2) その他経費		0

管理費計		0
経常費用計		12,315,008
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		3,976,017
【C】経常外収益		
前期損益修正益（売上計上もれ認容）	2,022,880	
経常外収益計		2,022,880
【D】経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		2,022,880
税引前当期正味財産増減額①＋②・・・③		5,998,897
法人税、住民税及び事業税・・・④		866,300
税引後当期正味財産増減額③－④		5,132,597